

第3次 彦根市地域福祉計画



令和4年(2022年)3月

彦根市

目 次

| | |
|--|----|
| 第1章 はじめに | 1 |
| 1 計画策定の目的 | 1 |
| 2 計画策定にあたっての基本的な視点 | 2 |
| 3 計画の性格 | 3 |
| 4 計画の期間 | 4 |
| 第2章 彦根市の地域福祉の状況と課題 | 5 |
| 1 人口等の状況 | 5 |
| (1) 人口構成の状況 | 5 |
| (2) 学区別人口の状況 | 6 |
| 2 地域福祉を取り巻く状況 | 14 |
| (1) 社会状況の変化 | 14 |
| (2) 市民生活における変化 | 16 |
| 3 地域福祉に関する市民ニーズの分析と課題 | 30 |
| (1)《基本目標1 支えあい、地域で安心して暮らせるまち》について | 31 |
| (2)《基本目標2 一人ひとりに必要な情報が届くまち》について | 34 |
| (3)《基本目標3 身近なところで相談でき、必要な支援が受けられるまち》について | 36 |
| (4)《基本目標4 お互いに地域福祉について学びあえるまち》について | 38 |
| (5)《基本目標5 人それぞれに参加でき、役にたてるまち》について | 40 |
| (6)再犯防止等の推進について | 42 |
| 第3章 計画の体系 | 43 |
| 1 基本理念 | 43 |
| 2 基本目標 | 44 |
| 3 地域福祉における「地域」の範囲 | 45 |
| 4 SDGsとの関連 | 46 |
| 5 計画の体系 | 47 |
| 第4章 計画の取組 | 51 |
| 基本目標1 つながりと支え合いで、地域の安心をつむぐまち | 51 |
| 基本目標2 一人ひとりにわかりやすく、必要な情報が得られるまち | 62 |
| 基本目標3 多様な相談に総合的に対応でき、必要な支援が届くまち | 68 |
| 基本目標4 地域福祉への関心を高め、互いのために学び合えるまち | 75 |
| 基本目標5 全世代が参加でき、役割と活力が生まれるまち | 80 |
| 基本目標6 更生を支援し、再犯を防止するまち | 86 |

| | |
|------------------|-----|
| 第5章 計画の推進 | 91 |
| 1 各主体の役割と連携 | 91 |
| 2 計画の進行管理 | 93 |
| 3 取組の評価指標 | 93 |
| 付属資料 | 98 |
| 1 策定の経緯に関する資料 | 98 |
| 2 市民アンケート調査結果の概要 | 101 |
| 3 団体アンケート調査結果の概要 | 108 |

※「障害」の表記について

彦根市障害者福祉推進会議では、「障害」を個人の問題としてとらえるのではなく、社会によって作られた問題とみなし、社会のあり方を変えていくことが必要だとする「社会モデル」の考え方立つことを共通認識した上で、「障害」の表記について議論したところ、様々な意見に分かれましたが、ここでは、「障害」、「障害のある人」、「障害のある子ども」と表記します。

第3次彦根市地域福祉計画

第1章 はじめに

1 計画策定の目的

彦根市では、「支えあい 信頼しあい つながりあえるまち 彦根」を基本理念として、平成24年3月に第1次地域福祉計画、そして平成29年3月に第2次地域福祉計画を策定しました。これは、「地域」の範囲として、「ご近所」「自治会」「小学校区」「市全域」の各レベルを設定するとともに、取組の主体を明確にしながら、策定したものです。

この間、わが国の社会保障の枠組みとして、従来の医療・年金、介護、障害者福祉に、子ども・子育て支援、生活困窮者支援が加えられました。その後、平成30年4月の社会福祉法改正により、高齢者のケアを主眼とする地域包括ケアシステム¹の考え方を全世代型のものとして拡大する「地域共生社会²」の実現という方針が打ち出されました。さらに、令和2年6月の社会福祉法改正を受けて、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮の相談支援等、既存の取組や地域資源を生かしつつ、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための「重層的支援体制整備事業」が、令和3年度から新たに創設されました。

また、平成28年12月に成立、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において、犯罪や非行をした人が社会復帰後、地域社会で孤立しないための「息の長い支援」に取り組むことが求められています。

これらの取組は全て、誰もが孤立することなく安心して暮らせる社会、そして社会参加を通じて活躍できる社会を目指すものです。

地域において高齢者世帯の増加や、地域活動者（地域の担い手）の減少、経済的困窮や社会的孤立といった問題が山積する一方、令和元年度から世界規模で拡がった新型コロナウイルス感染症、各地で頻発する地震災害や集中豪雨等による災害の発生により、地域で暮らす私たち一人ひとりの暮らしを取り巻く環境も加速度的に変容しています。こうした状況を受けて、安全・安心な暮らしに対する国民のニーズが増大すると同時に、地域の絆をもう一度見直し、新たに支え合い、つながり合う関係性を模索する必要性が高まっています。

こうしたことを踏まえ、本市では、第2次計画が令和3年度末に目標年次を迎えることから、市民参加の下、彦根市における福祉・生活課題の「いま」と「これから」を見据えて、地域福祉に係る今後5年間の目標と取組を定めるため、第3次となる彦根市地域福祉計画を策定するものです。

¹ 地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援に係るサービスが切れ目なく提供される仕組み。介護保険事業計画における重要課題とされている。

² 地域共生社会：制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

2 計画策定にあたっての基本的な視点

地域福祉計画は、市民、地域団体、ボランティア団体、NPO、事業者、大学、学区（地区）社会福祉協議会、彦根市社会福祉協議会、行政等がそれぞれ主体となり、互いに連携して取り組むことが不可欠です。

第3次計画では、次のような視点の下、より一層実行可能な計画づくりを目指しました。

(1) 「実行可能な行動計画」にするために

第3次計画では、計画の実効性を高めるためにはどうしたらよいのか、第2次計画の達成状況についてしっかりと検証し、より一層実行可能な行動計画づくりを進めました。

(2) 対応が必要となる重点課題

制度・分野や「支える側」「支えられる側」といった従来の枠組を越えた、人と人、人と社会がつながり合い、支え合い、ともに安心して暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けて、対応が求められる重要な課題に対して、計画への反映を図りました。

- ◎全ての要支援者を地域の中で支援できる地域包括ケアシステムの構築
- ◎再犯の防止等の推進に関する取組
- ◎本人や世帯の属性に関わらず受け止める、包括的な相談支援の実施
- ◎「断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供等、多様な社会参加に向けた支援の実施
- ◎地域を構成する様々な立場の人たちが互いに連携・協力し合う仕組みづくり
- ◎新型コロナウイルス感染症拡大の影響による「新しい生活様式」の実践となる、新たな支え合いの模索 等

(3) 市民の声を反映させた計画づくり

地域福祉計画の実行においては市民が大切な役割を担っていることから、市民にとってわかりやすく、より身近に感じられ、参加しやすい計画づくりとするため、市民アンケートに加え、全3回の市民ワークショップを開催し、計画に意見を反映しています。

3 計画の性格

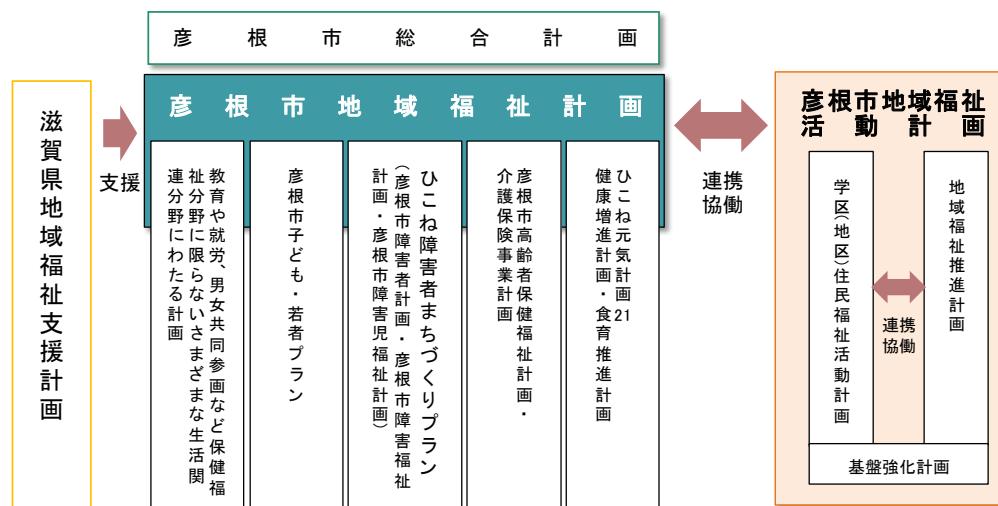
(1) 法的位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むため市町村が策定する計画で、次の事項を一体的に定めるものです。

- ・地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ・地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ・地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ・地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(2) 地域をステージとした総合的な福祉の指針

「彦根市総合計画」を上位計画とし、子ども・若者、障害のある人、高齢者等への支援に係る個別計画との整合性および連携を図り、これらの個別計画を内包する計画として策定するとともに、彦根市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との連携も図るものであります。また、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、第8条第1項に基づく地方計画として、本市における再犯防止の推進に関する取組を本計画に含めるものとします。



(3) 行政・市民・事業者の協働

社会福祉法第4条では、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない」とされています。

つまり、地域住民を地域福祉の責任ある主体と位置付けるとともに、社会福祉に関する活動を行う者、すなわちボランティアについても地域福祉の担い手として位置付けています。このことから「行政・市民・事業者の協働」という考え方方が導入され、これら三者はともに地域福祉を進める対等な協力関係をつくっていくことが求められます。

4 計画の期間

第3次地域福祉計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

| 計画 | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 | |
|----------------------------|--------------------|--------------------------|-----|-----|-------|-----|------|-------|-------|------|--|
| 彦根市総合計画 | 基本構想基本計画 (1年延長) | 基本構想:12年間(予定) R4~15年度 | | | | | | | | | |
| 彦根市地域福祉計画 | 第2次計画 | 第3次計画 R4~8年度 | | | | | | 第4次計画 | | | |
| 彦根市地域福祉活動計画 (市社協) | 第1次計画 | 第2次計画 R4~8年度 | | | | | | 第3次計画 | | | |
| 彦根市子ども・若者プラン | | 第2期 | | | 第3期 | | | | 第4期 | | |
| ひこね障害者まちづくりプラン | | 第4期 | | | 第5期 | | | | 第6期 | | |
| 彦根市障害福祉計画 | | 第6期 | | | 第7期 | | 第8期 | | 第9期 | | |
| 彦根市障害児福祉計画 | | 第2期 | | | 第3期 | | 第4期 | | 第5期 | | |
| 彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 | | 第8期 | | | 第9期 | | 第10期 | | 第11期 | | |
| ひこね元気計画21 健康増進計画・食育推進計画 | | 第3次計画 | | | 第4次計画 | | | | 第5次計画 | | |

第2章 彦根市の地域福祉の状況と課題

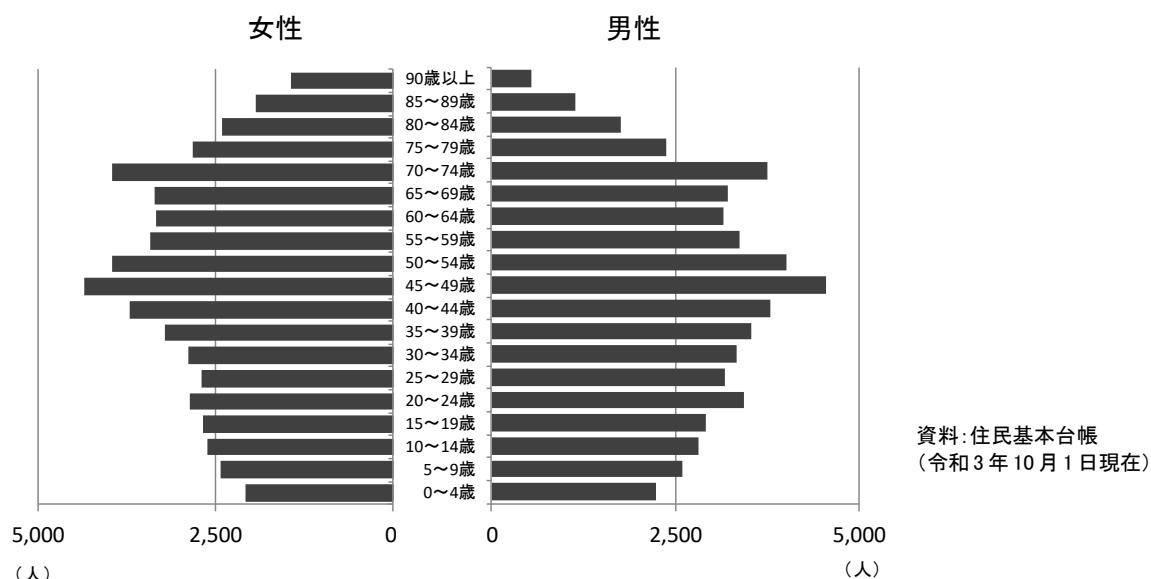
1 人口等の状況

(1) 人口構成の状況

彦根市の人口は、令和3年10月1日現在111,972人で高齢化率³は25.7%（平成23年は20.2%、平成28年は23.7%）です。令和8年には人口約114,000人、高齢化率は26.5%となると予測されます。

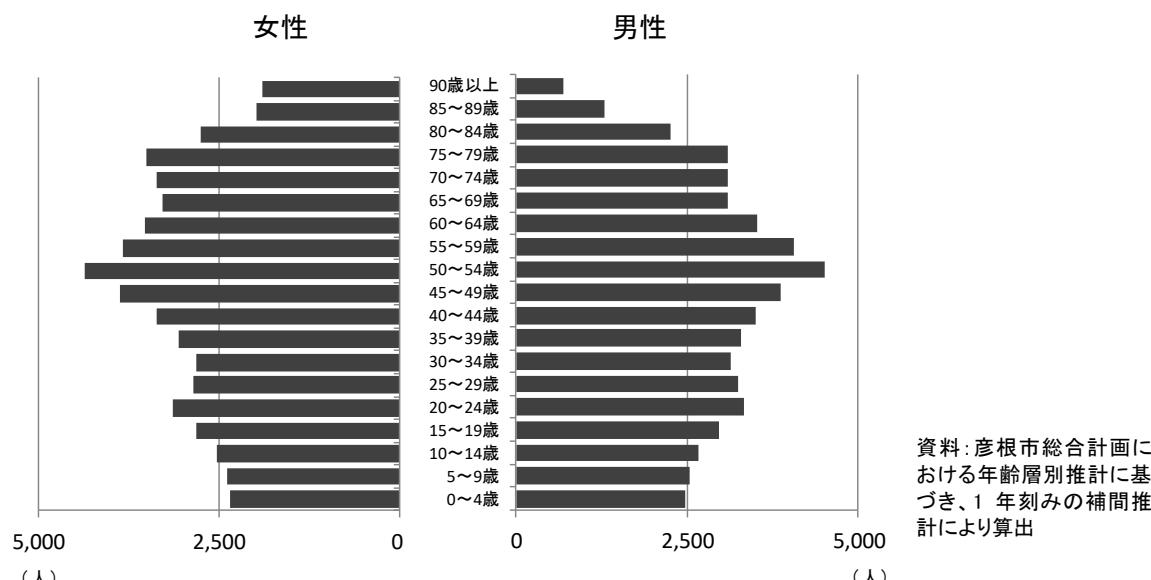
■彦根市の男女別5歳階級別の人団構成

彦根市(令和3年10月1日現在 人口 111,972人 高齢化率 25.7%)



資料:住民基本台帳
(令和3年10月1日現在)

彦根市(令和8年推計人口 114,328人 高齢化率 26.5%)



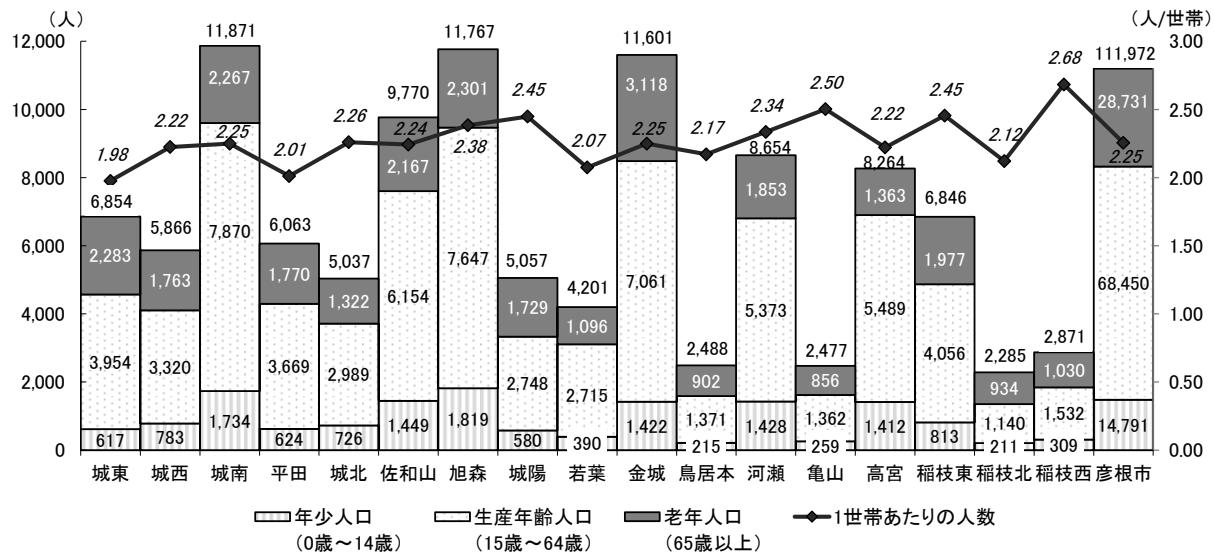
資料:彦根市総合計画における年齢層別推計に基づき、1年刻みの補間推計により算出

³ 高齢化率：総人口に占める65歳以上の人口の割合。

(2) 学区別人口の状況

学区別の人団は、次のとおり学区によって違いがあり、高齢化率は高宮学区の 16.5%から稻枝北学区の 40.9%まで大きな差があり、30%を超えている学区は7学区あります。

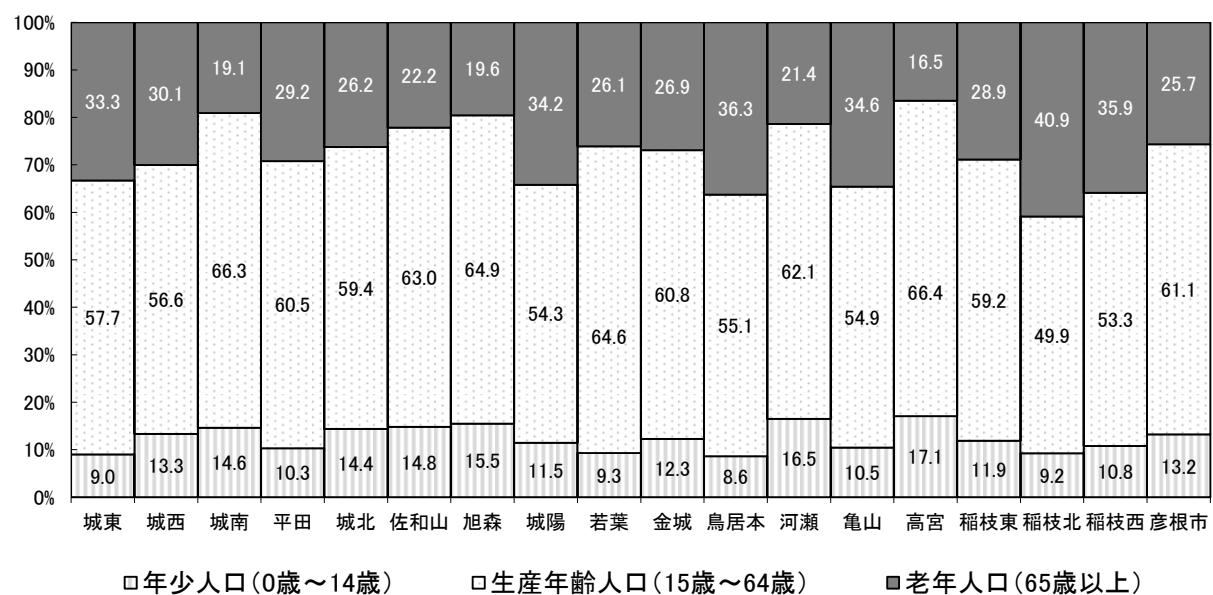
■学区別年齢3区分別構成と1世帯あたりの人数



資料:彦根市統計書から作成(令和3年10月1日現在)

※ グラフ中、右端の「彦根市」の人口は左目盛の10倍

■学区別年齢3区分別構成比



資料:彦根市統計書から作成(令和3年10月1日現在)

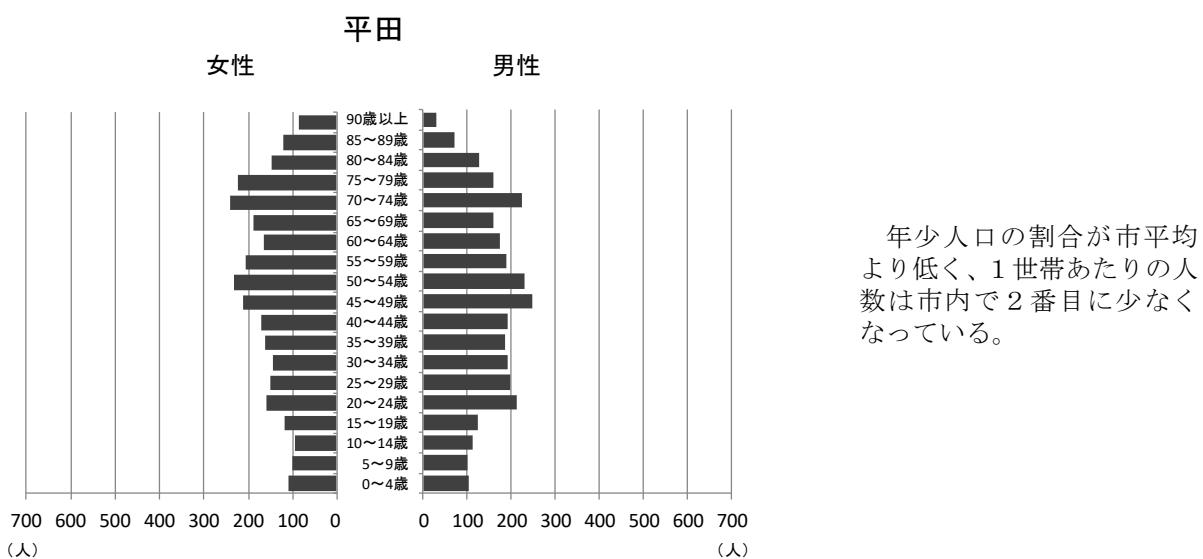
学区ごとの年少人口、生産年齢人口、老人人口の構成を市全体と比較し、それによって区分するとともに、1世帯あたりの人数や市民アンケート（令和2年12月24日～令和3年1月6日実施）の結果をあわせてみると、次のような特徴があります。

■学区別の男女別5歳階級別の人団構成

【高齢化率が市の平均に近い学区】（平田、城北、佐和山、若葉、金城、河瀬、稲枝東学区）

今後、高齢者に対する生活支援、見守り等のニーズが増大していくと考えられ、地域の福祉に関する課題として、城北、金城学区では、「一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に関するここと」が、また稲枝東学区においては「介護をする高齢者に関するここと」が高い割合で挙げられています。河瀬学区においては、「子どもを狙った犯罪など、地域の防災に関するここと」が、高い割合で挙げられました。

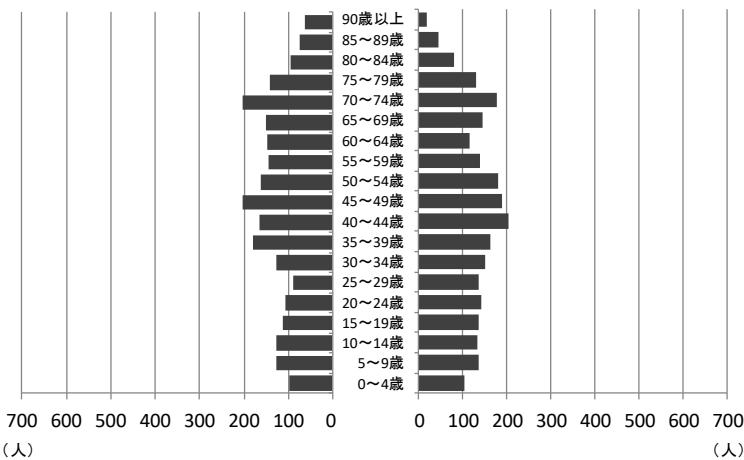
若葉学区においては、ボランティア活動や世代間交流の場やイベントへの参加が、市内で最も高い割合を示しており、近所付き合いについても「ふだんから親しい付き合いがある」人の割合が高くなっています。佐和山学区ではボランティアへの参加の割合が、平田学区では地域での世代間交流の場やイベントへの参加の割合が低く、両学区ともに地域の福祉に関する課題として「住民同士のつながり（つながりが薄いなど）」を挙げる人の割合が最も高くなっています。人口の多い団塊の世代等が地域福祉活動の担い手に加わりやすい仕組みづくりや地域福祉活動への参加を促す仕組みづくりが求められます。



城北

女性

男性

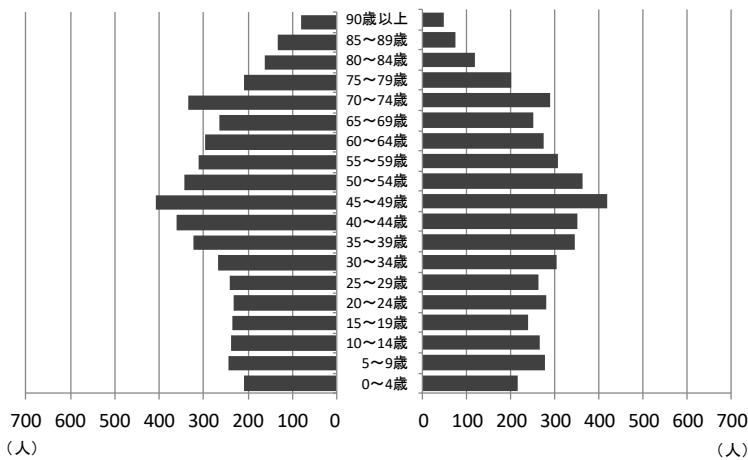


団塊世代に相当する 70~74 歳、また 40~49 歳の人口が多いが、20~29 歳で少ない。年少人口の割合は、市平均より高い。

佐和山

女性

男性

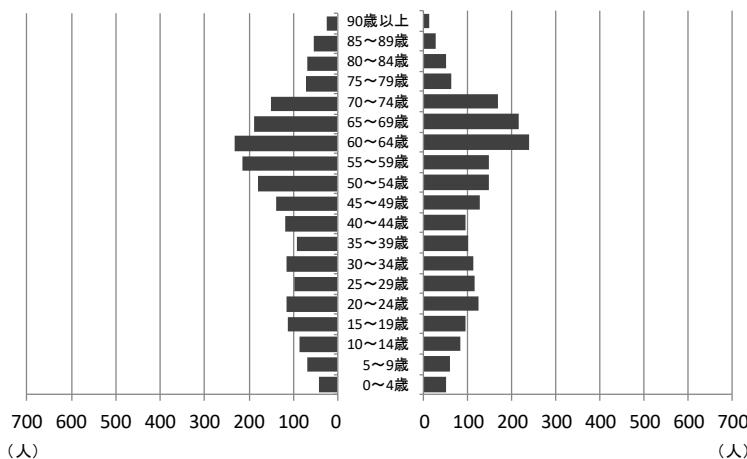


彦根市全体の人口構成に近い。高齢化率は市平均より低く、現役世代も多いが、今後 20 年間で高齢化率の上昇が予想される。

若葉

女性

男性

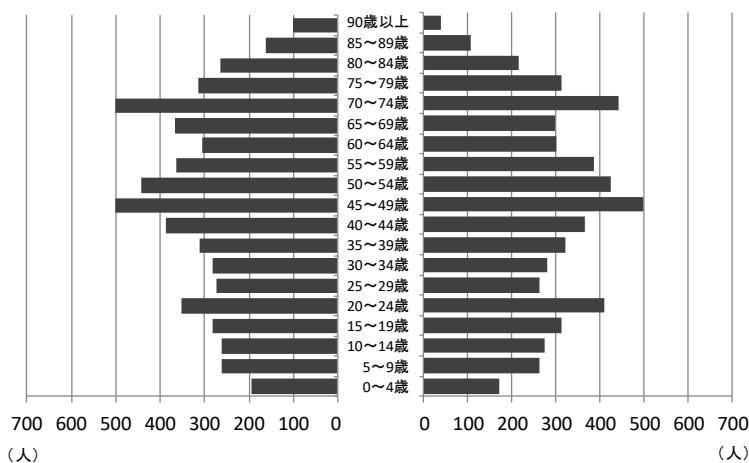


前期高齢者が多く、独居世帯、高齢者世帯が増えていくことが予測される。また、年少人口の割合が、市平均より低い。

金城

女性

男性

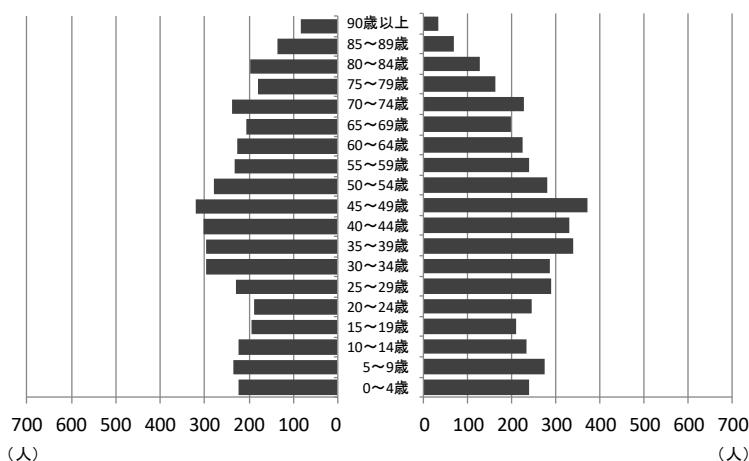


学区全体としての人口は市内でも3番目に多い。団塊世代に相当する70~74歳、また45~49歳の人口が多いが、25~39歳の人口が少なくなっている。

河瀬

女性

男性

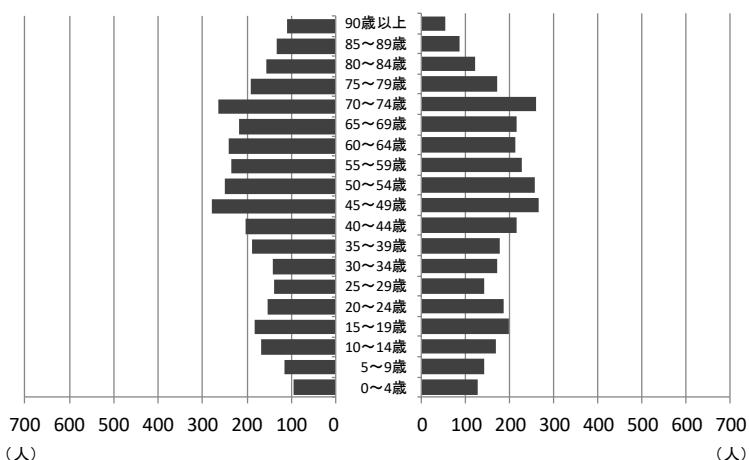


30~49歳の人口が多く、現役世代が多くなっているが、20~29歳でやや少ない。年少人口の割合が、市内で2番目に高い。

稻枝東

女性

男性



団塊世代に相当する70~74歳、また45~49歳の人口が多いが、20~34歳では少ない。1世帯あたりの人数が市内で3番目に多い。

【高齢化率が高い学区】(城東、城西、城陽、鳥居本、亀山、稻枝北、稻枝西学区)

高齢化率が市平均よりも5ポイント以上高い、もしくは30%を超えている学区で、特に高齢者に対する移動支援をはじめとする生活支援、見守り等のニーズが高いと考えられます。一方で、地域の課題として「子育て家庭に関するこころ」を挙げる人の割合は、市内17学区中城陽学区で最も高くなっています。人口の多い団塊の世代をはじめ、あらゆる世代が地域福祉活動の担い手となる仕組みづくりが求められます。

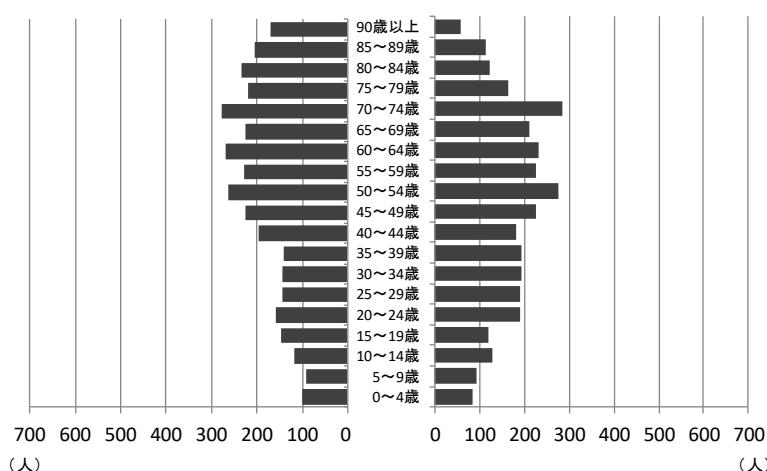
稻枝北、稻枝西学区では近所付き合いについて「ふだんから親しい付き合いがある」人の割合が高く、城東学区では「顔を合わせればあいさつをする程度」の人が最も高くなっています。また鳥居本学区では、地域での世代間交流の場やイベントへ「よく参加する」人の割合が最も高くなっています。地域の課題としては、鳥居本、稻枝北学区で高齢者世帯に関するこころ、鳥居本、稻枝西学区で地域の防災に関するこころが高い割合で挙げられました。「災害時避難行動要支援者制度」の認知度は、城西、城陽、稻枝北、稻枝西学区が3割以上と市内でも高くなっています。

鳥居本、亀山、稻枝北、稻枝西学区については人口が少なく、集落を超えたコミュニティの育成、地域間連携が必要です。

城東

女性

男性

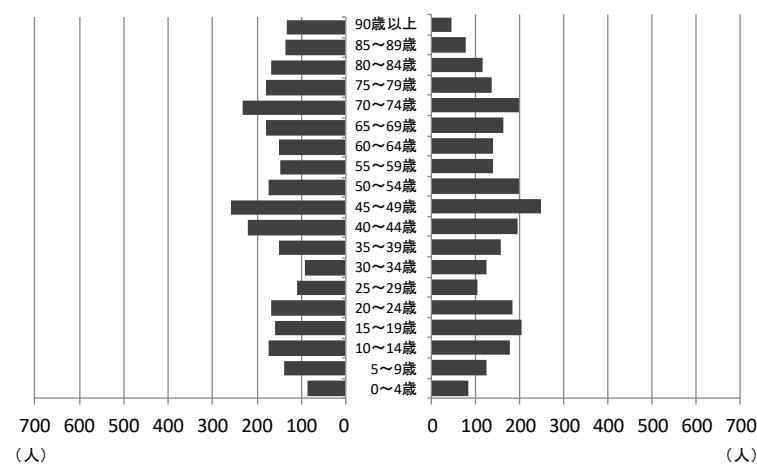


年少人口の割合が市内で2番目に低い。1世帯あたりの人数は市内で最も少ない。

城西

女性

男性

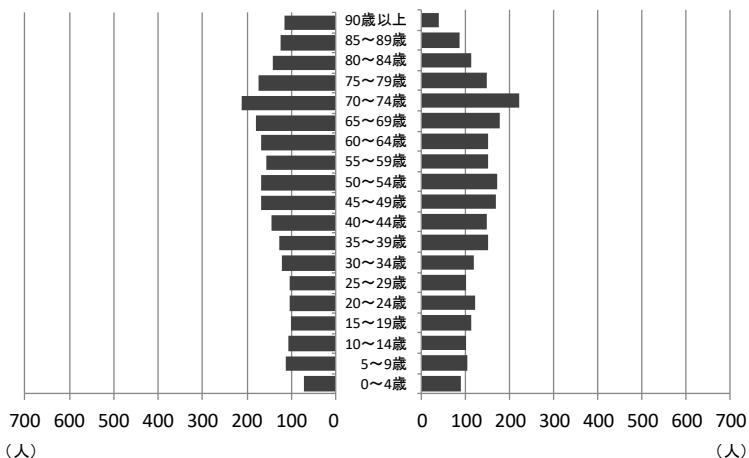


年少人口の割合は市平均とほぼ同じになっている。現役世代において、特に25~34歳で人口が少なくなっている。

城陽

女性

男性

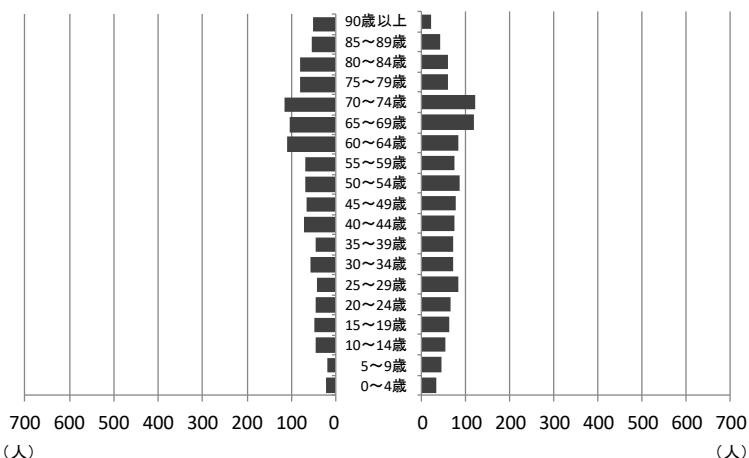


年少人口の割合が市平均より低い。1世帯あたりの人数は市内で3番目に多い。

鳥居本

女性

男性

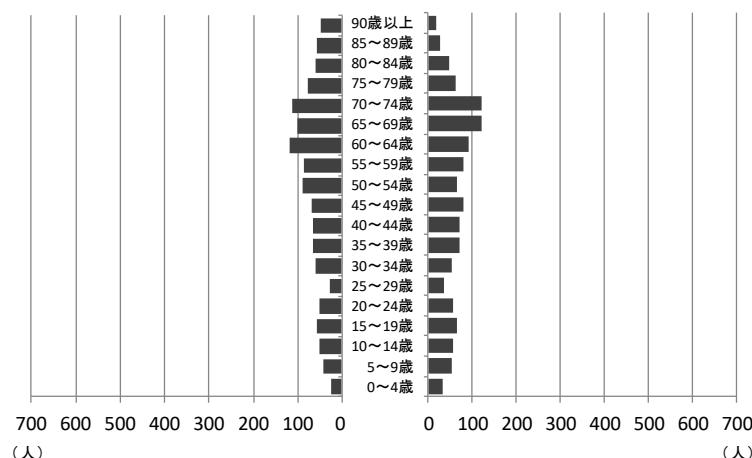


高齢化率が市内で2番目に高い。年少人口の割合が市内で最も低い。

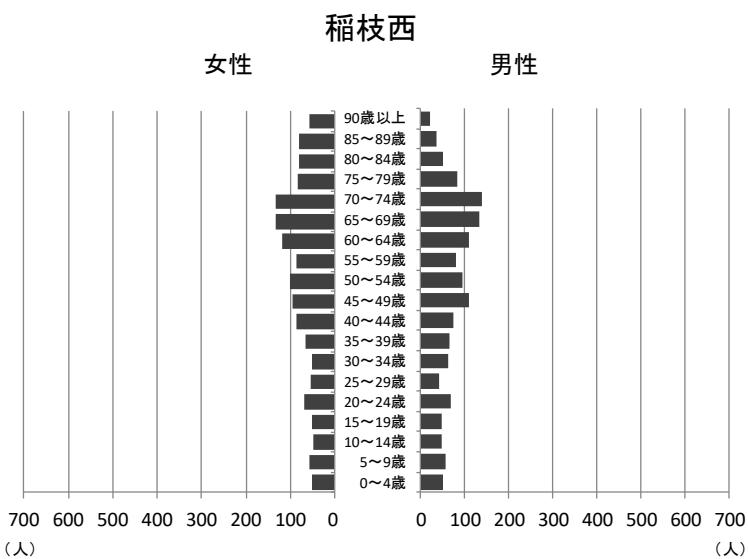
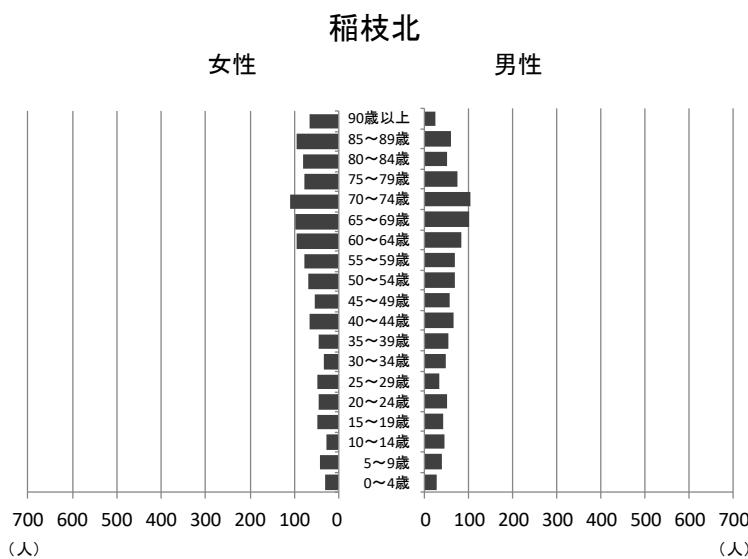
亀山

女性

男性



現役世代の割合が市平均より低く、特に25~29歳で人口が少なくなっている。1世帯あたりの人数が市内で2番目に多い。



【高齢化率が低い学区】(城南、旭森、高宮学区)

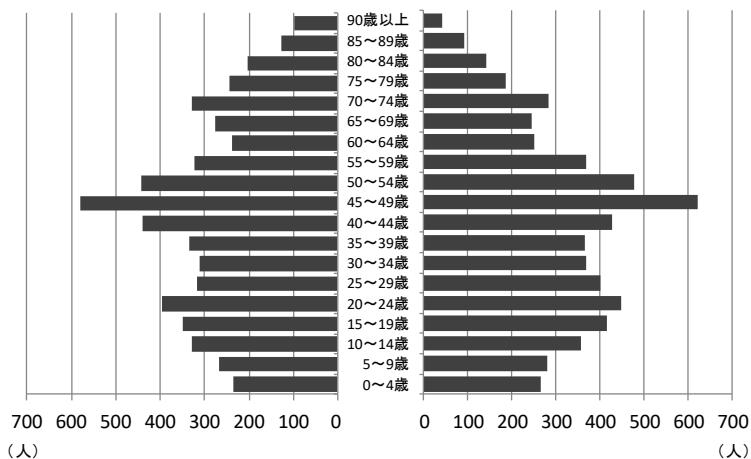
高齢化率が市平均よりも5ポイント以上低い学区で、子育て支援や子どもの安心・安全確保等のニーズが高いと考えられます。城南、旭森、高宮学区においては、地域の課題として「子どもを狙った犯罪など、地域の防犯に関するここと」を挙げる人の割合は、市平均より高くなっています。

城南学区では近所付き合いについて、「顔を合わせればあいさつする程度」の割合が市内でも最も高くなっています。また、世代間交流の場やイベントへの参加をしない理由として、旭森学区において「知り合いがないため参加しにくい」、高宮学区ではボランティア活動への参加が高い一方で、世代間交流の場やイベントに「関心がない」との理由が多く挙げられました。人口の多い40歳代前後の住民や団塊の世代等が地域福祉活動に参加しやすくなる仕組みづくりが求められます。

城南

女性

男性

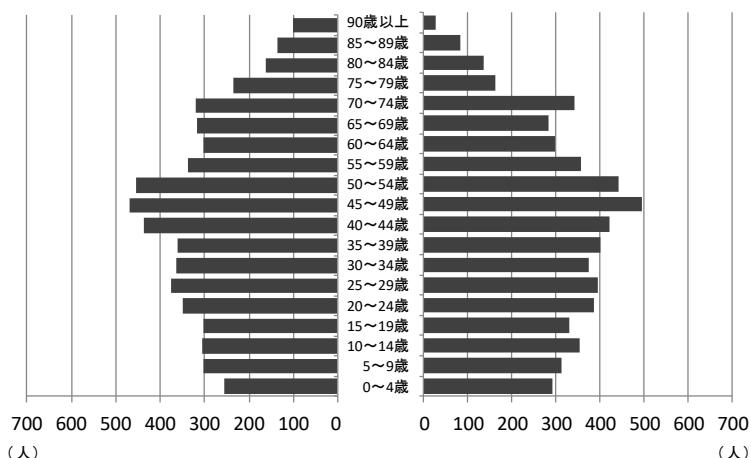


人口は市内で最も多い。現役世代の割合が高く、40~54歳までの人口が多い。

旭森

女性

男性

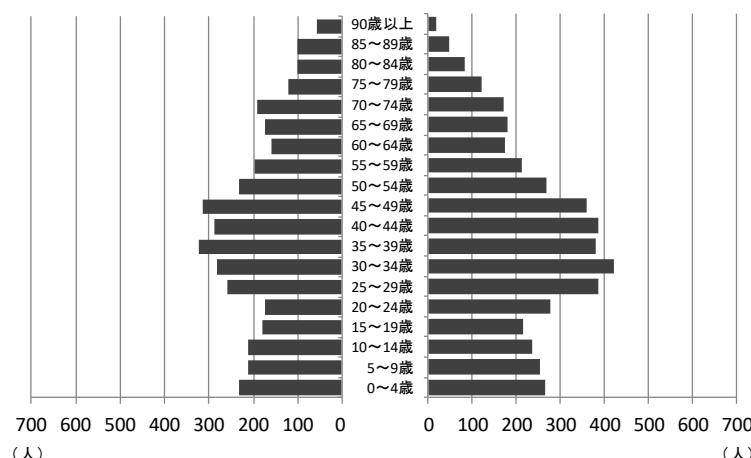


高齢化率が低く、年少人口の割合が高い。45歳前後が多く、現役世代の割合が高い。

高宮

女性

男性



高齢化率が市内で最も低く、市内で最も年少人口の割合が高い。30~49歳の人口が多くなっているが、15~24歳が少なくなっている。

2 地域福祉を取り巻く状況

(1) 社会状況の変化

① 地域共生社会の実現へ向けた地域福祉の推進

わが国においては、令和22年にいわゆる「団塊ジュニア」世代が65歳以上となって高齢者人口がピークに達し、85歳以上が高齢者人口の3割を占め、困窮化や孤立化、認知症のある人の増加等の問題がより深刻化すると予測される中（「2040年問題」）で、平成30年4月の社会福祉法改正において、高齢者のケアを主眼とした地域包括ケアシステムを引き続き推進しつつ、障害のある人、子ども等への支援や複合的な課題にもその考え方を広げ、地域福祉の理念が明確化されました。

さらに令和2年6月に社会福祉法が再び一部改正され、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」として、地域福祉を推進する際の目指すべき社会像（理念）として「地域共生社会」が規定されました。また、地方公共団体の責務として、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が明示され、この体制整備を後押しし、重層的なセーフティネットを強化する新たな事業として、「断らない相談支援」、「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が、令和3年度から創設されました。

② SDGs（持続可能な開発目標）達成のための取組

経済・社会・環境の諸課題は密接に関連しており、その諸課題を解決するためには様々な側面の相互関係を踏まえた総合的な取組が重要であるとの考えの下、平成27年の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中核として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。SDGsでは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、世界が抱える経済・社会・環境面の課題を解決し、持続可能な開発を目指す世界各国が合意した17の目標と169のターゲットが定められ、国や分野等の枠を超えて協力して達成していく、共通目標・共通言語として位置付けられています。

SDGs達成のための国の取組も進められており、全ての人が安全で安心して暮らすことのできる「誰一人取り残さない」社会をつくることは、全世界的な目標であり、まさに地域福祉の目標でもあります。

■SDGs の 17 のゴール



出典:SDGs のアイコン(国際連合広報センター)

③ 「新しい生活様式」の実践に向けた課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事態は、地域福祉活動においても、今までのように集い触れ合う支援のあり方に変容を迫り、経済的困窮や差別、社会的孤立等の従来の問題を加速度的に進行させています。生活困窮や認知症のある人の増加が予測される中、加えて多発する自然災害の発生等も踏まえ、関係機関・関係団体との連携の下、災害発生時を見据えた日常的なつながりづくりの強化、どんな時でもつながりが途切れない、安心できる環境整備を地域福祉の仕組みにおいても考えていく必要があります。

また、感染症に強い社会環境の整備、働き方改革やテレワーク環境の整備の促進、二地域居住や移住の促進といった「新しい生活様式」に対応したまちづくりを進めながら、SNS等も活用した様々な触れ合いの形を通じて、多世代が支え合う新しい地域福祉コミュニティの形成を図る必要があります。

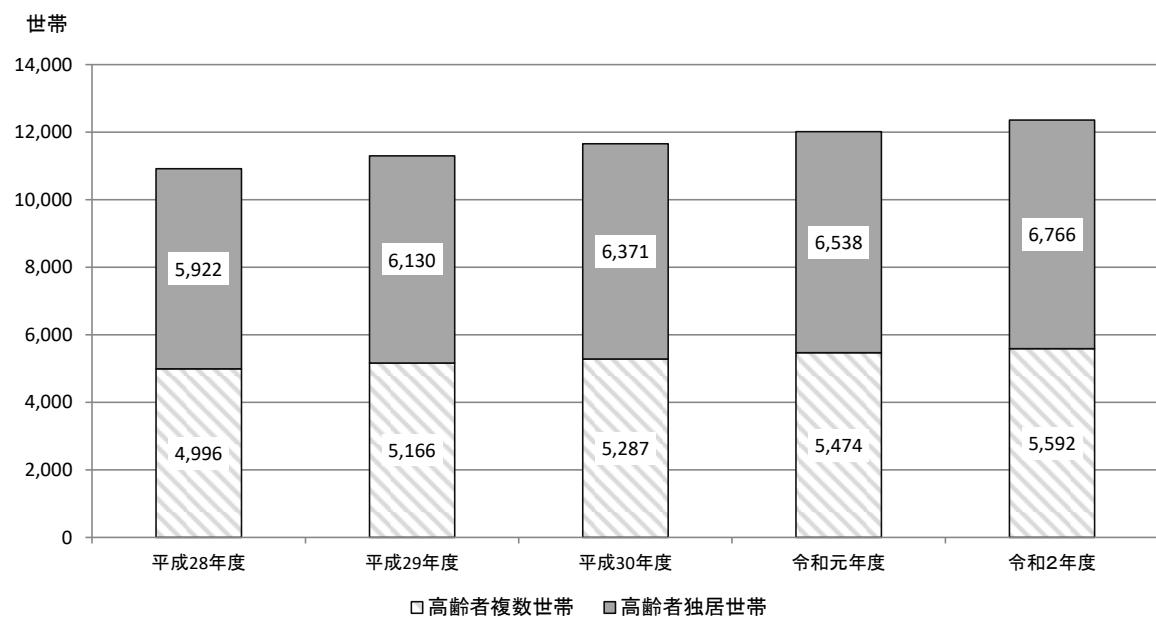
(2) 市民生活における変化

① 高齢者（65歳以上の人）の状況

高齢者のみの世帯は年々増加しており、平成28年度には10,918世帯でしたが、令和2年度には12,358世帯となっています。この5年で、独居世帯で800世帯以上、複数世帯では600世帯近く増加しています。

■高齢者世帯の状況

| 区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 世帯数全体 | 46,570 | 47,051 | 47,911 | 48,345 | 48,845 |
| 高齢者独居世帯 | 5,922 | 6,130 | 6,371 | 6,538 | 6,766 |
| 高齢者複数世帯 | 4,996 | 5,166 | 5,287 | 5,474 | 5,592 |
| 高齢者のみの世帯 計 | 10,918 | 11,296 | 11,658 | 12,012 | 12,358 |
| 高齢者のみの世帯／世帯数 | 23.4% | 24.0% | 24.3% | 24.8% | 25.3% |

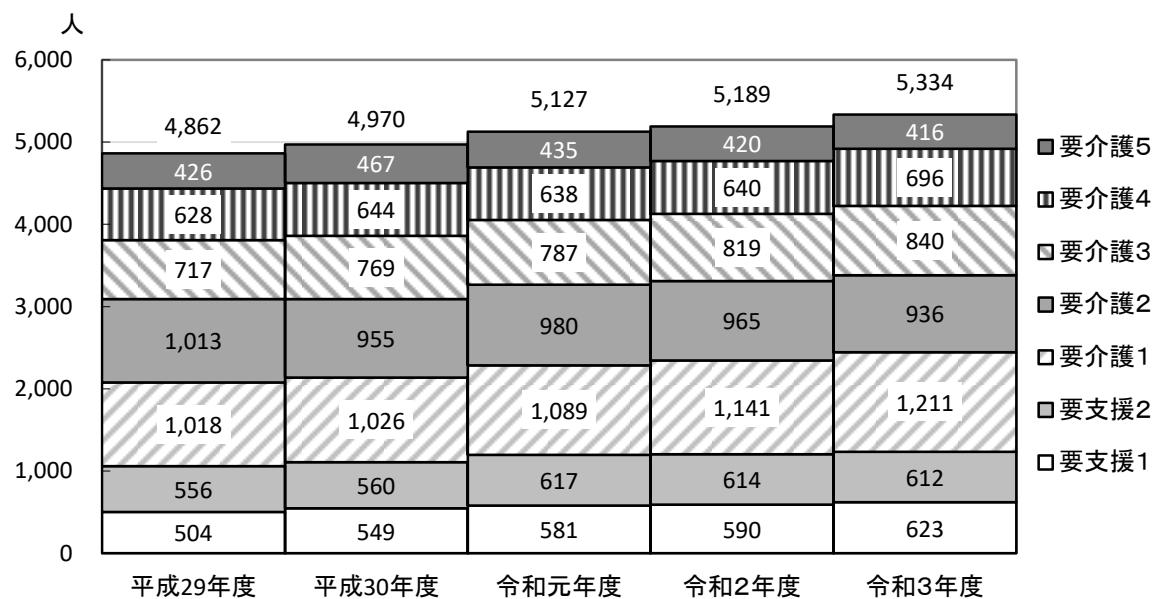


資料：介護福祉課（各年度末現在）

② 介護保険における要支援・要介護認定者の状況

要介護等認定者⁴数は、高齢化の進行に伴って増加しており、平成29年度には4,862人でしたが、令和元年度に5,000人を超え、令和3年度には5,334人となっています。

■要支援・要介護認定者の推移



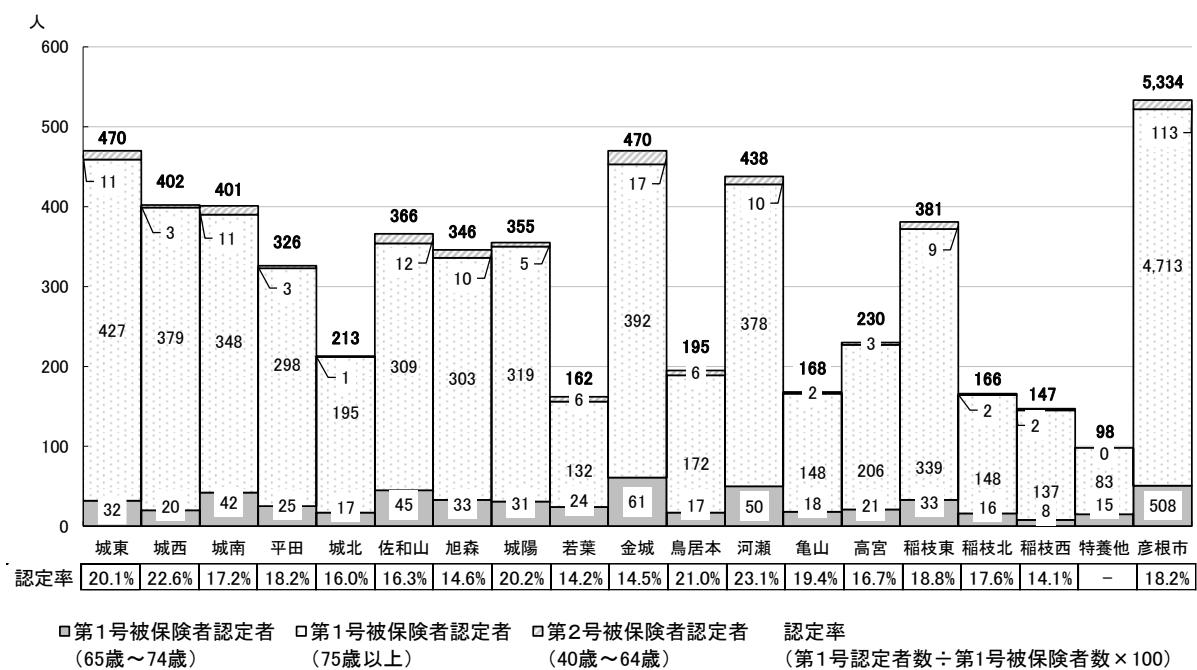
資料：介護福祉課（各年度10月1日現在）

⁴ 要介護等認定者：日常生活において、介護が必要な状態の軽減や重度化の防止のために支援が必要な人（要支援者）や、常時介護を必要とする人（要介護者）と認定された方。

認定率は、第1号被保険者（65歳以上の高齢者）に占める第1号被保険者認定者の割合をいいます。高齢者一人あたりの介護サービスの量や費用と連動する重要な要素であり、また、介護予防、健康づくり推進の観点からも注目すべき要素です。

学区別に認定率の状況をみると、認定率が市の平均18.2%より高い、城東、城西、城陽、鳥居本、河瀬、亀山、稲枝東学区では、高齢化率も高く、後期高齢者（75歳以上）の割合も高く（10～12ページ参照）なっています。

■学区別認定者数と認定率



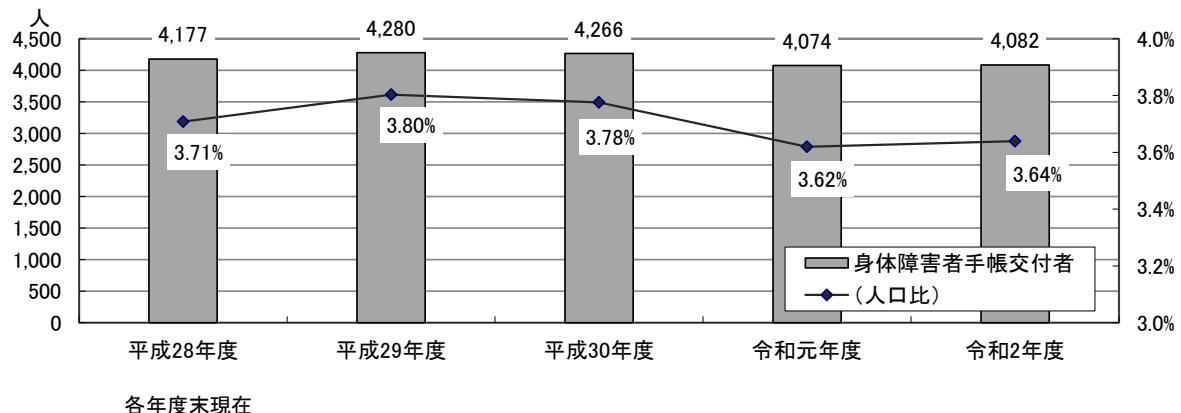
資料：介護福祉課（令和3年度10月1日現在）

※ グラフ中、右端の「彦根市」の認定者数は左目盛の10倍
 ※ 「彦根市」の認定者数、認定率には施設・住登外を含む。

③ 障害のある人の状況

身体障害者手帳交付者は、令和2年度末現在4,082人で、ほぼ横ばいで推移していますが、平成28年度の4,177人から95人減少しています。等級別では1級が1,201人と最も多くなっています。また、障害種別では肢体不自由が2,151人と最も多くなっています。

■身体障害者手帳交付者数



各年度末現在

■等級別

単位:人

| 区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 身体障害者手帳交付者 | 4,177 | 4,280 | 4,266 | 4,074 | 4,082 |
| (人口比) | 3.71% | 3.80% | 3.78% | 3.62% | 3.64% |
| 1級 | 1,301 | 1,328 | 1,298 | 1,202 | 1,201 |
| 2級 | 593 | 614 | 620 | 590 | 591 |
| 3級 | 675 | 687 | 714 | 710 | 716 |
| 4級 | 1,036 | 1,068 | 1,061 | 1,020 | 997 |
| 5級 | 357 | 359 | 349 | 337 | 354 |
| 6級 | 215 | 224 | 224 | 215 | 223 |

各年度末現在

■種類別

単位:人

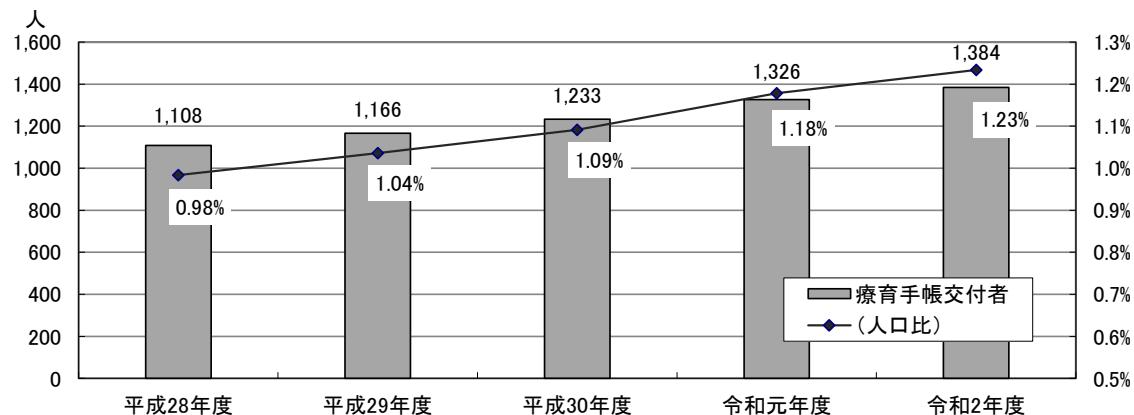
| 区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 身体障害者手帳交付者計 | 4,177 | 4,280 | 4,266 | 4,074 | 4,082 |
| 視覚障害 | 328 | 331 | 341 | 324 | 323 |
| 聴覚・平衡機能障害 | 331 | 347 | 346 | 330 | 328 |
| 音声言語そしゃく機能障害 | 46 | 55 | 51 | 47 | 47 |
| 肢体不自由 | 2,303 | 2,308 | 2,272 | 2,151 | 2,151 |
| 内部障害 | 1,169 | 1,239 | 1,256 | 1,222 | 1,233 |

各年度末現在

資料:障害福祉課

療育手帳⁵交付者は増加傾向にあり、令和2年度末現在1,384人で、平成28年度から276人増加しています。程度別でみると中度・軽度が986人と多くなっています。

■療育手帳交付者数



各年度末現在

■等級別

単位:人

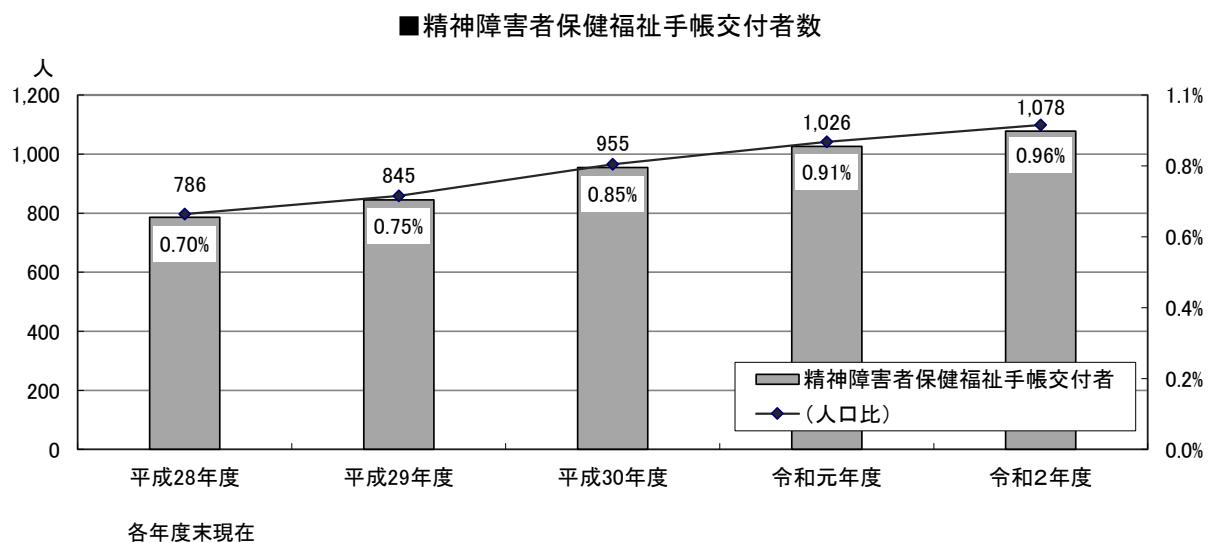
| 区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 疗育手帳交付者数 | 1,108 | 1,166 | 1,233 | 1,326 | 1,384 |
| (人口比) | 0.98% | 1.04% | 1.09% | 1.18% | 1.23% |
| 最重度・重度 | 354 | 369 | 384 | 393 | 398 |
| 中度・軽度 | 754 | 797 | 849 | 933 | 986 |

各年度末現在

資料:障害福祉課

⁵ 療育手帳：知的障害のある人が各種のサービスを受けやすくなるための障害者手帳。都道府県知事が交付。

精神障害者保健福祉手帳交付者は年々増加しており、令和2年度末現在1,078人で、平成28年度から292人増加しています。等級別では2級が693人で最も多くなっています。



■等級別

単位:人

| 区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 精神障害者保健福祉手帳交付者数 | 786 | 845 | 955 | 1,026 | 1,078 |
| (人口比) | 0.70% | 0.75% | 0.85% | 0.91% | 0.96% |
| 1級 | 33 | 30 | 36 | 46 | 56 |
| 2級 | 496 | 541 | 598 | 645 | 693 |
| 3級 | 257 | 274 | 321 | 335 | 329 |

各年度末現在

自立支援医療（精神通院医療）の受給者は、令和2年度末現在1,887人で、平成28年度から576人増加しています。

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数

単位:人

| 区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 自立支援医療(精神通院医療) 受給者 | 1,311 | 1,382 | 1,477 | 1,603 | 1,887 |

各年度末現在

資料:障害福祉課

特定疾患医療受給者証交付者は、令和2年度末現在812人で、令和元年度以降増加しています。

■特定疾患医療受給者証交付者数

単位:人

| 区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 特定疾患医療受給者証交付者 | 877 | 803 | 794 | 809 | 812 |

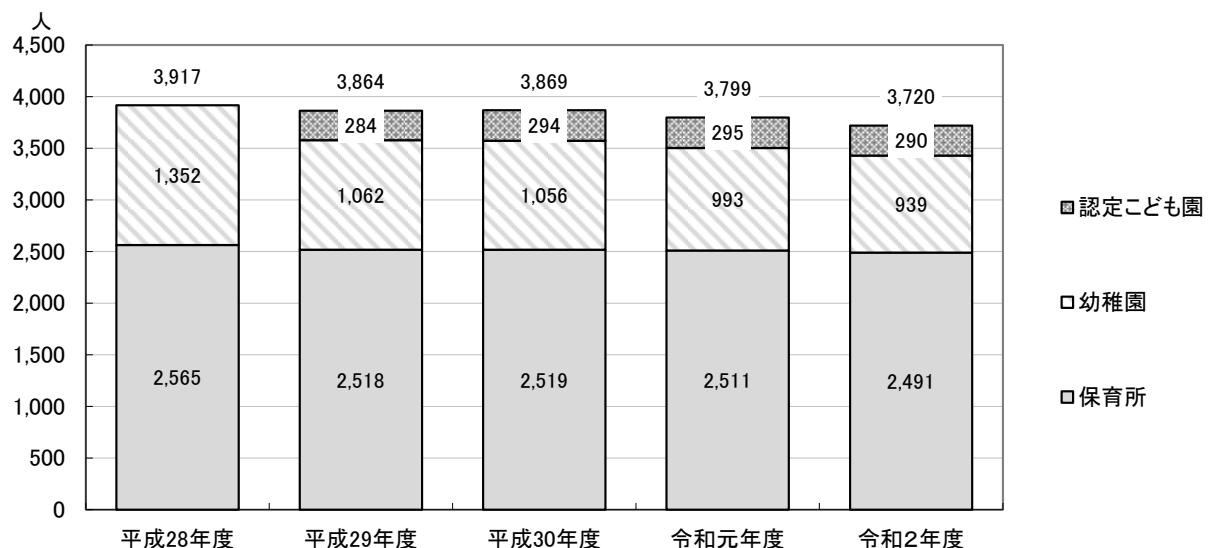
各年度末現在

資料:障害福祉課

④ 子どもの状況

認定こども園、幼稚園、保育所に通う児童数をみると、総数として平成28年度から減少傾向で推移しています。小学校、中学校に通う児童・生徒数の推移はともに平成28年度から減少しており、令和2年度で小学生6,325人、中学生3,277人となっています。

■児童（認定こども園、幼稚園、保育所）数の推移



幼稚園・認定こども園:各年度5月1日現在

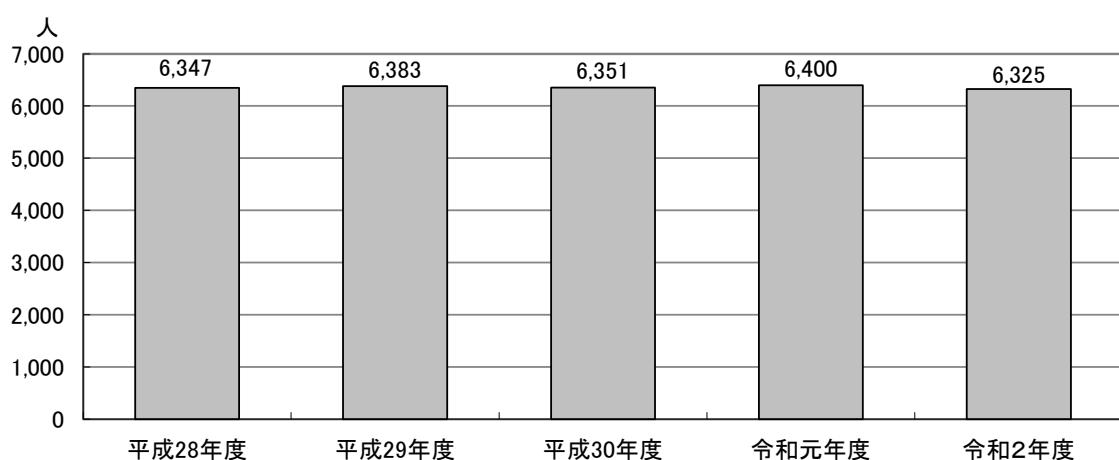
資料:『学校便覧』滋賀県教育委員会

「認定こども園」の開園により、平成29年度から、掲載区分を見直し

保育所:各年度4月1日現在

資料:幼児課

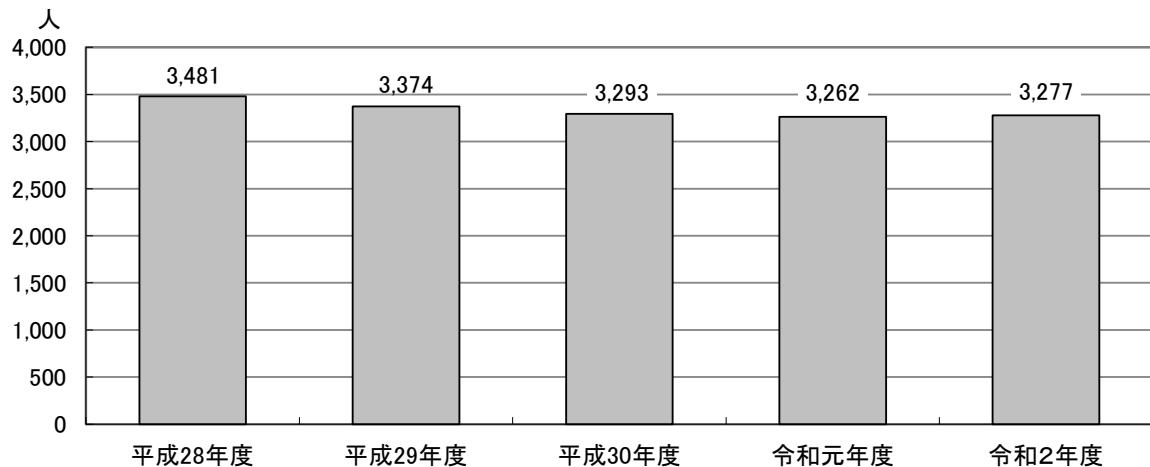
■児童（小学生）数の推移



各年度5月1日現在

資料:『学校便覧』滋賀県教育委員会

■生徒（中学生）数の推移



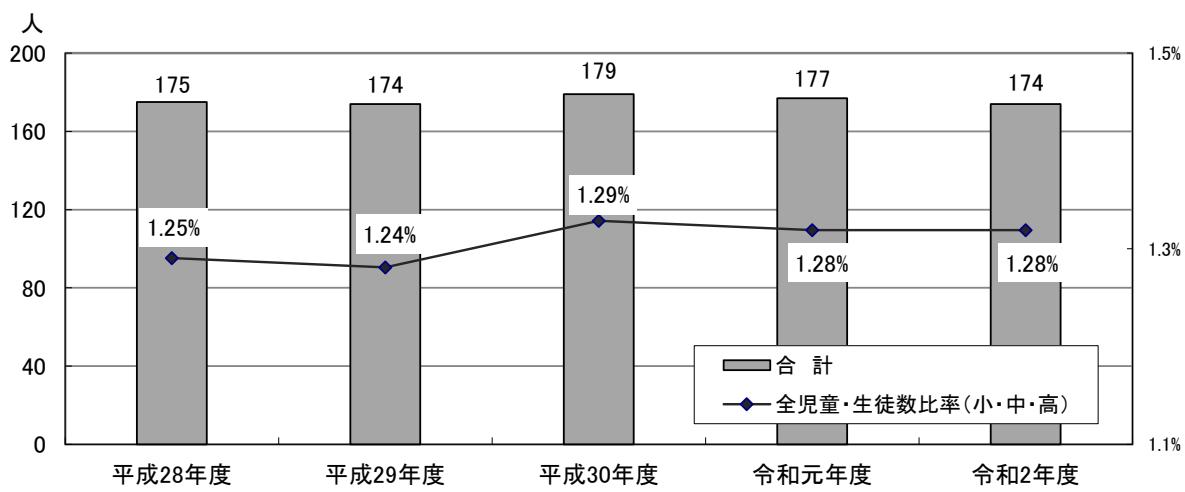
各年度 5月 1日現在

資料:『学校便覧』滋賀県教育委員会

特別支援学校在籍児童・生徒数の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しており、令和2年度では174人となっています。また、特別支援学級の在籍児童・生徒数は増加傾向にあり、令和2年度は403人と、平成28年度より127人増えています。

■特別支援学校在籍児童・生徒数の推移

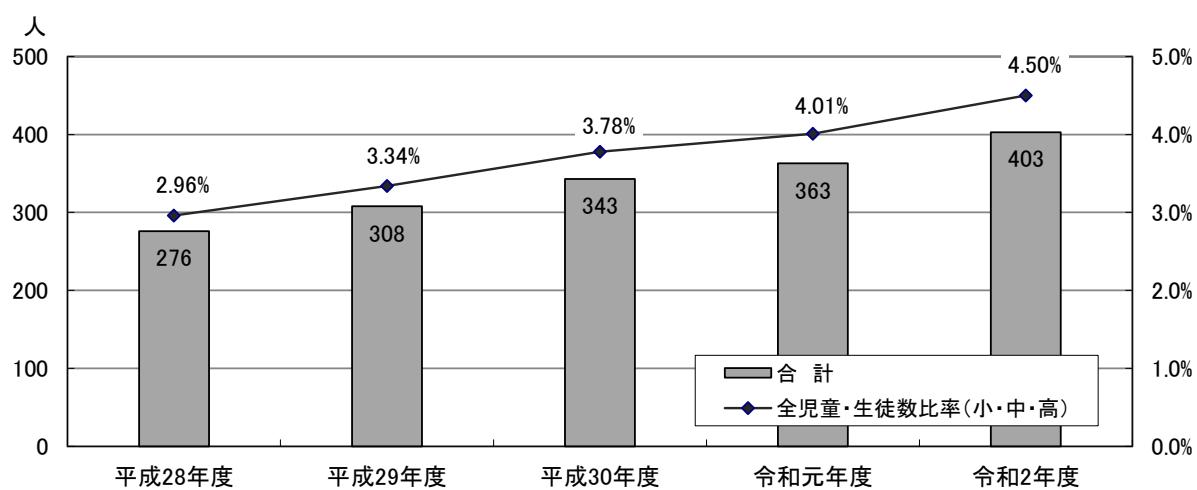
※彦根市在住(出身)児童・生徒数



各年度 5月 1日現在

資料:滋賀県教育委員会報告

■特別支援学級在籍児童・生徒数の推移



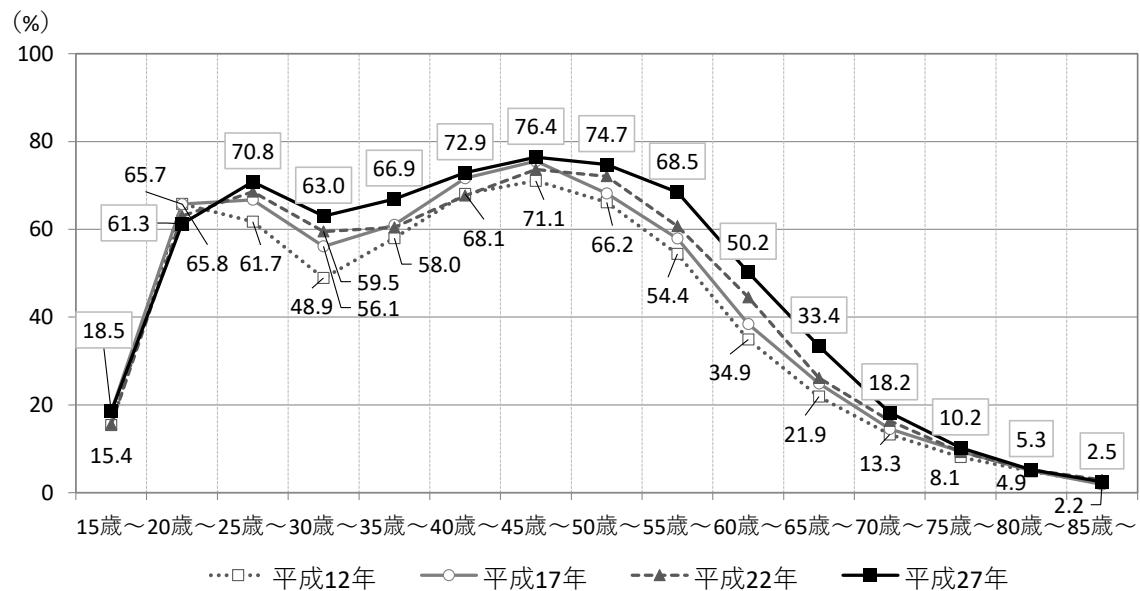
各年度 5月 1日現在

資料:滋賀県教育委員会報告

⑤ 女性の年齢別就業状況

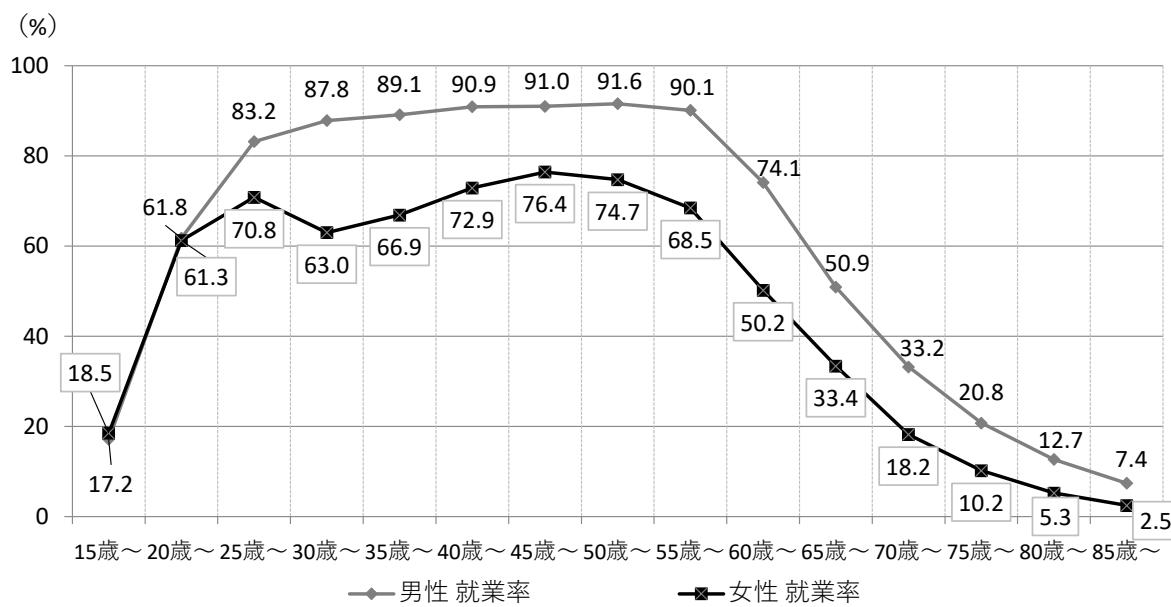
女性の年齢別就業率をみると、30歳～34歳の就業率がいったん落ち込むM字カーブを描いています。しかし、25歳から40歳の女性の就業率は年々増加しており、カーブがややゆるやかになっています。男性・女性の年齢別就業率では、女性の方が全般的に就業率が低くなっています。

■女性の年齢別就業率の推移



資料:平成27年国勢調査

■男性・女性の年齢別就業率

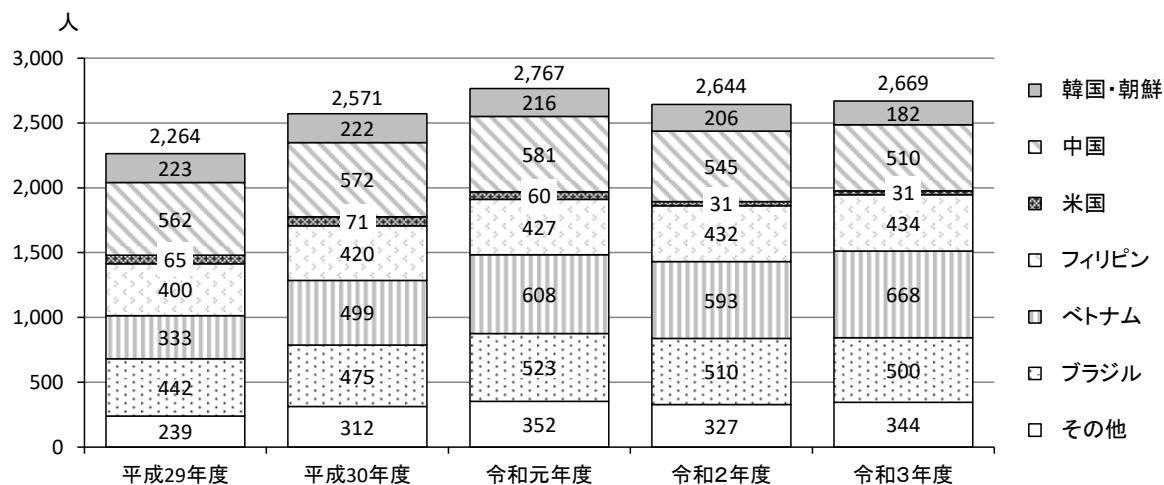


資料:平成27年国勢調査

⑥ 在留外国人の状況

在留外国人については増加傾向にあり、令和2年度に減少に転じたものの、令和3年度には再び増加し、2,669人となっています。国籍別内訳をみると、令和元年度に、ベトナム国籍の住民が中国国籍の住民を上回り、最も多くなっています。

■外国人住民登録者数の推移



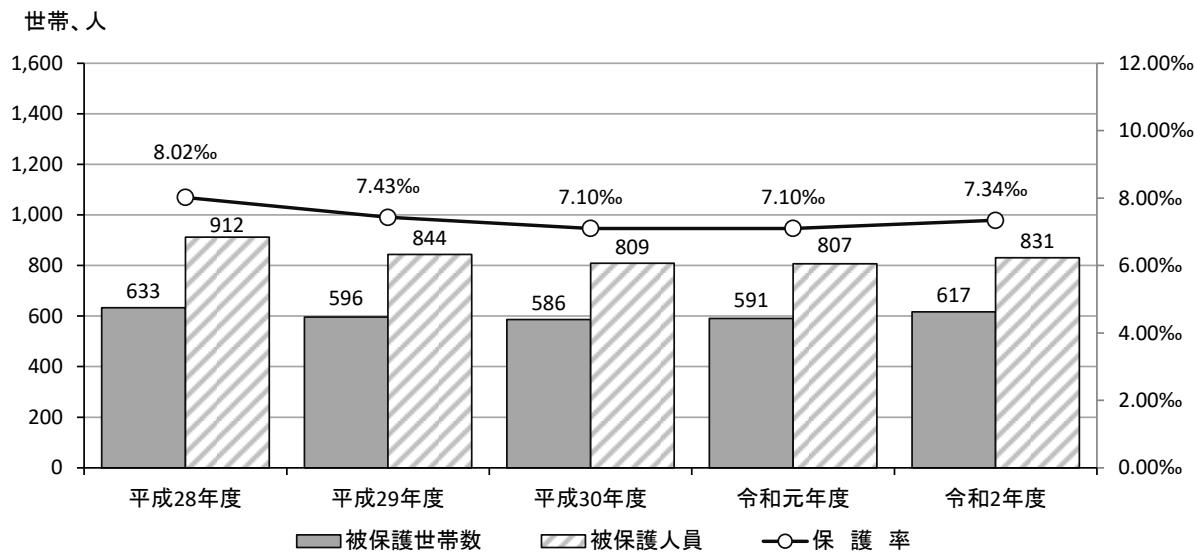
各年度10月1日現在

資料:ライフサービス課

⑦ 生活保護等の状況

生活保護の支給状況については、近年、被保護世帯数、被保護人員、保護率とも減少傾向で推移していましたが、令和2年度に増加に転じています。

■生活保護の推移

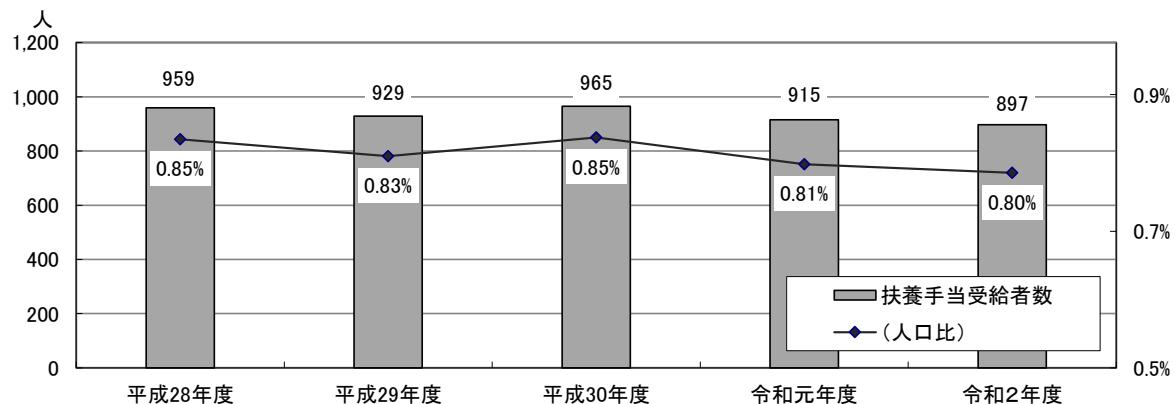


各年度末現在

資料:社会福祉課

児童扶養手当の支給状況については、おむね減少傾向にあります。特別児童扶養手当については、平成28年度から減少で推移していましたが、令和元年度以降増加傾向にあります。

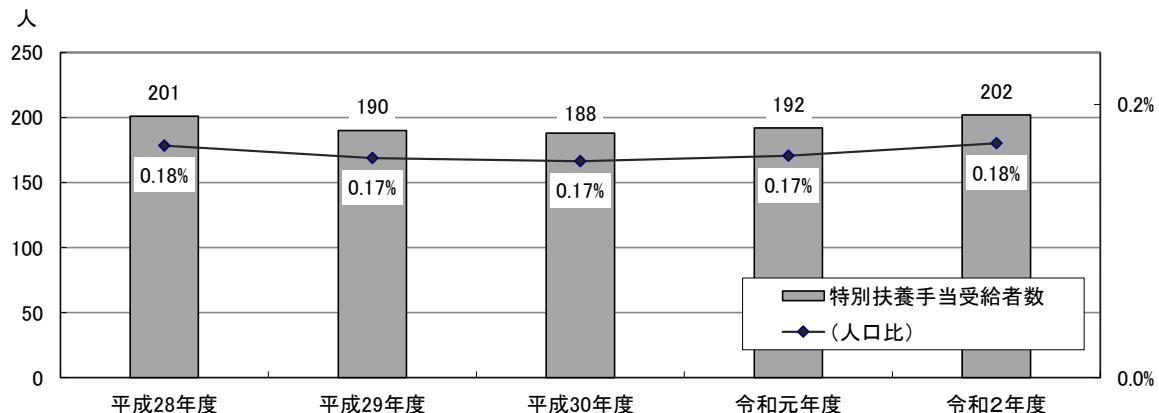
■児童扶養手当の推移



各年度末現在

資料:子育て支援課

■特別児童扶養手当の推移

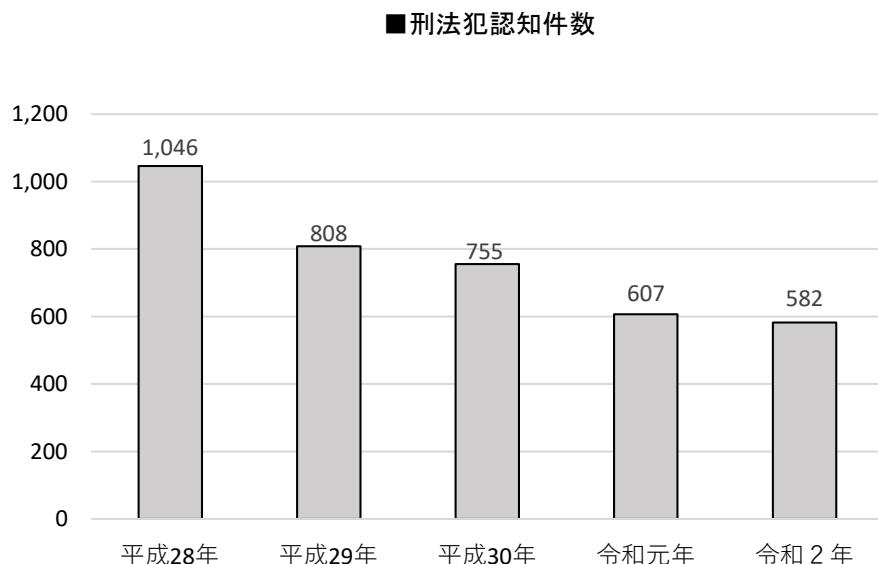


各年度末現在

資料:障害福祉課

⑧ 再犯防止をめぐる状況

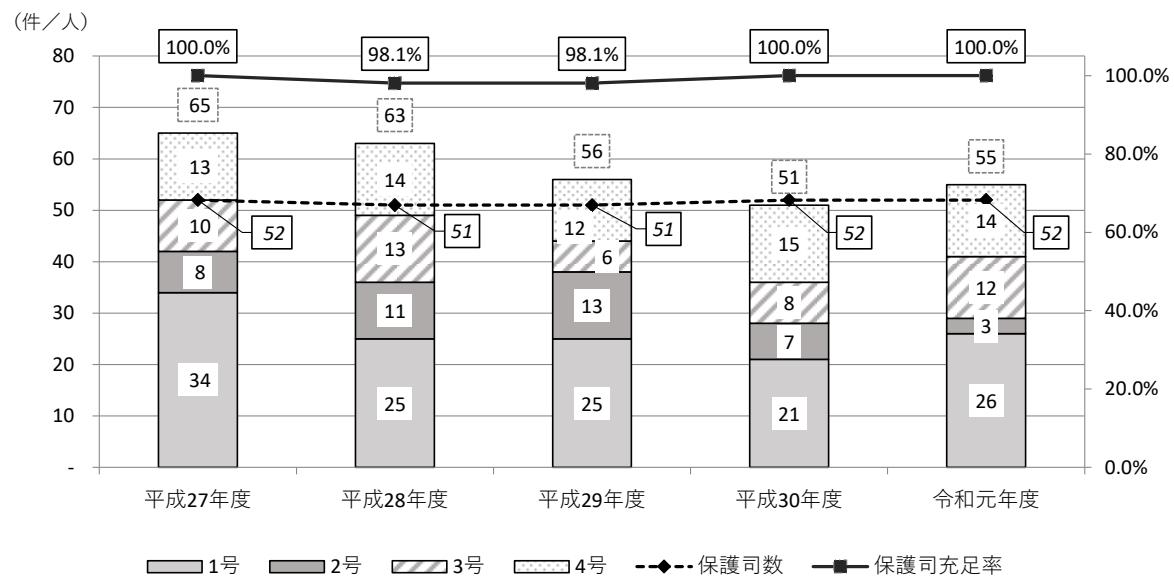
犯罪の認知件数は減少傾向にあります。



資料:彦根警察署

彦根保護区における保護司の充足率は、平成 28、29 年度を除いて 100%となっており、高水準で推移しています。

■保護観察事件数と保護司数（彦根保護区）



資料:大津保護観察所

※彦根保護区(彦根市、豊郷町、甲良町、多賀町)

※保護司数は各年度 12 月 31 日現在

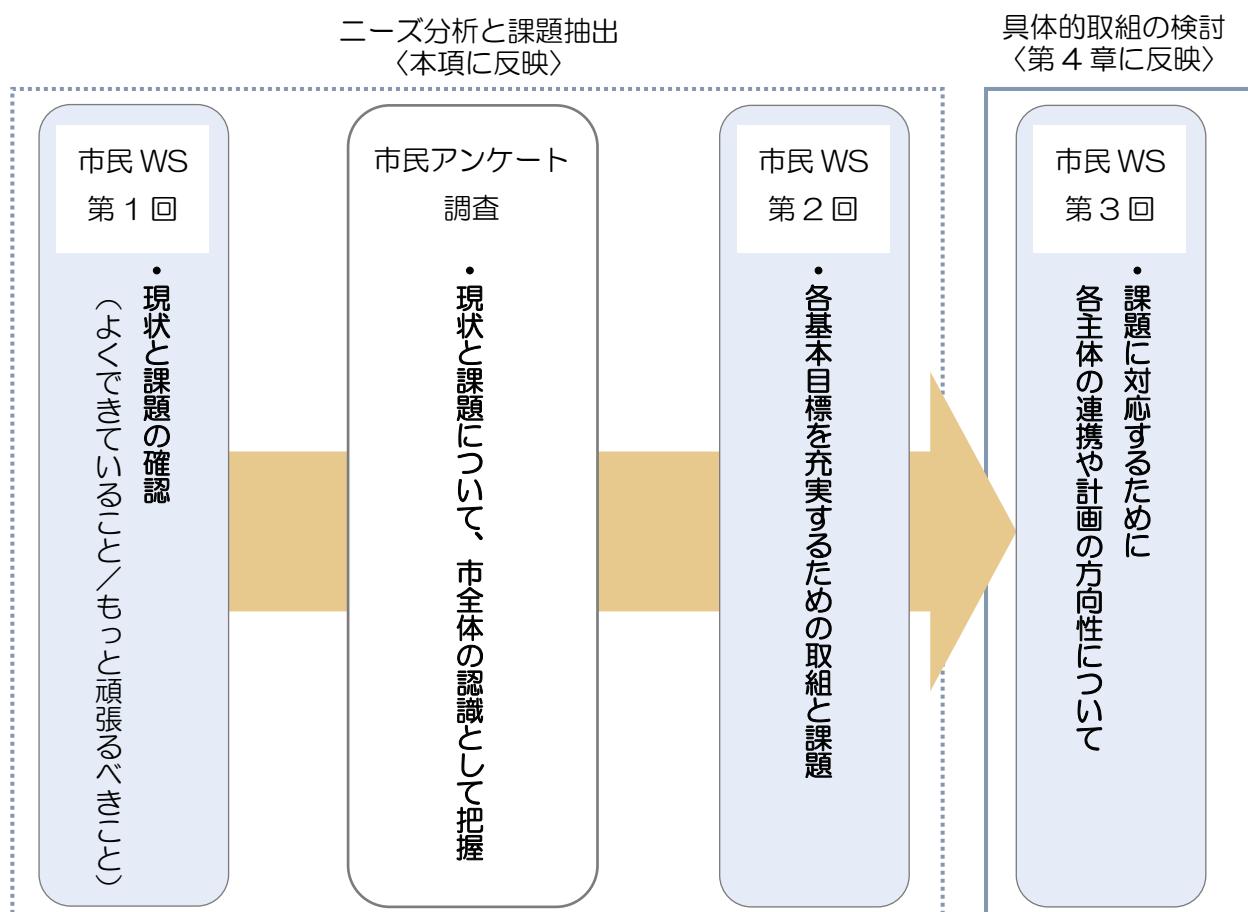
※1号:家裁決定者(保護観察処分少年)、2号:少年院仮退院少年、3号:仮釈放者、4号:保護観察付執行猶予者

3 地域福祉に関する市民ニーズの分析と課題

地域福祉に関する市民ニーズを把握するため、市内在住の20歳以上の方（公募市民、地域活動団体、当事者団体、サービス事業者等）の参加による全3回（うち2回は新型コロナウィルス感染症対策により書面開催）のワークショップ（WS）を開催するとともに、16歳以上の市民から2,000人を無作為抽出した市民アンケートを実施しました（有効回答率：33.2%）。また、市内の学区（地区）社会福祉協議会⁶、民生委員児童委員協議会⁷、福祉関連団体、ボランティアグループ、自治会等140団体を対象にした団体アンケートを実施しました。

ここでは、それらの結果を下に、第2次計画の基本目標である「支え合い、地域で安心して暮らせるまち【支え合い】」、「一人ひとりに必要な情報が届くまち【情報】」、「身近なところで相談でき、必要な支援が受けられるまち【相談】」、「お互いに地域福祉について学びあえるまち【学び】」、「人それぞれに参加でき、役にたてるまち【参加】」という視点から特徴的なことを抽出し、課題を検討します。また、本計画において新たに取り組む再犯防止のための取組について、市民アンケート結果から現状と課題を抽出します。

■市民ニーズの分析プロセス



⁶ 学区（地区）社会福祉協議会：一定の地域内において、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体。

⁷ 民生委員児童委員協議会：民生委員法により、民生委員協議会を組織しなければならないとされ、児童委員の活動要領に定められる児童委員協議会と一体的に運営されている。組織の区域は、彦根市ではおおむね小学校区となっている。

(1) 《基本目標1 支えあい、地域で安心して暮らせるまち》について

【第1回市民WSでのご意見】

| 〈よくできていること〉 | 〈もっと頑張るべきこと〉 |
|-------------------------------|------------------------------|
| ● 様々なボランティアグループやサロンの活動が活発である。 | ● ボランティアグループ等への男性や若者の参加が少ない。 |
| ● 学区内への情報発信が充実している。 | ● 様々な地域活動の周知ができていない。 |
| ● 地域で子どもや高齢者をつなぐ居場所づくりができている。 | ● 地域の多世代交流や地域間交流が少ない。 |
| ● 一人暮らし高齢者へのあいさつや見守りができている。 | ● 閉じこもり高齢者への対応が課題である。 |
| ● 班等の身近な地域のつながりが深い。 | ● 人と人との自然な交流が少なくなっている。 |



〈第1回市民WS意見への反応〉

【市民アンケート】

- よくできていることとしては「様々なボランティアグループやサロンの活動が活発」(19.4%)、「学区内への情報発信」(19.1%)という回答が比較的多いが、無回答が46.7%で特に多い。
- もっと頑張るべきこととしては「人と人との自然な交流が少なくなっている」が43.2%で特に多い。

〈ご近所のつながりづくり〉

【市民アンケート】

- となり近所との付き合いについては、「顔を合わせればあいさつをする程度」が41.7%（前回調査41.1%）で最も多いが、「ほとんど付き合いをしていない」が9.4%（前回調査3.2%）であり、前回調査より近所付き合いの希薄化がうかがわれる。また、年代が下がるほど、近所付き合いは少なくなる傾向がみられる。

【団体アンケート】

- 誰かがではなく、お互いを見守るという相関関係をつくることが必要である。

〈支え合いの地域づくり〉

【市民アンケート】

- 近所の人に頼まれた場合にできることとして、「見守りや安否確認の声かけ」43.8%（前回調査43.1%）、「災害時の手助け」38.2%（前回調査35.8%）等が多く挙げられている。
- 近所の人に手助けしてもらいたいこととして、「災害時の手助け」42.1%（前回調査46.0%）、「見守りや安否確認の声かけ」35.3%（前回調査35.4%）等が多く挙げられている。ほとんどの項目で「できること」が「手助けしてもらいたいこと」を上回るが、「災害時の手助け」や「外出の手伝い」では「手助けしてもらいたいこと」が上回っており、共助と公助の連携が求められる。
- 地域の福祉に関わる課題として、全体では「一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に

関すること」が41.5%で最も多く、年代別にみると10歳代では「住民同士のつながり（つながりが薄いなど）」が50.0%と比較的高い。

- 世代間交流やイベントへの参加については、年代が下がるほど消極的な意見が多く、その理由としては「時間が合わない、時間的な余裕がない」や「どのようなイベントや活動があるかわからない」などが多く挙げられている。

【団体アンケート】

- 人と人のつながりを活発にするために、今ある高齢者サロンや健康づくり活動等の機会を活用した住民同士の交流の場、多世代交流の機会をつくる必要がある。
- オンラインも活用した交流の場をつくる。

〈災害時避難行動要支援者に対する支援体制の整備〉

【市民アンケート】

- 災害時避難行動要支援者制度の認知度は、全体では「知らない」が74.8%と多い。また、年代が上がるほど認知度が上がる傾向がみられ、「知っている」と回答したのは最も高い70歳代で36.1%、最も低い10歳代では0%となっている。
- 災害時避難行動要支援者制度の地域協力者（災害時に要支援者を手助けする人）になれるかについては、「できない」（29.1%）と「誰かと一緒にできる」（28.9%）がほぼ同率となっている。また、年代が下がるほど「できる」と回答する割合が上がる傾向がみられ、最も高い10歳代で22.2%、最も低い80歳代では2.8%となっている。

【団体アンケート】

- 住民に対する災害時の広報の充実が必要である。
- 災害時避難行動要支援者制度への登録については、市から何か発信されるのだろうという市民の声が聞かれる。

〈関係機関のネットワークづくり〉

【市民アンケート】

- 市の福祉や保健の相談窓口を利用したときに、「他の公的機関や民間サービスもわかるか」という項目に「満足」1.2%（前回調査1.8%）、「やや満足」15.8%（前回調査18.2%）という回答は前回調査と比べてもやや少なく、「分からない」43.0%（前回調査40.7%）が増加している。
- 「学区社協」の認知度については、「内容を知っている」12.4%（前回調査9.9%）がやや増加しているものの、その他の「彦根市地域福祉計画」、「彦根市地域福祉活動計画」、「学区の住民福祉活動計画」の認知度についてはわずかに減少し、「内容を知っている」は1割に満たない。

【団体アンケート】

- 地域福祉を協力し合いながら前進させていくために、他部門・他団体間の連携の更なる強化が必要である。
- 地域をよく知る福祉員が機能していない。各担当者間の連携が必要である。



【第2回市民WSでのご意見】

| | |
|--|--|
| 〈今後も活発にすべきこと〉 | 〈もっと頑張っていくべきこと〉 |
| <ul style="list-style-type: none">● 各自治会での活動を見る化し、各地域で参考にできる体制づくり。● 各取組における人材育成。● 子どもや高齢者をつなぐ居場所づくりと、それを発展させた、誰もが気持ちよくいられる居場所づくり。● 老人クラブ活動の充実や学生の活躍の場の創出。 | <ul style="list-style-type: none">● 住民間のつながり強化のため、各自治会での活動や各種情報の周知徹底が重要。● 地域間での福祉活動のばらつきが発生している原因の考察が重要。● 行政や地域団体等と高齢者組織とがつながる活動。● 孤独な高齢者に寄り添いサポートする福祉員の積極的な活動。 |

【分析と課題】

- 近所付き合いの希薄化が進行している。世代間交流やイベントへの参加が少ない若い世代でその傾向は顕著であり、若い世代自身、地域のつながりの希薄化が課題であることに自覚的である。オンラインの活用も含め、若い世代も含むあらゆる住民が地域の行事や居場所に参加しやすい工夫や、周知方法の工夫が求められる。
- 一方でではなくお互いに自然と見守り合う関係性を築くために、地域の行事（世代間交流）の場と機会の充実が課題である。
- 災害時避難行動要支援者制度の認知度は年代が下がるほど低いが、その地域協力者については、若い世代ほど「できる」という回答が多く、制度の周知・啓発等のPRが求められる。
- 学区社協については認知度がやや増加しているが、その他の計画では認知度が依然低い。関係機関・団体等の連携強化による取組の積極的な推進と合わせて、情報発信にも力を入れる必要がある。

(2) 《基本目標2 一人ひとりに必要な情報が届くまち》について

【第1回市民WSでのご意見】

| 〈よくできていること〉 | 〈もっと頑張るべきこと〉 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">「広報ひこね」が見やすい・情報が早い。市のホームページが見やすい・情報が早い。彦根市メール配信システムが便利である。身近な地域のコミュニケーションによる情報交換がある。市や社協の情報提供（冊子等）が充実している。 | <ul style="list-style-type: none">「広報ひこね」の情報発信力の強化（点字翻訳、テレビ・ラジオ等での放送）が必要である。SNS等をより活用した若い世代向けの情報発信が必要である。彦根市メール配信システムの周知が必要である。身近な地域の情報発信力の弱まり（自治会の弱体化、井戸端会議の減少）がみられる。市や社協の情報発信力の更なる向上が必要である。 |



〈第1回市民WS意見への反応〉

【市民アンケート】

- よくできていることとしては「「広報ひこね」が見やすい・情報が早い」が50.2%で特に多い。
- もっと頑張るべきこととしては「市や社協の情報発信力の向上」(22.9%)、「身近な地域の情報発信力の弱まり」(21.5%)という回答が比較的多い。

〈身近なところでの情報提供〉

【市民アンケート】

- 福祉サービスに関する情報については、「だいたい得ることができる」が32.0%（前回調査31.0%）で最も多いため、「ほとんど得ることができない」が18.6%（前回調査13.4%）で前回調査より増えている。また「高齢者福祉に関するサービス」の利用者では「十分得ることができる」が11.8%で比較的高いが、それ以外（障害福祉・児童福祉・社会福祉・保健福祉サービス）の利用者では、5.0%以下となっている。
- 福祉サービスに関する情報を十分に得られない理由としては、「どこへ行けば福祉に関する情報が得られるのか、わからない」(41.9%)、「福祉に関するパンフレットや広報を見る機会が少ない」(37.3%)などの項目が多い。

【団体アンケート】

- 情報収集が難しいという市民の声がよく聞かれる。

〈必要な人への情報提供〉

【市民アンケート】

- 必要な福祉サービスを利用するための取組としては、「必要な福祉サービス窓口の案内・利用支援をしてくれる窓口を充実させる」(62.3%)、「福祉サービスに関する情報提供の媒体を充実させる」(53.3%)などの項目が多い。

- 適切かつ地域に根ざした情報発信に必要なこととして、情報のわかりやすさを高める工夫について多く意見が挙げられた。具体的には、インターネットを利用することが難しい高齢者に配慮した情報発信や紙の媒体をもっとわかりやすくすること、福祉サービスに特化した冊子の作成、また外国人住民や障害のある人にも情報が届くように工夫すること等のご意見があった。

【団体アンケート】

- ホームページ、広報紙だけでは必要な情報が得にくい。

〈わかりやすい広報等の情報提供〉

【市民アンケート】

- 福祉関連情報の利用状況について、「よく読んでいる」という回答は「広報ひこね」45.5%（前回調査 52.4%）、次いで「社協ひこね」20.2%（前回調査 24.7%）が多くなっているが、前回調査より割合は減少している。また、「市や社協のホームページ」、「市や社協の SNS」は利用頻度が低い。
- その他に福祉関連情報を得る媒体としては、「特にない」が 37.0%（前回調査 30.2%）で最も多いが、「インターネット」17.6%（前回調査 13.0%）、「民生委員・児童委員」7.4%（前回調査 3.6%）については、前回調査より高くなっている。

【団体アンケート】

- 民生委員等による情報発信をしてほしい。



【第 2 回市民 WS でのご意見】

〈今後も活発にすべきこと〉

- 「広報ひこね」に関心を引く工夫が必要。
- 官民合わせた情報の発信。ラジオ等の民間の発信力の利用や、彦根市メール配信システムの周知。

〈もっと頑張っていくべきこと〉

- 広報が月 1 回というのは少なすぎる。
- 地域の交流のきっかけづくり。
- 市内の情報ニーズの把握のためのアンケートも重要。

【分析と課題】

- 「広報ひこね」について、さらに関心を引くような工夫が求められる。
- 福祉サービスに関する情報について、障害福祉・児童福祉・社会福祉・保健福祉サービスの利用者では、十分得られるという評価が少なく、情報収集の難しさが課題である。
- インターネットを活用した情報提供の充実と合わせて、情報を求める人の様々な状況を想定しながら、わかりやすい情報提供窓口や媒体の充実・工夫が求められる。
- 情報ニーズの把握のための調査や、「地域の交流の場」＝「情報交換の場」の設定等も重要である。

(3) 《基本目標3 身近なところで相談でき、必要な支援が受けられるまち》について

【第1回市民 WS でのご意見】

| 〈よくできていること〉 | 〈もっと頑張るべきこと〉 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 相談できる場（集いの場）が充実している。● 相談への対応が早い。● 地域の見守り合い・助け合い活動による困りごとの発見ができている。● 相談に関する各種関係機関・団体の連携がある。● 民生委員等によるアウトリーチ⁸（困りごと等を見つける）活動がある。 | <ul style="list-style-type: none">● 集いの場に行きにくい人・声を上げにくい人のケアを充実する。● 相談先が分かりにくい（相談に関する情報発信が弱い）。● 困りごとについて、本人発信に頼りすぎている。● 相談に対して、横のつながりやつなげていく力が弱い。● 身近なところで困りごとを話す・困りごとに気づく機会が少ない。 |



〈第1回市民 WS 意見への反応〉

【市民アンケート】

- よくできていることとしては、全ての項目で1割に満たず、無回答が71.4%で特に多い。
- もっと頑張るべきこととしては「相談先が分かりにくい」(33.9%)、「身近なところで困りごとを話す・困りごとに気づく機会が少ない」(27.0%)という回答が比較的多い。

〈民生委員・児童委員、福祉委員⁹等による困りごとのキャッチ〉

【市民アンケート】

- 日常生活での不安については、年代により差があり、10～30歳代では「生活費などの経済的な問題に関する事」、20歳代では「仕事（雇用）に関する事」、30歳代では「育児・子育てに関する事」、40歳代以降では「老後の生活や介護に関する事」への不安が大きいという特徴がみられる。また、家族構成別にみると3世代以上の同居世帯で「新型コロナウイルス等の感染症対策に関する事」が54.3%で比較的高い。
- 不安や悩みの相談先としては、年代が上がるほど「家族や親戚」、「友人・知人」といった身近な存在を挙げる方が減る傾向がみられる。また、20歳代と60歳代では「どこに相談していいのかわからない」、70歳代では「相談できる人がいない」という回答が比較的高い。

⁸ アウトリーチ：支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対して、行政や支援機関等が積極的に働きかけて情報や支援を届けるプロセスや手法を指す。

⁹ 福祉委員：自治会や民生委員・児童委員等と連携し、学区社協の窓口として、地域における福祉の相談、情報の伝達、ボランティア活動等の地域福祉の推進役を担う委員。

【団体アンケート】

- サロンや集まりに行きたくても行けない高齢者や障害のある人への対応が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で人との関わりが減る中、SOS を出せない人のために、アウトリーチによる積極的な福祉の介入が必要である。

〈ワンストップサービス¹⁰の相談体制〉

【市民アンケート】

- 市の福祉や保健の相談窓口に関して、「1か所で相談や手続きができるか」という項目に「満足」1.1%（前回調査 1.6%）、「やや満足」8.8%（前回調査 13.8%）という回答は前回調査と比べてもやや少なく、「分からない」42.3%（前回調査 40.5%）が増加している。また、障害福祉・児童福祉・保健福祉サービスの利用者では、「不満」、「やや不満」の合計が5割を超えて比較的高い。

【団体アンケート】

- 悩みを抱える人は多いが、どこに相談に行けばいいのかわからない。
- 相談しやすい体制をつくってほしい。



【第2回市民 WSでのご意見】

〈今後も活発にすべきこと〉

- 各地区のサロン活動や子育て相談等は充実しているが、民生委員や福祉関係者によるアウトリーチも重要。

〈もっと頑張っていくべきこと〉

- 障害のある人の法定雇用率が上がり、会社等での工夫が大事になる。
- 学校のいじめ問題への対応。

【分析と課題】

- 多機関や地域の連携による、世代や地域、一人ひとりの状況を問わず誰も取り残さない包括的な相談支援体制の構築が求められる。
- 身近なところでちょっとした困りごとを相談できる窓口、福祉サービスに関するここと等専門的なことを相談できる窓口、複合的な課題や制度の狭間の課題等、どこに相談してよいか分からぬ場合に頼れる窓口等、相談先を明確にすることが求められる。
- 関係機関の連携による相談窓口の充実や対応力の強化と合わせて、困りごとについてSOSを出すことが難しい人への対応として、アウトリーチ活動や身近な気づきの機会の創出等、困りごとの早期発見・早期対応に向けた取組も重要である。

¹⁰ ワンストップサービス：複数の場所や担当に分散していた関連する手続きやサービス等を、1か所でまとめて提供するようにしたもの。

(4) 《基本目標4 お互いに地域福祉について学びあえるまち》について

【第1回市民WSでのご意見】

| 〈よくできていること〉 | 〈もっと頑張るべきこと〉 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">●自治会での福祉教育ができている。●市の人権啓発研修等ができている。●小中学校での人権学習ができている。●大学生と地域や地域の子どもとの学びの機会づくりができている。●学び合いの土台として地域でのあいさつや交流が活発である。 | <ul style="list-style-type: none">●地域福祉について知る・考える機会が少ない。●地域によって学びの機会や情報提供に差がある。●地域福祉に関心のない人が多い。●地域福祉の意味が難しく、とっつきにくい。●地域の差別や偏見が根強い。 |



〈第1回市民WS意見への反応〉

【市民アンケート】

- よくできていることとしては「小中学校での人権学習」が14.5%で比較的多いが、無回答が66.1%で特に多い。
- もっと頑張るべきこととしては「地域福祉に関心のない人が多い」(38.0%)、「地域福祉について知る・考える機会が少ない」(31.1%)という回答が比較的多い。

〈福祉教育の推進〉

【市民アンケート】

- 福祉について学ぶ機会については、「よくある」が4.4%、「まあまあある」が16.2%となっている。また、ボランティアに参加している人では、「よくある」が10.5%、「まあまあある」が28.6%と高い。
- 福祉について学ぶのはどのような機会かについては、「自治会」が19.9%（前回調査49.4%）で前回調査より大きく減少し、「テレビ、マスコミ」が24.3%（前回調査23.4%）で上回っている。

【団体アンケート】

- 広報活動による福祉活動の啓蒙（関心、参加、効果、必要性等）をする必要がある。
- 他の自治体の地域福祉の取組の勉強、地域福祉に関する講座の開催等に取り組む必要がある。

〈人権啓発、男女共同参画の推進〉

【市民アンケート】

- 福祉への関心については、「ある程度関心がある」が60.8%で最も多く、次いで「あまり関心がない」21.8%、「とても関心がある」12.7%、「まったく関心がない」2.7%となっている。年齢別にみると、70歳代で「とても関心がある」(17.0%)、「ある程度関心がある」(66.0%)が合わせて8割を超え、比較的高い一方、10歳代では「まったく関心がない」が27.8%と比較的高い。

【団体アンケート】

- 地域福祉に関心のない人が多い。
- 女性活躍の機会を広げてほしい。
- 子どもをもつ母親がもっと働ける環境をつくってほしい（保育支援）。



【第2回市民 WS でのご意見】

〈今後も活発にすべきこと〉

- 一人暮らしや高齢者世帯に関する課題認識ができているが、彦根市の中でも地域間に差はある。それぞれの地域の特性を活かすことが必要。
- 地域福祉に対する関心の低さを改善することが必要という課題は認識されている。昔のような集団活動的なものではない、違う目線で地域づくりを考えることも必要。

〈もっと頑張っていくべきこと〉

- 皆の持つ危機感や課題をどう形に落としていくかが課題。

【分析と課題】

- 福祉について学ぶ機会と、ボランティアへの参加については相関関係がみられる。
- 地域福祉に関心がない人（若い世代等）への福祉活動の関心を高めるような啓発活動が求められる。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も考えられるが、自治会において福祉の学びを得る機会が減少しており、様々な参加者を取り込める新たな学びの機会や手法の工夫が求められる。
- 今ある福祉教育や人権啓発、男女共同参画等の取組を充実しながら、地域の課題を可視化し、学びに生かすことも重要である。

(5) 《基本目標5 人それぞれに参加でき、役にたてるまち》について

【第1回市民WSでのご意見】

| | |
|--|--|
| <p>〈よくできていること〉</p> <ul style="list-style-type: none">● 登下校時の見守りや夜の見守り（パトロール）がきちんとされている。● ボランティア情報が入手しやすい。● ボラカフェ（ボランティアに関心がある人と現役ボランティアの交流の場）の活動ができている。● 子育てサポーター、ファミリーサポートセンター等住民同士の助け合い活動ができている。● 高齢者サロンや認知症カフェ、子ども食堂等の居場所づくりができている。 | <p>〈もっと頑張るべきこと〉</p> <ul style="list-style-type: none">● 若者世代の地域への参加意識の向上が必要である。● ボランティア活動等の人材育成が必要である。● ボランティア等地域で活動する人の取組の紹介が必要である。● 交通手段がなく、活動の場に参加しにくい。● 高齢者サロンと子ども食堂等各取組の連携が必要である。 |
|--|--|



〈第1回市民WS意見への反応〉

【市民アンケート】

- よくできていることとしては「登下校時の見守りや夜の見守り（パトロール）がきちんとされている」が51.7%で特に多い。
- もっと頑張るべきこととしては「若者世代の地域への参加意識の向上」(32.4%)、「ボランティア等地域で活動する人の取組の紹介」(22.7%)という回答が比較的多い。

〈地域福祉を支える人材づくり〉

【市民アンケート】

- ボランティア活動に参加しやすくなるための手法については、「地域行事やイベントのPR」が32.4%で最も多く、次いで「ボランティア活動を通じたPR」が26.0%となっている。年代別にみると、10~20歳代では「現在、ボランティア活動を行っている人からの直接的な勧誘」が比較的高い。
- 支え合い、助け合い活動を活発化するために重要なこととしては、「困っている人や、助け合いの場、組織の情報を得やすくする」(35.9%)、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」(32.0%)に次いで、「困っている人と助けることできる人をつなぐ人材を育成する」(29.7%)が多く、特に10~30歳代では4割に迫り、比較的高い。

【団体アンケート】

- 活動を継続するための人材の確保・育成が急務である。
- 大学を核とするイベントの企画や、中学生、高校生を取り込むイベントを開催する。

〈ボランティア活動・NPO活動等の推進〉

【市民アンケート】

- ボランティア活動への関心については、「関心がある」が全体では46.8%だが、10歳代では72.2%、20歳代では56.3%と比較的高い。
- 一方で、ボランティア活動への参加については、「参加している」が全体では15.9%だが、10歳代で5.6%、20歳代で12.5%と比較的低い。
- ボランティアに参加していない理由としては、10~60歳代の広範な世代で、「時間が合わない、時間的な余裕がない」(全体では41.8%)が最も多く、次いで「どのような行事や地域活動があるかわからない」(全体では28.8%)が多い。

【団体アンケート】

- 将来を視野に、若者や子どもの育成にもっと取り組む必要がある。
- ボランティアサークルの協議会の設立と財政支援が必要である。



【第2回市民WSでのご意見】

| 〈今後も活発にすべきこと〉 | 〈もっと頑張っていくべきこと〉 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 同じ人が様々な場所でボランティアをしている。地域の人が努力しているが、世代交代ができていない。● 近所の人を知ることから始め、必要なこと等を話し合う。● 学校区ごとの小学生の登下校の見守りやパトロール。学校と地域の連携。● 高齢者サロンや小さな子どもを持った親子が集まる場所はたくさんある。小中学生から高齢者までが主催者側としても参加できるようなイベントも必要。 | <ul style="list-style-type: none">● 各自治体、学区全体で誰でもいつでも集まる場、若い人が気軽に来れる場が必要。● ボランティアや地域（市や学区）でのイベント情報の発信（広報ひこねだけでなくインターネットによる情報発信）と協力者としての参加者募集。● 市や学区、自治会単位での子どもから高齢者までが参加できるイベントの増加。 |

【分析と課題】

- 登下校時の見守りや夜の見守り等一部の活動は周知されている。
- 地域活動を継続するための人材の確保・育成が求められており、世代交代を図るためにも子どもや若い世代が参加しやすい環境づくりが必要である。
- 若者世代の地域への参加意識の向上を図るためにも、地域行事や現在行われている様々なボランティア活動について、よりPRを図る必要がある。
- ボランティア活動への参加率は低いが、関心は高い若い世代の参加を促すため、参加しやすい工夫（時間的配慮等）とともに、活動や行事の周知方法の工夫（インターネットの活用を含む手に入れやすい情報発信）が求められる。
- 困っている人と助けることのできる人をつなぐ調整役を担う人材の育成も重要である。

(6) 再犯防止等の推進について

【市民アンケート】

- 再犯防止に関する協力者の認知度は、「知っている」が19.5%、「知らない」が77.1%と低い。また、年代が上がるほど認知度が上がる傾向がみられ、「知っている」と回答したのは最も高い70歳代で29.9%、最も低い20歳代では3.1%となっている。
- 再犯防止に関する広報・啓発活動の取組である「社会を明るくする運動」または「再犯防止啓発月間」の認知度については、「両方とも聞いたことがない」が51.2%で最も多く、次いで「社会を明るくする運動」のみ聞いたことがある」が27.1%、「両方とも聞いたことがある」が12.1%、「再犯防止啓発月間」のみ聞いたことがある」が2.9%となっている。
- 再犯防止に関する広報・啓発活動をどのようにして知ったかについては、「パンフレットやポスターで知った」が66.5%で特に多く、次いで「テレビや新聞で知った」が25.5%となっている。
- 再犯防止のために必要な取組としては、「犯罪をした人に対する支援ネットワークをつくる」が41.8%で最も多く、次いで「再犯防止に協力する民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援をする」が33.0%、「再犯防止のための計画を策定する」が27.0%、「住民に対して、再犯防止についての広報・啓発活動をする」が26.5%、「犯罪をした人を地方公共団体の機関で雇用する」が20.3%となっている。

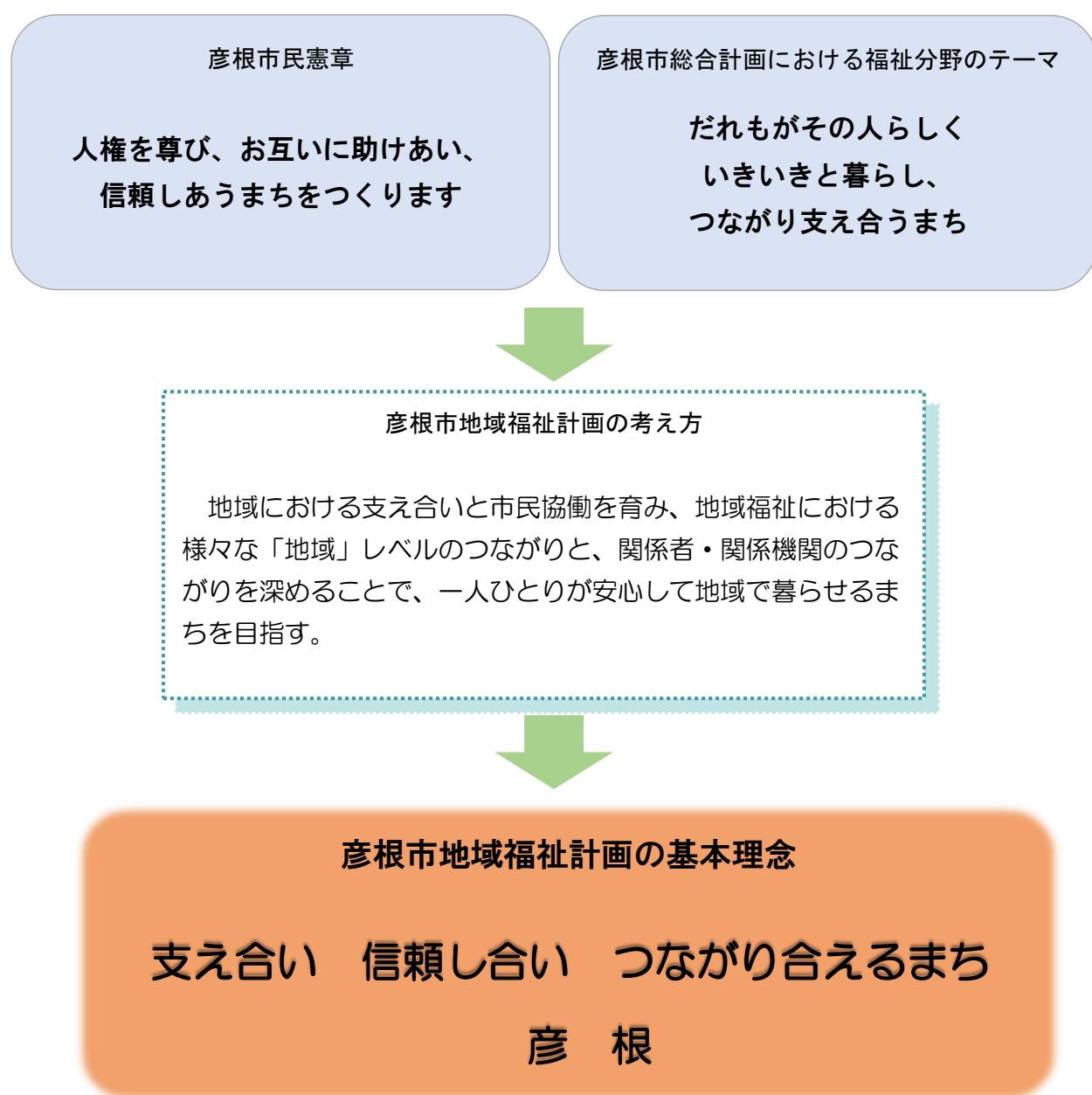
【分析と課題】

- 再犯防止に関する協力者の認知度は特に若い世代で低く、再犯防止についての周知が必要である。
- 地域で生活する罪を犯した人に対する支援にあたっては、福祉、医療、保健等の各種サービスを提供する地方公共団体の役割が重要であり、その連携を図るために支援ネットワークの構築が求められる。
- 再犯防止のための取組を定めるとともに、国・民間団体とも連携しながら、民間協力者への活動支援を進める必要がある。
- 就労をはじめ、就学、住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用等、多角的な支援が必要である。

第3章 計画の体系

1 基本理念

計画の基本理念については、「彦根市民憲章」や上位計画である「彦根市総合計画」を踏まえながら、地域における支え合いと市民協働を育み、地域福祉における様々な「地域」レベルのつながりと、関係者・関係機関のつながりを深めることで、一人ひとりが安心して地域で暮らせるまちを目指して、次のように設定します。



2 基本目標

計画の基本理念を踏まえ、地域福祉における「支え合い」、「情報」、「相談」、「学び」、「参加」、「再犯防止」という視点から、市民、地域団体、事業者、大学、社協、行政が協働で実現すべき基本目標を、次のとおり掲げます。

支え合い 信頼し合い つながり合えるまち 彦根

基本目標 1

**つながりと支え合いで、
地域の安心をつむぐまち**

基本目標 2

**一人ひとりにわかりやすく、
必要な情報が得られるまち**

基本目標 3

**多様な相談に総合的に対応でき、
必要な支援が届くまち**

基本目標 4

**地域福祉への関心を高め、
互いのために学び合えるまち**

基本目標 5

**全世代が参加でき、
役割と活力が生まれるまち**

基本目標 6

**更生を支援し、
再犯を防止するまち**

3 地域福祉における「地域」の範囲

地域福祉計画では、自分たちが暮らしている地域のつながりが見える計画づくりが求められます。計画では、次のような「地域」の範囲を想定します。

- 住民にとって最も身近な範囲は、向こう三軒両隣の「ご近所」です。
- 地域活動の単位としては、主に「自治会」の範囲となっています。
- おおむね「小学校区」を単位として、住民参加による学区（地区）社協活動が行われています。
- 市や市社協の制度や仕組みの多くは、「市全域」に及びます。

地域福祉計画では、このような複数の「地域」レベルを想定し、自分たちが暮らしている地域のつながりが見える計画を目指します。

なお、地域の範囲に関係なく、市は、市社協等と連携・協力し、市民や地域団体、NPOやボランティア団体、事業者、大学、学区社協等が、地域において多様な活動を展開するための支援や制度の整備等を行います。

4 SDGsとの関連

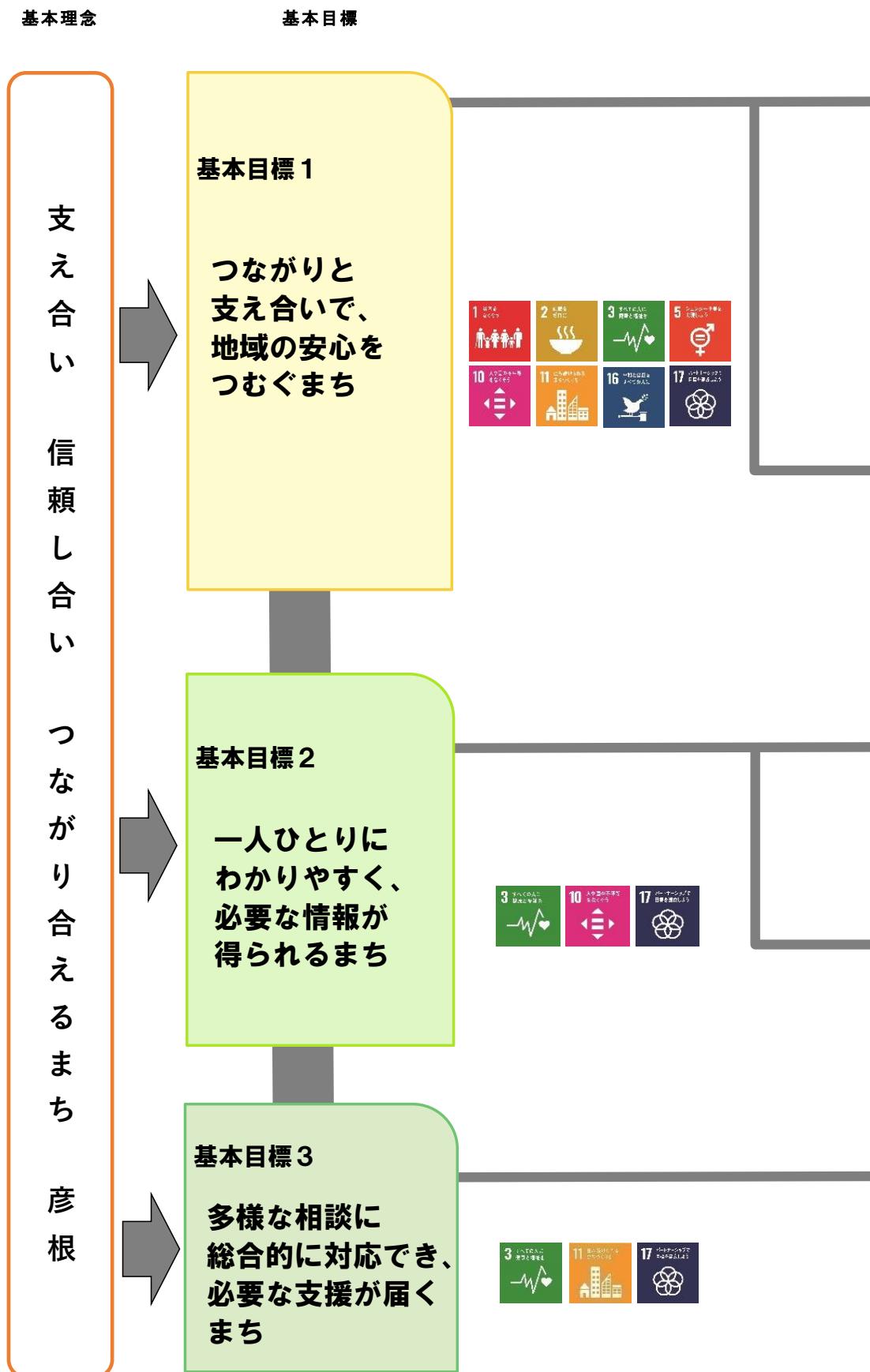
彦根市総合計画では、基本構想において政策の方向性ごとにSDGsの17のゴールと関連付け、基本計画を展開しています。福祉に関する個別計画を内包する本計画においても、計画の基本目標ごとに関連するSDGsのゴールを示し、取組を通じて持続可能なまちづくりを目指します。

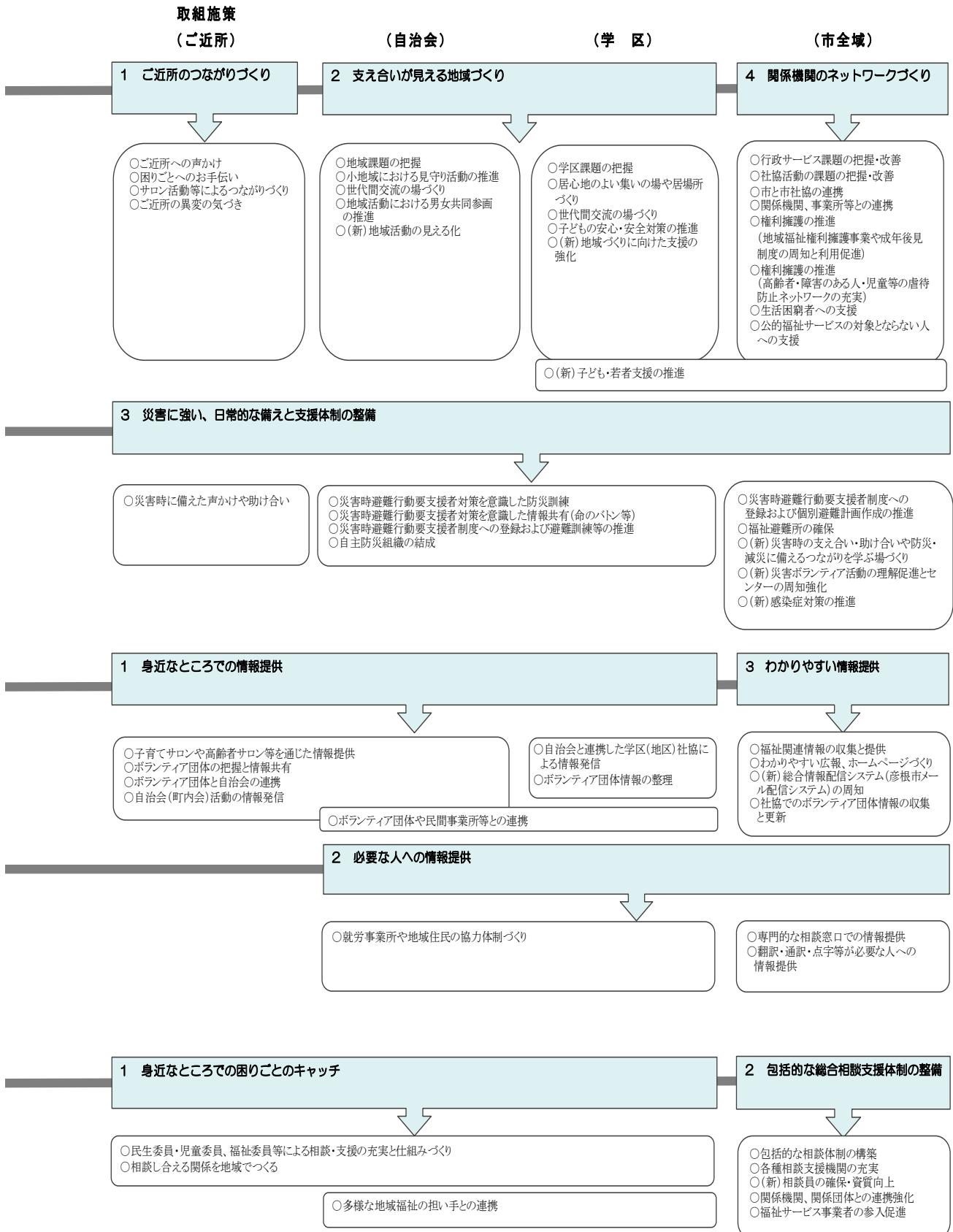
■持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

| | |
|---|--|
|  1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。 |  2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。 |
|  3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。 |  4 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。 |
|  5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る。 |  6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。 |
|  7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。 |  8 働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する。 |
|  9 産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る。 |  10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する。 |
|  11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする。 |  12 つくる責任つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する。 |
|  13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。 |  14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。 |
|  15 土の豊かさも守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る。 |  16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。 |
|  17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。 | |

出典：持続可能な開発目標（SDGs）報告 2021（国際連合広報センター）

5 計画の体系





基本理念

基本目標

支え合い
信頼し合い
つながり合えるまち
彦根

基本目標 4

地域福祉への
関心を高め、
互いのために
学び合えるまち



基本目標 5

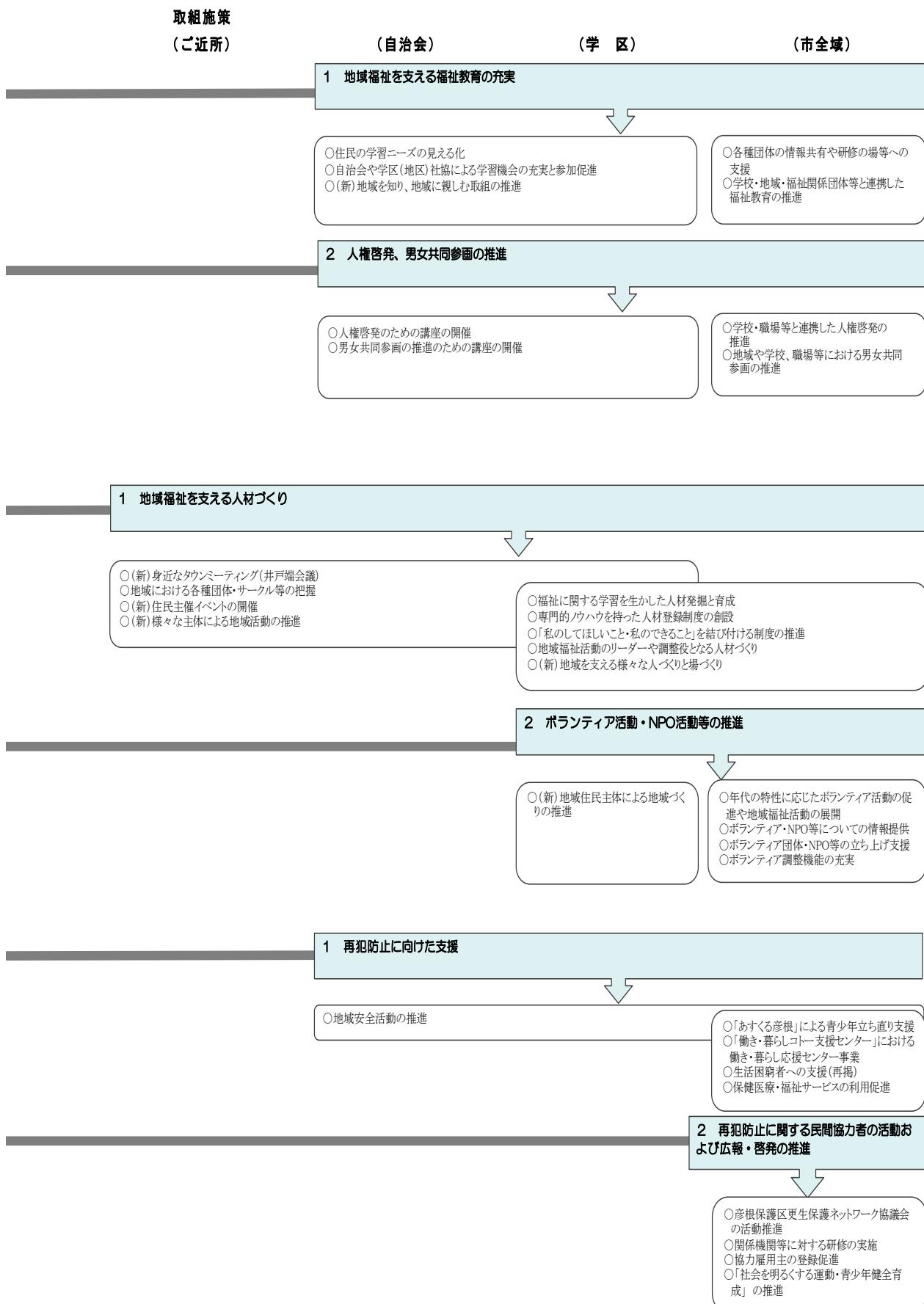
全世代が
参加でき、
役割と活力が
生まれるまち



基本目標 6

更生を支援し、
再犯を
防止するまち





第4章 計画の取組

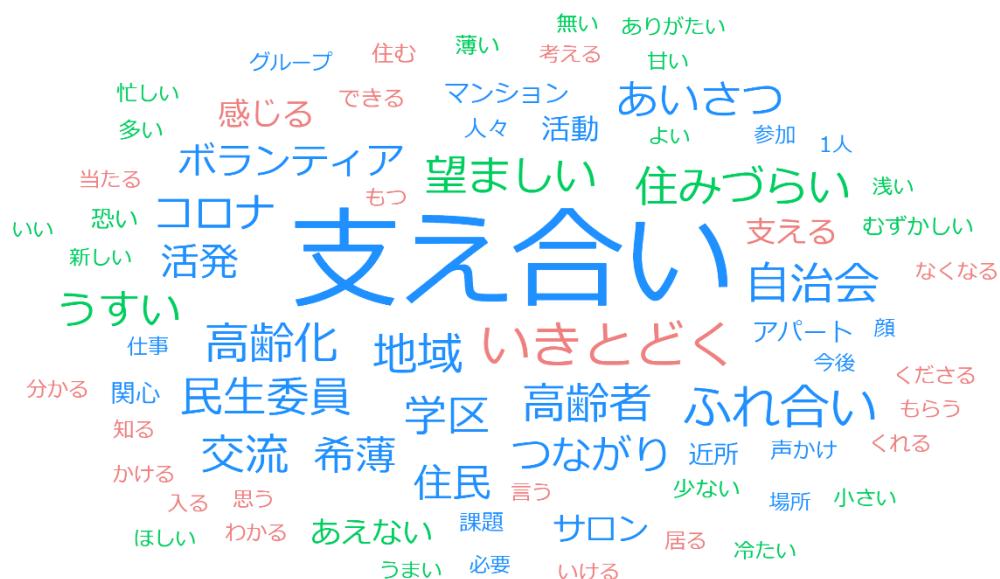
計画の基本目標を達成するための取組を以下のように定めます。

基本目標1

つながりと支え合いで、地域の安心をつむぐまち



◆「支え合い」について市民が感じること（ワードクラウド¹¹）



市民アンケートでは、地域での「支え合い」について、高齢化の進行や、住民同士の関係の希薄化、社会構造の変化による担い手の減少等を課題として感じられる方が多く、一方で自然な近所づき合いや気軽な挨拶から無理のないつながりを作っていくことが必要であるとの意見も多くみられました。

地域住民がつながり支え合うために、地域活動を支えることができる環境の整備とともに、無理なく長く続けられる支え合いの仕組みづくりを推進していきます。さらに、地域課題に地域まるごとで取り組むため、地域住民も含め関係機関の連携による誰も取り残さないネットワークづくりをさらに進め、災害のときにも支え合える地域づくりを推進します。

¹¹ ワードクラウド：市民アンケート調査において、自由記述で回答いただいたご意見でAIテキストマイニング（自由形式で記述された文章を分析するための手法。文章中の単語の使用頻度や傾向等様々な特徴を分析する際に用いられる）を行い、その結果を視覚的に表したもの。出現回数が多い、また特徴的な単語ほど大きく表示される。

■目指す目標

| 5年後の目標 | 指標 | 現状値 (R2) | 目標値 (R8) |
|---|-------------------|-------------|-------------|
| つながりと支え合いの力で、地域まるごと連携して課題に取り組める地域になっている | 親しい近所付き合いがある市民の割合 | 27.9% | 37.9% |
| 考え方：市民アンケートで隣近所との付き合いの程度に関して「普段から親しい付き合いがある」「困ったときには助け合う」と回答する割合の増加 | | | |

1

ご近所のつながりづくり

■現状と課題

- 市民アンケートでは、近所付き合いの希薄化の進行がみられ、特に若い世代でその傾向が顕著です。また、もっと頑張るべきこととして「人と人との自然な交流が少なくなっている」が43.2%と多くなっています。
- 新型コロナウィルス感染症の感染拡大により、「顔の見える関係づくり」が困難となり、社会的孤立が深まることが懸念されます。
- ご近所において、誰かがではなく、お互いに気にかけ合い、見守り合うという関係づくりが求められます。

■取組方針

- <市民の取組>
- 日頃から隣近所でのお互いの声かけ等により気にかけ合える関係づくりを進めます。
 - サロン等身近な集いの場に多世代が参加しやすい工夫を行うなど、地域に広く緩やかなつながりが形成される土壌をつくります。

■取組施策

【ご近所】での取組

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|----------|---------------------------------------|--------|
| (1) | ご近所への声かけ | 日頃からのあいさつや声かけ、触れ合いを心がけ、ご近所のつながりを育みます。 | 市民 |

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|------------------|--|-----------------|
| (2) | 困りごとへのお手伝い | ご近所の中で困っている人に対して、できる範囲でちょっとした助け合いを心がけます。 | 市民 |
| (3) | サロン活動等によるつながりづくり | 子育て中の人や高齢者をはじめ、ご近所や地域で誰でも気軽に寄り合える身近な場（サロン等）への参加や、地域のつながりや触れ合いの形成を促進します。 | 行政 市社協 市民 |
| (4) | ご近所の異変の気づき | ふだんの暮らしの中でご近所の方とつながりを持ち、生活上の異変（新聞が溜まつたまま、カーテンが閉まったままなど）を発見した場合は、自治会や民生委員・児童委員、行政等へ連絡します。 | 市民 |

※取組の主な活動主体について

行 政：彦根市（地域包括支援センターを含む。）

市 社 協：彦根市社会福祉協議会

学区社協：学区（地区）社会福祉協議会

事 業 者：サービス提供事業者、民間事業者等

地域団体：自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO¹²等

市 民：市民

なお、地域の範囲に関係なく、市は、市社協等と連携・協力し、市民や地域団体、NPOやボランティア団体、事業者、大学、学区社協等が、地域において多様な活動を開けるための支援や制度の整備等を行います。

¹² NPO：民間非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援の下で社会的な公益活動を行う組織・団体。



こんな活動をしています～サロン活動～



◆サロン活動とは・・・

地域の支え合い活動の一つです。サロンとは地域の人々が交流する目的で集まる場所のことで、その活動内容は様々です。

◆様々な支え合い・・・

サロン以外にも、市内の方が誰でも参加できる宅老所や、認知症のある方やご家族の方が交流できる認知症カフェ等があります。

「日だまりの会」

日夏町在住の方を対象に、ダンスや料理、手話体操等の脳活を行っています。

「日の出東ほっとサロン」

高宮町日の出東在住の方を対象に、お茶会や折り紙、金龜体操等を行っています。

他にも市内の様々な地域で、特色ある活動が行われています。

■現状と課題

- 市民アンケートでは、交流や参加に消極的な理由として、時間が合わない、どのような活動やイベントがあるかわからないといった意見が多くなっています。
- 地域の福祉に関する課題を、自治会や学区等の身近な地域で解決に結びつけるため、日頃からの集いの場や世代間交流の機会が必要です。
- 新型コロナウィルス感染症の感染拡大により、インターネットを活用した交流の場等、新たなつながりの形が求められています。

■取組方針

- <地域団体・学区社協の取組>
- 身近な地域での課題をすくい上げ、声かけや見守り、安心・安全対策に取り組むことで支え合いの地域づくりを推進します。
 - 幅広い年代の交流の場への参加を促すため、活動やイベントの周知等、年代に合わせた参加しやすい仕掛けを工夫します。また、社会の変化やニーズに合わせた集いやつながりの方法について検討します。

■取組施策

【自治会】での取組

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|-------------------|---|-------------|
| (1) | 地域課題の把握 | 安心して暮らせる地域づくりのため、住民の声を聞きながら地域課題の把握に努めます。 | 地域団体 |
| (2) | 小地域における見守り活動の推進 | 高齢者独居世帯、高齢者複数世帯、障害のある人、子育ての不安に悩む人、ひきこもっている人等、ともすれば孤立しがちな人を地域で見守ることができるよう、地域住民や民生委員・児童委員、自治会等が連携を図ります。 | 市社協 地域団体 |
| (3) | 世代間交流の場づくり | 子どもや若者、高齢者等様々な世代が触れ合える、気軽に参加しやすい交流の場づくりを進めます。 | 地域団体 |
| (4) | 地域活動における男女共同参画の推進 | 地域活動において、性別に関わりなく、自分の意思で地域に貢献する活動を行います。 | 地域団体 |

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|--------------|---|--------|
| (5) | (新)地域活動の見える化 | 地域活動の充実や参加しやすい場づくりを図るため、支え合いマップの作成や自治会広報の充実等、地域での活動や各種情報の周知に努めます。 | 地域団体 |

【学区】での取組

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|------|--------------------|--|--------------|
| (6) | 学区課題の把握 | 安心して暮らせる地域づくりのため、住民の声を聞きながら、様々な福祉課題について幅広いメンバーによる地域課題の把握に努めます。 | 学区社協 地域団体 |
| (7) | 居心地のよい集いの場や居場所づくり | 子育てサークルや地域サロン、宅老所、老人クラブ等、地域における集いの場や居場所づくりを進めます。 | 学区社協 地域団体 |
| (8) | 世代間交流の場づくり | 子どもや若者、高齢者等様々な世代が触れ合える交流の場づくりを進めるとともに、福祉に関心のある学生等が活躍できる機会づくりに努めます。 | 学区社協 地域団体 |
| (9) | 子どもの安心・安全対策の推進 | 地域住民による声かけや見守り活動を推進し、子どもの安心・安全対策を進めます。 | 地域団体 |
| (10) | (新) 地域づくりに向けた支援の強化 | 地域住民の参加を促す調整役に対する支援や、空き家等を活用した拠点の整備、地域活動に関する研修等を通じて、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境づくりに努めます。 | 行政 市社協 |

【学区・市全域】での取組

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|------|-----------------|--|-----------|
| (11) | (新) 子ども・若者支援の推進 | 様々な理由により課題や悩みを抱える子どもや若者、その家族を対象として、地域における多様な居場所づくり（子ども食堂、学習支援の場、フリースペース、若者サロン等）の充実と活動の促進を図ります。 | 行政 市社協 |

■現状と課題

- 「災害時避難行動要支援者制度¹³への登録および個別避難計画¹⁴作成の推進」の取組は、一定の成果を上げている一方で、市民アンケートによると、7割強がこの制度を知らないと答えています。
- 市民アンケートにおいて「地域協力者（災害時に要支援者を手助けする人）となることができるか」という問に対し、「できる」13.0%、「誰かと一緒にできる」28.9%となっており、こういった人を支援活動へつなげる、日頃からの取組が必要です。
- 地域には、緊急時に様々な支援や配慮を必要とする人々が暮らしており、市民、地域団体、事業者、市社協、行政がそれぞれの立場から、助け合い支え合う仕組みづくりが必要です。

■取組方針

- <市民の取組>
- 日頃から隣近所での声かけ等により、お互いに気にかけ合える関係づくりを進めることで、災害時の助け合い活動につなげます。
- <地域団体・事業者の取組>
- 災害時避難行動要支援者制度への登録や個別避難計画作成の推進とともに、防災訓練や自主防災組織¹⁵の結成、情報共有の取組を推進し、関係機関との連携の下、地域の助け合いの力の向上に努めます。
- <市社協・行政の取組>
- 関係機関との連携の下、有事の際に支え合い助け合いができるように、日頃からの様々な取組を行い、誰も取り残さない支援体制の整備を進めます。

■取組施策

【ご近所】での取組

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|-----------------|---|--------|
| (1) | 災害時に備えた声かけや助け合い | 災害時に備えて、日頃からあいさつ等の顔の見える関係づくりを進め、災害時避難行動要支援者に関する情報共有や助け合いを心がけます。 | 市民 |

¹³ 災害時避難行動要支援者制度：災害が起きたとき、高齢者や障害のある人等、誰かの介助等がなければ自分で避難することができない人をあらかじめこの制度に登録していただき、災害時に地域の中で避難を手助けしてもらい、減災していくとする制度。

¹⁴ 個別避難計画（災害時避難行動要支援者制度）：災害時の避難経路等を事前に決めておくことで、避難を円滑かつ迅速に行うために作成するもの。

¹⁵ 自主防災組織：地域の人たちが「自分たちのまちと命は、自分たちで守る」という心構えで、自発的に防災活動を行う組織。

【自治会・学区】での取組

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|---|--|------------------|
| (2) | 災害時避難行動要支援者対策を意識した防災訓練 | 災害時避難行動要支援者を守るために、自治会や自主防災組織等の連携によって、防災マップの作成等を含め、有効に動ける防災訓練に取り組みます。 | 地域団体 |
| (3) | 災害時避難行動要支援者対策を意識した情報共有(命のバトン ¹⁶ 等) | 万一のときに適切な医療処置等が迅速に行われるよう、災害時避難行動要支援者の情報を救急・医療機関につなぐ情報共有の取組(命のバトン等)を広げます。 | 地域団体 |
| (4) | 災害時避難行動要支援者制度への登録および避難訓練等の推進 | 災害時避難行動要支援者制度への登録および避難訓練等の実施を推進し、支援体制の整備を図ります。 | 行政 地域団体 市民 |
| (5) | 自主防災組織の結成 | 災害時に自らの安全を、地域で確保するための自主防災組織の結成に努め、地域の実情に合わせた助け合いの仕組みづくりを促進します。 | 行政 地域団体 |

【市全域】での取組

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|---------------------------------|--|-----------|
| (6) | 災害時避難行動要支援者制度への登録および個別避難計画作成の推進 | 災害時避難行動要支援者制度への登録および個別避難計画の作成を推進し、平常時からの把握や避難誘導等の訓練、災害時の備えとして、その活用を図ります。 | 行政 |
| (7) | 福祉避難所 ¹⁷ の確保 | 介護を必要とする高齢者や障害のある人等が災害時に避難して生活ができるよう、避難所候補施設の立地場所の安全性を精査し、事業者の協力を得ながら、福祉避難所の確保を図ります。 | 行政 事業者 |

¹⁶ 命のバトン：緊急時に適切な医療処置等が迅速に行われるよう、対象者の医療情報等を記載した用紙の入った容器を、冷蔵庫等のわかりやすい場所に保管しておく仕組み。

¹⁷ 福祉避難所：高齢者や、障害のある人等、小学校等を基本とした一般の避難所では避難生活を継続することが困難な方が安心して避難生活を送るために設置される避難所。なお、福祉避難所は、災害時において災害対策本部の判断で開設される二次的な避難所であるため、原則として発災直後から避難所として避難することはできず、受入れ者の選定・決定を経た後、受入れ対象者が移送されることになる。

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|------|--|---|-----------|
| (8) | (新) 災害時の支え合い・助け合いや防災・減災に備えるつながりを学ぶ場づくり | 災害時の避難行動や避難所生活における地域の支え合い・助け合いに向け、より安心できる体制や環境づくりを推進していくための学びや交流の場づくりを促進します。 | 行政 市社協 |
| (9) | (新) 災害ボランティア活動の理解促進とセンターの周知強化 | 大規模災害時に迅速に対応できるよう、住民に対する災害ボランティアセンターの周知に努めます。 | 行政 市社協 |
| (10) | (新) 感染症対策の推進 | 地域活動を含め、住民の安心・安全な暮らしに大きな影響を与える新型コロナウイルス等の感染症について、予防対策や感染症等に対する偏見や人権問題についての周知啓発・研修等の実施に努めます。 | 行政 |

■現状と課題

- 高齢者や障害のある人、子どもと子育て世帯、外国人住民、生活困窮世帯等全ての市民への福祉的支援や権利擁護等の分野別の取組に加え、関係機関の横の連携が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済的困窮や差別、社会的孤立がより加速度的に進行しています。

■取組方針

- <地域団体・事業者の取組>
- 福祉サービスの提供を充実させ、適切な支援を行うとともに、サービスの対象とならない人に対しても、関係機関・関係団体との連携の下、支援を行っていきます。
- <市社協・行政の取組>
- 市や市社協、福祉活動に取り組む各種団体や事業者、関係機関等の連携を強化し、分野横断的なネットワークをつくり、自ら声を上げられない人や制度のはざまで支援を必要とする人、複合的な課題を抱えた世帯等を適切な支援へとつなげていきます。

■取組施策**【市全域】での取組**

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|----------------|--|------------------|
| (1) | 行政サービス課題の把握・改善 | 支援を必要とする人が制度のはざまでもれることのないよう、庁内関係各課や関係機関とのネットワークの下、アウトリーチ伴走型の対応を通じて、行政サービスにおける課題を把握し、その改善に努めます。 | 行政 |
| (2) | 社協活動の課題の把握・改善 | 地域福祉活動の展開を支援していく上で、市社協と学区（地区）社協や関係機関等との意見交換を通じて課題を把握し、その改善に向けた取組を進めます。 | 市社協 |
| (3) | 市と市社協の連携 | 地域福祉活動の展開を支援していくため、市社協による地域福祉活動計画への支援等、市と市社協の連携強化に努めます。 | 行政 市社協 |
| (4) | 関係機関、事業所等との連携 | 福祉サービス事業所や医療機関等、様々な関係機関との連携を強化し、地域福祉活動の充実を図ります。 | 行政 市社協 事業者 |

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|--|--|--------------------------|
| (5) | 権利擁護の推進 (地域福祉権利擁護事業 ¹⁸ や成年後見制度 ¹⁹ の周知と利用促進) | 判断能力が不十分な人の権利を守るために、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知啓発や利用支援、身上監護・金銭管理を支援します。 | 行政 市社協 |
| (6) | 権利擁護の推進 (高齢者・障害のある人・児童等の虐待防止ネットワークの充実) | 高齢者・障害のある人・児童への虐待、配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発の充実および被害者保護のために関係機関が連携強化を進め、早期発見からの適切な支援を進めます。 | 行政 市社協 |
| (7) | 生活困窮者への支援 | 働きたくても働けない、住む所がないなどの経済的、社会的および複合的な理由による困りごとを抱えた生活困窮者に対して、就労・住居確保・家計管理・子どもの学習等に関する相談支援の充実を図ります。 | 行政 市社協 |
| (8) | 公的福祉サービスの対象とならない人への支援 | 制度のはざまで公的福祉サービスの対象にならない人が生活課題を抱えたまま孤立することのないよう、関係機関のネットワークによる支援に努めます。 | 行政 市社協 事業者 地域団体 |

¹⁸ 地域福祉権利擁護事業：毎日の暮らしの中で、福祉サービスの利用手続ができなかつたり、日常のお金の出し入れや使い方に困ったり、大事な書類等の保管に不安を持っている人が、安心して地域で生活が送れるよう支援する取組。

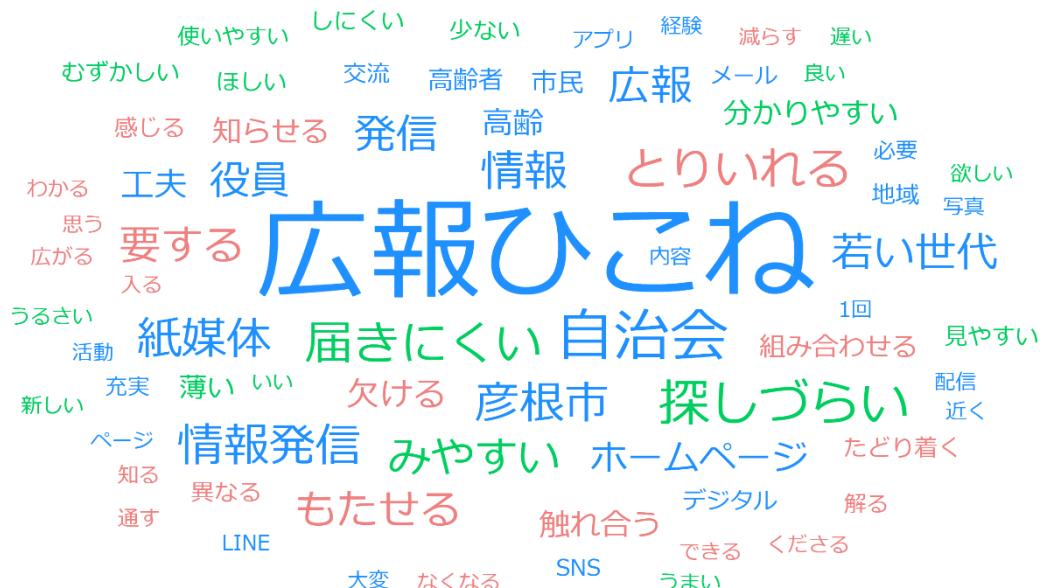
¹⁹ 成年後見制度：認知症等によって判断能力が十分でない人が財産管理や身上監護で不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、代理権・同意権・取消権の付与を受けてその人を援助してくれる人（成年後見人等）を設ける制度。

基本目標2 一人ひとりにわかりやすく、 必要な情報が得られるまち



◆関連する SDGs

◆「情報」について市民が感じること（ワードクラウド）



市民アンケートでは、地域の「情報」に関して、日常的なつながりの希薄化により情報共有の場面が減少したことや、インターネットを利用しない高齢者等にとって情報が入手しにくいくこと等が課題として挙げられ、紙媒体と ICT²⁰双方を活用することが、情報を適切に届けるために必要であるとの意見がみられました。

住民が身近なところで必要な情報を適切に得ることができるよう、広報紙や SNS 等の ICT を活用した情報発信に努めるとともに、関係機関や事業者等とも連携し、様々な情報ニーズを想定しながら、情報提供の充実に努めます。

²⁰ ICT : Information and Communication Technology の略で、通信技術を使って人とインターネット、人と人がつながる技術のこと。

■目指す目標

| 5年後の目標 | 指標 | 現状値 (R2) | 目標値 (R8) |
|---------------------------|-----------------------------------|-------------|-------------|
| 必要な情報が分かりやすく提供される地域になっている | 福祉サービスに関する情報を「得ることができる」と回答した市民の割合 | 34.6% | 44.6% |

考え方：市民アンケートで福祉サービスに関する情報を「十分得ることができる」「だいたい得ることができる」と回答する割合の増加

1

身近なところでの情報提供

■現状と課題

- 市民アンケートでは、地域福祉活動に参加していない理由として、どのような行事や活動があるのか知らないという回答が多くなっています。
- つながりの希薄化や、新型コロナウィルス感染症の感染拡大により、身近な地域での情報発信力の低下が懸念されています。
- 必要な情報がすみずみまで届くためには、広報紙やインターネットでの情報発信に加え、集いの場や身近な地域で情報を得られる仕組みが必要です。
- 福祉サービスに関する情報が十分得られない、情報収集が難しいと考える市民は多く、情報を必要とする人の様々な状況に合わせた提供体制が求められています。

■取組方針

- <市民の取組>
- 身近な地域で行われている地域福祉活動について、より多くの人に知ってもらうようはたらきかけます。
- <地域団体・事業者・学区社協の取組>
- 地域の交流の場を情報提供の場として、地域団体や事業所の集いの場における情報発信の取組を進めるとともに、各種団体が協力することで、情報提供体制を充実させます。
- <市社協・行政の取組>
- サロン等の身近な地域福祉活動の場への情報提供を行い、地域の福祉活動の拠点を情報発信の場として活用しながら、地域での情報提供体制を強化します。

■取組施策

【ご近所・自治会】での取組

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|------------------------|---|-------------------|
| (1) | 子育てサロンや高齢者サロン等を通じた情報提供 | 小地域における様々な集いや触れ合いの場を通じて情報が伝わるよう、関係団体・グループへの情報提供を進めます。また、地域の実情に合わせた情報発信の充実を図ります。 | 行政 市社協 地域団体 |
| (2) | ボランティア団体の把握と情報共有 | 地域における各種のボランティア団体を把握し、人と活動を結び付けるため、団体や活動内容についての情報発信に努めます。 | 地域団体 |
| (3) | ボランティア団体と自治会の連携 | 地域を越えてボランティア活動を行う団体と自治会の連携に努め、自治会活動の促進を図ります。 | 地域団体 |
| (4) | 自治会（町内会）活動の情報発信 | 自治会（町内会）で取り組む各種活動の情報を積極的に住民に発信し、住民の交流や参加を促進します。 | 地域団体 |

【自治会・学区】での取組

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|--------------------|---|-------------------|
| (5) | ボランティア団体や民間事業所との連携 | 地域で活動するボランティア団体や民間事業所等の地域に根ざした活動・事業等の情報について、様々な主体が連携して住民に発信する取組を進めます。 | 事業者 地域団体 市民 |

【学区】での取組

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|-------------------------|--|--------------|
| (6) | 自治会と連携した学区（地区）社協による情報発信 | 自治会と連携した学区（地区）社協による情報発信の取組を進めます。 | 学区社協 地域団体 |
| (7) | ボランティア団体情報の整理 | 地域において把握された各種ボランティア団体に関する情報を収集・整理し、提供・活用を図ります。 | 市社協 学区社協 |

■現状と課題

- 市民アンケートでは、広報紙やホームページだけでは、福祉サービスに関する必要な情報を得にくいという意見が多くなっています。
- 福祉サービスの窓口への案内や利用支援をする窓口等が求められています。また、民生委員・児童委員等による情報発信を求める団体からの意見もみられます。
- 高齢者や障害のある人、外国人住民等、様々な事情で情報を得にくい人にも情報を届けるために、行政サービスに加え、地域住民や事業者の協力が必要です。

■取組方針

- <市民の取組>
- 支援を必要とする人に情報が届くよう、協力します。
- <地域団体・事業者の取組>
- 専門機関との連携の下、専門的な相談対応を必要とする人への的確な情報が届くよう努めます。
- <市社協・行政の取組>
- 合理的配慮を必要とする人に対する支援を充実させ、関係機関の連携による、誰も取り残さない情報提供体制をつくります。

■取組施策

【自治会・学区】での取組

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|--------------------|--|-------------------|
| (1) | 就労事業所や地域住民の協力体制づくり | 就労事業所や地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力体制づくりに取り組み、必要な情報が必要な人に届くよう努めます。 | 事業者 地域団体 市民 |

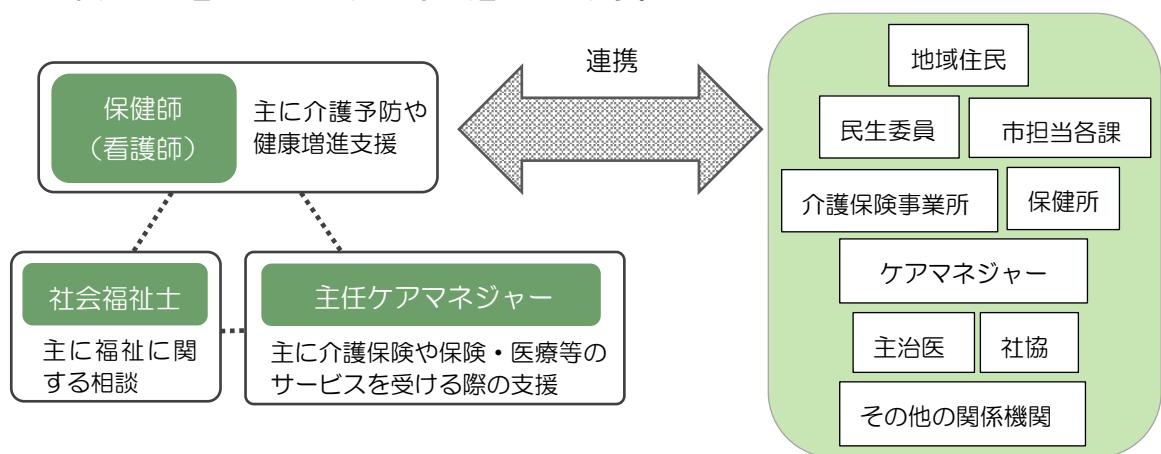
【市全域】での取組

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|----------------------|---|-------------------|
| (2) | 専門的な相談窓口での情報提供 | 保健・福祉・医療・介護等に関する専門的な相談対応を必要としている人が、的確な情報を速やかに得られるよう、関係機関の連携強化を図ります。 | 行政 市社協 事業者 |
| (3) | 翻訳・通訳・点字等が必要な人への情報提供 | 翻訳・通訳や、手話、点字・音訳体制の充実を図ります。 | 行政 事業者 地域団体 |



こんな活動をしています～地域包括支援センターの活動～

◆地域包括支援センターでは、福祉・保健・医療等の関係機関と連携し、高齢者の皆さん
が安心して暮らせる地域づくりを進めています。



地域包括支援センターの活動内容

- ・介護保険制度や介護の方法、健康や福祉等に関する相談対応
- ・消費生活問題に対する支援や成年後見制度の紹介、高齢者への虐待の防止や早期発見
- ・地域の介護予防教室への出張や「介護予防ケアプラン」の作成 等

3 わかりやすい情報提供

■現状と課題

- 福祉関連情報を得る手段として「広報ひこね」は最も利用されており、評価は高い一方、前回のアンケート調査からは利用割合が減っています。
- ホームページ等の他の媒体は利用率が伸びてきていますが、インターネットの利用に困難を感じる高齢者等、情報を求める人の様々な状況を想定しながら提供する必要があります。

■取組方針

- <市社協・行政の取組>
- 福祉に関する情報等をわかりやすく、かつ適時に伝える工夫や、媒体の充実を行い、支援を必要とする人に情報を届けます。
 - 地域における福祉活動やサービス資源の情報を提供することで、支援を必要とする人と活動を結び付け、また地域における活動の活性化につなげ、地域福祉の推進を図ります。

■取組施策

【市全域】での取組

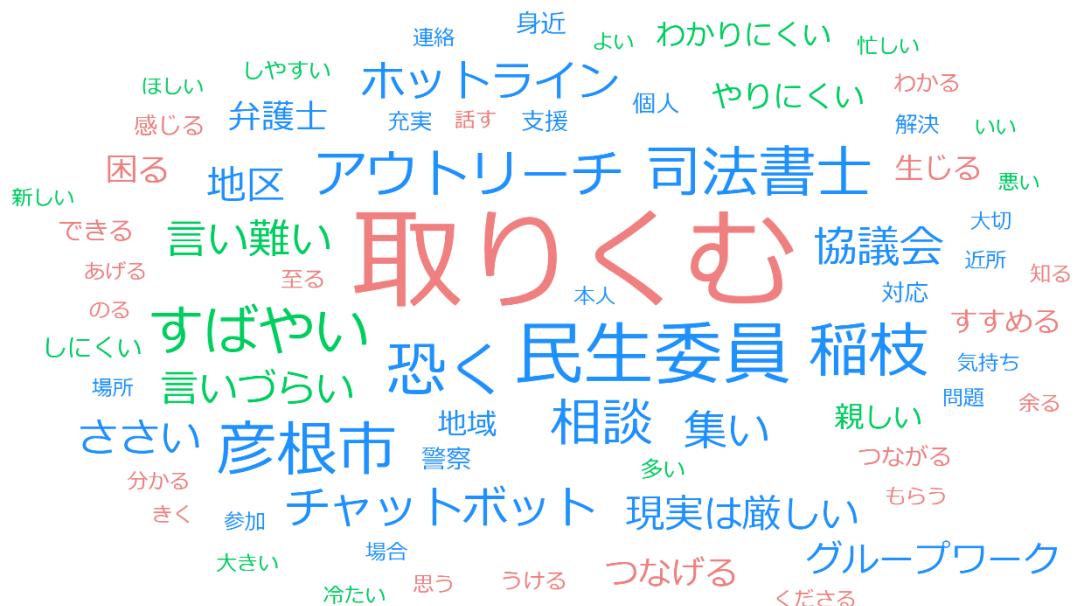
| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|--------------------------------|--|-----------|
| (1) | 福祉関連情報の収集と提供 | 福祉関連情報や地域のサービス資源に関するパンフレット等の作成や、サービスを利用する市民の視点に立った情報の提供に努めます。 | 行政 市社協 |
| (2) | わかりやすい広報、ホームページづくり | 広報やホームページ等による福祉関連情報の提供において、市民のニーズを把握しながら、適時にわかりやすい情報提供ができるよう努めます。 | 行政 市社協 |
| (3) | (新)総合情報配信システム(彦根市メール配信システム)の周知 | 災害情報や防犯情報、火災情報等をいち早くメールで配信する、彦根市メール配信システムの周知・啓発を進めます。 | 行政 |
| (4) | 社協でのボランティア団体情報の収集と更新 | 地域におけるボランティア団体や地域を越えて活動するボランティア団体に関する情報を収集・更新し、オンラインを活用した新しい発信の形も含め適時に情報発信を行い、情報の活用を促進することで、様々な活動を支援します。 | 市社協 |

基本目標3 多様な相談に総合的に対応でき、 必要な支援が届くまち

◆関連する SDGs



◆「相談」について市民が感じること（ワードクラウド）



市民アンケートでは、地域における「相談」に関して、身近な地域での相談先を知らない（分かりにくい）ことや相談時の市の対応（横のつながり）等が課題として挙げられました。相談対応を充実するためには、困りごとに気づき、積極的に働きかけて情報や支援を届ける（アウトリーチ）ことで声を上げにくい人への対応を図ることや相談支援の周知等が重要視されています。

安心して地域で暮らせるよう、アウトリーチ活動や身近な気づきの機会の創出等、困りごとを早期発見・早期対応できる地域づくりを進めます。また、多機関や地域の連携により、ちょっとした困りごとの相談から専門的な相談、どこに相談していいのか分からぬ複合的な課題の相談まで、一人ひとりの状況を問わず誰も取り残さない総合的な相談支援体制の構築を進めます。

■目指す目標

| 5年後の目標 | 指標 | 現状値 (R2) | 目標値 (R8) |
|--|----------------------------|-------------|-------------|
| 市民が安心できる相談支援が充実している | 相談窓口で「1か所で相談や手続きができる」市民の割合 | 9.9% | 19.9% |
| 考え方：市民アンケートで市の福祉や保健の相談窓口に対して「1か所で相談や手続きができるか」という問い合わせに「満足」「やや満足」と回答する割合の増加 | | | |

1

身近なところでの困りごとのキャッチ

■現状と課題

- 市民アンケートで「身近なところで困りごとを話す・困りごとに気づく機会が少ない」という意見が比較的多くなっています。
- 日常生活での不安（困りごと）について、年代や家族構成により特徴は様々です。
- 20歳代と60歳代では「どこに相談していいのかわからない」、70歳代では「相談できる人がいない」という回答が多くなっています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、サロンや集いの場等に行きたくても行けない高齢者や障害のある人、ひきこもり等へのアウトリーチ活動が必要です。

■取組方針

- <市民の取組>
- 身近な地域の中で、お互いに自然と気にかけ合い、ちょっとした困りごとにも気づき合える関係をつくります。
- <地域団体・事業者・学区社協の取組>
- 地域住民や、様々な関係団体・関係機関が連携しながら、様々な地域課題や生活課題に気づき、支え合える仕組みづくりを進めます。
- <市社協の取組>
- 支援を必要とする人が孤立することなくその声を聞き、支援につなげられるよう、地域や関係団体・関係機関との連携の下、誰も取り残さない相談・支援の仕組みづくりに努めます。

■取組施策

【ご近所・自治会・学区】での取組

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|--|---|---------------------------|
| (1) | 民生委員・児童委員、福祉委員 ²¹ 等による相談・支援の充実と仕組みづくり | 「見守り合い活動」を通じて地域の生活課題やニーズの見える化・情報共有を行い、地域住民と連携しながら、相談・支援活動の充実を図り、お互いの顔が見える相談・支援の仕組みづくりに努めます。 | 市社協 学区社協 地域団体 市民 |
| (2) | 相談し合える関係を地域でつくる | 身近な地域の中で、声かけ等をきっかけに互いに自然と気にかけ合い、相談をする・受け取ることができる関係をつくることを心がけます。 | 市民 |

【自治会・学区】での取組

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|-----------------|---|----------------------------|
| (3) | 多様な地域福祉の担い手との連携 | 民生委員・児童委員、福祉委員に加えて、自治会、福祉サービス事業所、ボランティア等の多様な担い手が連携することによって、支援を必要とする人が孤立することなく、身近なところで相談できる地域づくりに取り組みます。 | 市社協 学区社協 事業者 地域団体 |

²¹ 福祉委員（再掲）：自治会や民生委員・児童委員等と連携し、学区社協の窓口として、地域における福祉の相談、情報の伝達、ボランティア活動等の地域福祉の推進役を担う委員。

こんな活動をしています ～民生委員・児童委員の活動～

◆民生委員・児童委員とは・・・

住民の立場に立って相談に応じ必要な援助等を行う、「地域のつなぎ役」としての役割を担っています。

厚生労働大臣から委嘱され、守秘義務等を定めた民生委員法に沿って活動します。



◆民生委員・児童委員の活動内容

- ・子育てや生活支援、一人暮らしの不安、虐待等、生活上の様々な問題に関する「相談」
- ・地域の高齢者や子どもの「見守り」活動
- ・それぞれの問題の解決に適した「関係機関・団体へのつなぎ」
- ・福祉サービスの「情報提供」

2 包括的な総合相談支援体制の整備

■現状と課題

- 市民アンケートでは、市の福祉や保健の相談窓口に関して、「1か所で相談や手続きができるか」という項目の満足度が低くなっています。
- 相談に関してもっと頑張るべきこととして、「相談先が分かりにくい」という意見が3割を超えて最も多くなっています。
- 悩みを抱える人がどこに相談に行けばいいのか分からぬという現状もみられ、相談先を明確にした相談しやすい体制づくりが求められます。

■取組方針

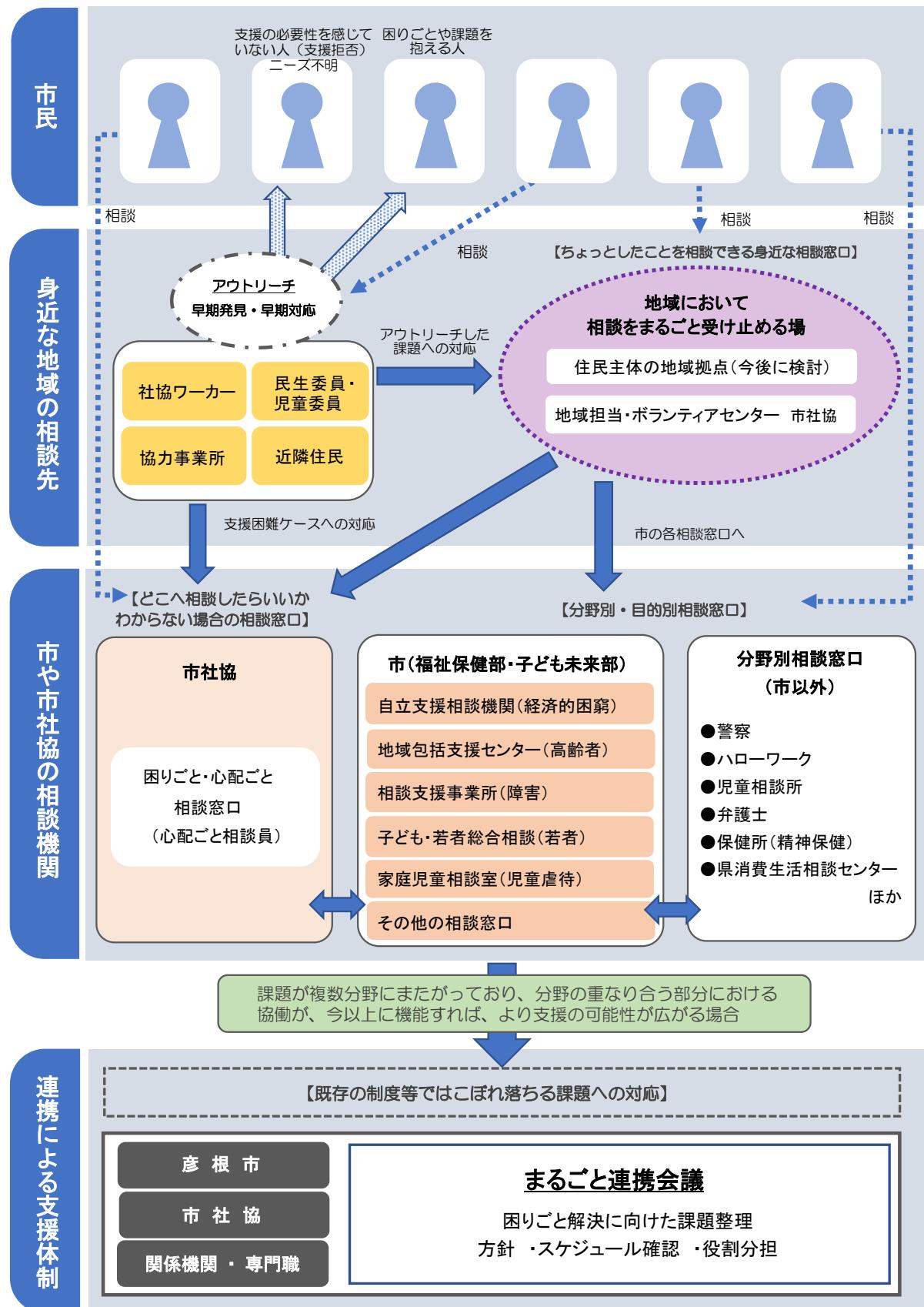
- <地域団体・事業者の取組>
- 地域住民が安心して相談ができ、また支援につなげられるよう、各種相談支援の取組を充実するとともに、関係団体・関係機関の連携強化を図ります。
- <市社協・行政の取組>
- 地域での生活課題に関する様々な相談に適切に対応できるようサービス基盤の充実を図るとともに、関係団体・関係機関との連携を強め、誰も取り残さない包括的な相談体制の構築を進めます。

■取組施策

【市全域】での取組

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|-------------|---|-----------|
| (1) | 包括的な相談体制の構築 | 様々な困りごとや課題を抱える人への相談支援や、連携・協働における課題を解決し、安心して相談できる環境を整えるため、関係団体・関係機関との連携に基づく重層的に包括的な相談体制の構築を進めます。 | 行政 市社協 |

■包括的な相談体制

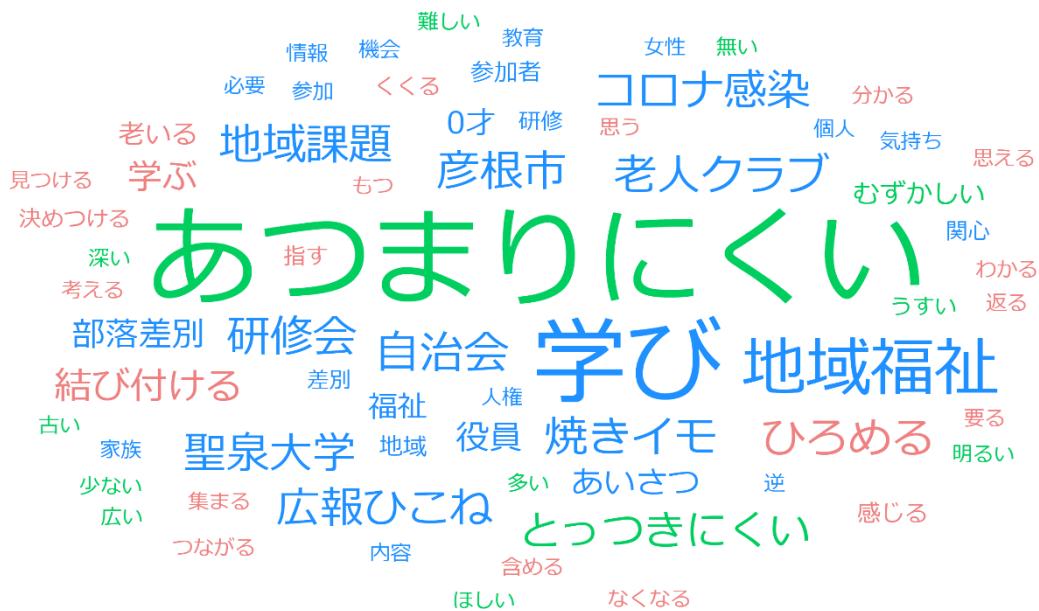


| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|-----------------|--|--------------------------|
| (2) | 各種相談支援機関の充実 | 子どもや障害のある人、高齢者、生活困窮者、ひきこもり等に関する各種相談支援機関の支援の充実と更なる連携強化により、住民の相談に総合的に対応できる相談体制を推進します。 | 行政 市社協 事業者 |
| (3) | (新) 相談員の確保・資質向上 | 相談件数の増加や複雑化・専門化する相談内容に適切に対応できるよう、相談員の確保および資質の向上を図ります。 | 行政 市社協 事業者 |
| (4) | 関係機関、関係団体との連携強化 | 地域での生活課題に関する様々な相談に的確で迅速な対応が図れるよう、会議等の開催方法（オンライン開催等）にも配慮しつつ、関係機関・関係団体との情報共有、連携強化を行い、総合的な支援の実施を図ります。 | 行政 市社協 事業者 地域団体 |
| (5) | 福祉サービス事業者の参入促進 | 相談に対応した適切なサービスへつなげられるよう、福祉サービス事業者の参入を促し、サービス基盤の充実を図ります。 | 行政 |

基本目標4 地域福祉への関心を高め、 互いのために学び合えるまち



◆「学び」について市民が感じること（ワードクラウド）



市民アンケートでは、地域福祉に関する「学び」について、学びの場の情報がないことや、学ぶ機会はあっても、〈地域福祉〉という言葉がとっつきにくく、参加者が福祉に関心のある人等に固定化されていること等が課題として挙げられました。地域福祉の「学び」を進めるためには、子どもの頃から学びの機会を持つことや、身近な地域に寄り添い、課題の解決や関心を高めることにつながる学びの機会を持つことが必要です。

今ある福祉教育や人権啓発、男女共同参画等の学びの機会が広く住民に浸透するよう努めるとともに、地域のニーズの見える化にもつなげ、みんなが互いに認め合い、支え合う地域福祉の考えがより根付き、地域に愛着をもった人づくりにつながる地域を目指します。

■目指す目標

| 5年後の目標 | 指標 | 現状値 (R2) | 目標値 (R8) |
|--|----------------------|-------------|-------------|
| 人権や福祉について学ぶ機会が多い地域になっている | 福祉について「学ぶ機会がある」市民の割合 | 20.6% | 30.6% |
| 考え方：市民アンケートで福祉について学ぶ機会があるかという問い合わせに対して、「よくある」、「まあまあある」と回答する割合の増加 | | | |

1

地域福祉を支える福祉教育の充実

■現状と課題

- 市民アンケートでは、「小中学校での人権学習」ができているとの評価が一定みられる一方で、「地域福祉について知る・考える機会が少ない」という意見が比較的多くなっています。
- 新型コロナウィルス感染症の影響もあって地域福祉に関する学びの場が身近に持ちづらくなっている状況がみられ、新たな学びの機会や手法の工夫、広報活動が求められます。

■取組方針

- <地域団体・事業者の取組>
- 地域住民の学習ニーズや各地域の特性を把握し、関心を持って参加しやすい学習機会の確保・充実に努めます。
- <市社協・行政の取組>
- 各種団体の研修等を支援するとともに、学校・地域・福祉関係団体と連携し、今後の地域福祉推進の基盤となる福祉教育の一層の充実を図ります。

■取組施策

【自治会・学区】での取組

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|---------------|---|--------------|
| (1) | 住民の学習ニーズの見える化 | 地域住民が関心を持ち、参加しやすい学習の場をつくるため、地域課題等に関する学習ニーズの把握と情報の見える化に努め、各地域の特性を生かした地域福祉を学び合う機会づくりにつなげます。 | 学区社協 地域団体 |

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|-----------------------------|---|--------------|
| (2) | 自治会や学区(地区)社協による学習機会の充実と参加促進 | 学習ニーズの把握に基づき、関係機関等と連携しながら、福祉に関する学習機会を充実するとともに、様々な世代や置かれている状況等を想定した参加しやすい手法の工夫により、参加促進に努めます。 | 学区社協 地域団体 |
| (3) | (新) 地域を知り、地域に親しむ取組の推進 | 住民同士の自然な交流が生まれるよう、福祉の分野に限らず自分が生活する地域を知り、親しむ様々な機会づくりに取り組みます。 | 学区社協 地域団体 |

【市全域】での取組

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|---------------------------|--|-----------|
| (4) | 各種団体の情報共有や研修の場等への支援 | 地域における様々な学習機会の充実を図るために、出前講座や、オンライン開催の支援等を行い、各種団体の情報共有・情報交換や研修のための場づくりを促進します。 | 行政 市社協 |
| (5) | 学校・地域・福祉関係団体等と連携した福祉教育の推進 | 学校・地域・福祉関係団体と連携し、学校や地域等の様々な場で、今後の地域福祉を支える基盤となる福祉教育を促進します。 | 行政 市社協 |

こんな活動をしています～福祉教育の推進～

◆福祉教育が目指すもの・・・

児童・生徒一人ひとりが地域に住む一人の住民として、生活課題や福祉課題に気づき、ともに学び合い、実際の活動や行動につなげることを目指します。

◆福祉教育の例



「福祉の話」

福祉が児童・生徒の生活にどのように関係するのかを一緒に考えるきっかけを提供します。

「車いす体験」

車いすに乗る体験と介助者側としての役割を体験します。

「手話体験」

聴覚障害のある人の話を聞き、言語以外で相手に伝える方法としての手話を学びます。

■現状と課題

- 市民・団体アンケートにおいて地域福祉に関心のない人が多いという意見がみられ、市民アンケートでは年齢別にみると70歳代では地域福祉への関心が高いものの、10歳代では「まったく関心がない」が3割弱と多くなっています。
- 保育支援等により子どもを持つ母親が働きやすい環境を整備するなど、女性活躍の機会を広げることが求められています。

■取組方針

- <地域団体の取組>
- 人権啓発や男女共同参画の推進のための自主講座、出前講座等、学習機会の充実に努めます。
- <市社協・行政の取組>
- 地域団体や学校、職場等と連携し、学習機会の充実に努め、人権啓発や男女共同参画を推進します。

■取組施策

【自治会・学区】での取組

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|--------------------|---|--------|
| (1) | 人権啓発のための講座の開催 | 地域が主体的に取り組む人権啓発のための自主講座、出前講座について、手法の検討も含めて、継続的な開催を図ります。 | 地域団体 |
| (2) | 男女共同参画の推進のための講座の開催 | 地域での学習の展開を通じて、男女共同参画の大切さに気づき、行動に移すための学習機会の充実を図ります。 | 地域団体 |

【市全域】での取組

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|--------------------|--|-----------|
| (3) | 学校・職場等と連携した人権啓発の推進 | 地域共生社会 ²² の実現に向けて、社会全体で一人ひとりが違うことを受け止め、多様性への理解を深め、全ての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるために、学校や職場等における人権啓発を進めます。 | 行政 事業者 |

²² 地域共生社会（再掲）：制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|------------------------|---|--------|
| (4) | 地域や学校、職場等における男女共同参画の推進 | 性別にとらわれず、一人ひとりの個性と能力が尊重され、発揮できるよう、地域や学校、職場等における男女共同参画を進めます。 | 行政 |

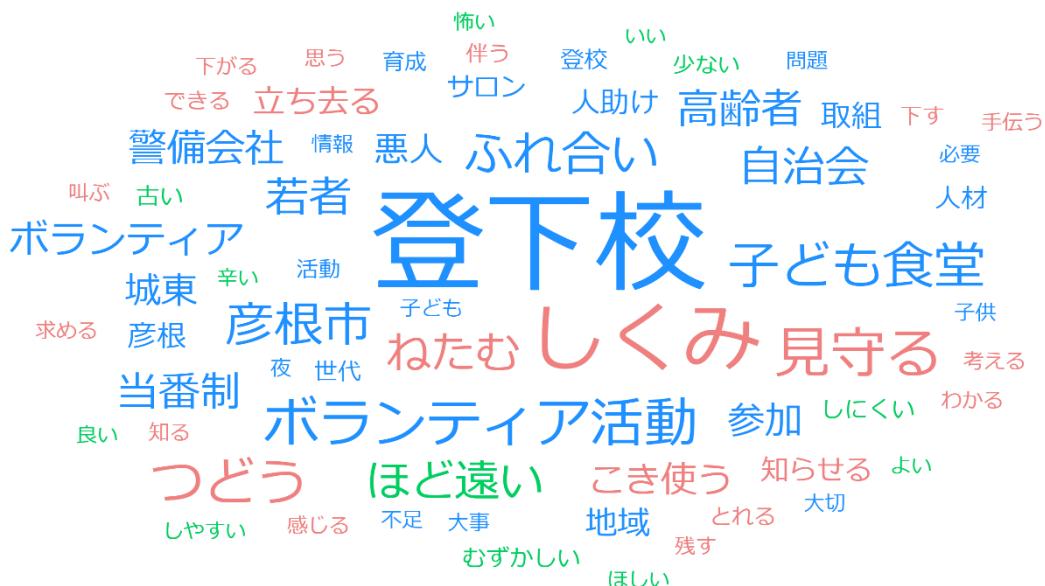
基本目標5

全世代が参加でき、役割と活力が生まれるまち

◆関連する SDGs



◆「参加」について市民が感じること（ワードクラウド）



市民アンケートでは、地域福祉に関する「参加」について、登下校の見守り等の活動については地域に認知され、一定の評価を得ている一方で、参加者が固定化・高齢化しており、特に若者の参加が少ないことが課題となっています。地域に暮らす様々な人を参加に結びつけるためには、参加しやすい仕組みづくりや、リーダー・調整役を担う人材の確保・育成が求められています。

子どもや若者、高齢者や障害のある人等、あらゆる人が地域の担い手として、参加し、つながり合い、いきいきと活躍できる地域づくりを進めます。

■目指す目標

| 5年後の目標 | 指標 | 現状値 (R2) | 目標値 (R8) |
|---|---------------------|-------------|-------------|
| 様々な人が支え合いながら、積極的に活躍する地域になっている | ボランティア活動に参加している人の割合 | 15.9% | 25.9% |
| 考え方：市民アンケートでボランティア活動に「参加している」と回答する割合の増加 | | | |

1

地域福祉を支える人材づくり

■現状と課題

- 市民アンケートでは、登下校時の見守り等一部の活動は周知されていますが、様々な地域活動を継続するための人材確保・育成が急務です。
- これから地域福祉を支え、活力を維持していくためには、「若者世代の地域への参加意識の向上」が必要であり、現在ある地域行事やボランティア活動を通じたPRや勧誘、様々な世代、状況にある人が参加しやすい工夫が求められます。
- 支え合いや助け合いの活動を活発にしていくために、「困っている人」と「助けることのできる人」をつなぐ人材を育成することを重要視する人が、特に若い世代において多くなっています。

■取組方針

- <市民の取組>
- 身近なところから地域に関心をもち、やりがいをもって続けられる活動について考え、実行します。
- <地域団体・事業者・学区社協の取組>
- ともに支え合い、助け合う地域づくりを推進するため、地域を支える人材の確保、育成につながる情報把握・情報提供や、世代交代に向けて若者世代を中心にあらゆる人が参加しやすい仕組みづくりを進めます。
- <市社協・行政の取組>
- 関係団体・関係機関と連携しながら、地域を支える多様な人材の把握・確保・育成に努めるとともに、人と人、活動と活動がつながる仕組みづくりや支援に取り組みます。

■取組施策

【ご近所・自治会・学区】での取組

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|------------------------|--|-------------------------|
| (1) | (新)身近なタウンミーティング(井戸端会議) | 「気づき」を生み出し、地域活動へ参加するきっかけづくりとして、ご近所同士がお互いを知り、必要なことを話し合う身近なタウンミーティング（井戸端会議）を推進します。 | 地域団体 市民 |
| (2) | 地域における各種団体・サークル等の把握 | 地域において様々な福祉活動を行っている各種団体・サークルおよび携わっている人材等の把握に取り組みます。 | 市社協 学区社協 地域団体 |
| (3) | (新)住民主催イベントの開催 | 小、中、高、大学生等の若者世代から高齢者まで、自らが主催者側として参加でき、地域の活力につながるようなイベント企画の募集や、開催の支援を促進します。 | 行政 市社協 地域団体 市民 |
| (4) | (新)様々な主体による地域活動の推進 | 高齢者や障害のある人、ひきこもり等も地域の担い手として、参加し、つながり合い、いきいきと活躍できる地域づくりに努めます。 | 行政 市社協 地域団体 |

【学区・市全域】での取組

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|--------------------------------|---|---------------------|
| (5) | 福祉に関する学習を生かした人材発掘と育成 | 福祉に関する地域での学習を生かし、継続した地域福祉活動につながるように、多世代が「自分ごと」と感じ、関心を抱かせるような情報提供等の支援を進め、福祉に関心のある学生等、若者世代を含む潜在的な人材の発掘と育成に努めます。 | 市社協 学区社協 地域団体 |
| (6) | 専門的ノウハウを持った人材登録制度の創設 | 専門的ノウハウを持った人材に、地域福祉活動で活躍してもらうための人材登録制度の創設を図ります。 | 市社協 学区社協 |
| (7) | 「私のしてほしいこと・私のできること」を結び付ける制度の推進 | 相互に助け合う地域づくりのために、「私のしてほしいこと（助けてほしいこと）」と「私のできること（手伝えること）」を登録・把握し、結び付ける仕組みづくりを促進します。 | 行政 市社協 地域団体 |

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|-------------------------|--|--------------------------|
| (8) | 地域福祉活動のリーダーや調整役となる人材づくり | 地域福祉活動のリーダーや調整役を担う人材の掘り起こしを行うとともに、活動の促進に向けた研修を行うなど、育成・支援を推進します。 | 行政 市社協 |
| (9) | (新)地域を支える様々な人づくりと場づくり | 市内事業者、学校等の福祉以外の分野も含め、様々な人・団体が、地域における協議・協働の場に参加し、相互に交流しながらつながることができる場づくりを推進します。 | 行政 市社協 事業者 地域団体 |

2 ボランティア活動・NPO活動等の推進

■現状と課題

- 市民アンケートにおいて、「ボランティア等地域で活動する人の取組の紹介」をもっと頑張るべきという回答が比較的多くなっています。
- 特に若い世代でボランティア活動への関心が比較的高い一方、実際に活動している人は少ない状況です。参加していない理由としては活動する時間的な課題が最も多く挙げられ、次いで地域活動等を知らないことが挙げられています。
- 子ども・若者世代の活動の担い手の育成や、ボランティアサークル協議会の設立等が求められています。

■取組方針

- <地域団体・学区社協の取組>
- すでにあるボランティア活動・NPO活動等の情報提供、活動の時間帯や仕組みの工夫等を通じて、あらゆる年代の住民が参加しやすく、継続できる環境づくりに取り組みます。
- <市社協・行政の取組>
- 地域福祉の推進に資するボランティア団体やNPO等の情報提供や立ち上げを支援し、ボランティア人口の増加を図るとともに、多様なニーズを持つ人とボランティア活動者を結びつける調整機能を充実します。

■取組施策

【学区】での取組

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|----------------------|---|-------------------|
| (1) | (新)地域住民主体による地域づくりの推進 | 地域住民の協働の場の整備に向け、関係機関と住民が連携し、住民主体による地域づくりを進めるため、住民同士の助け合いや支え合いのモデル地区(生活支援モデル)を設定し、取組や活動の推進を図ります。 | 行政 市社協 地域団体 |

【市全域】での取組

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|--------------------------------|---|---------------------------|
| (2) | 年代の特性に応じたボランティア活動の促進や地域福祉活動の展開 | 子育てに関するボランティア活動や障害のある人、高齢者に関するボランティア活動等が、「ボランティアカフェ」(ボラカフェ)といった様々な触れ合いや体験を交えた参加機会・情報提供の充実を通じて、これまで地域福祉活動に参加していなかった新しい層の参加を促進し、年代に応じて継続的にボランティア活動に参加できる地域づくりを進めます。 | 行政 市社協 学区社協 地域団体 |

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|----------------------|--|-----------|
| (3) | ボランティア・NPO等についての情報提供 | 様々なボランティア活動・NPO活動等に関する情報提供を進め、学習機会への活用や活動への参加を促進します。 | 行政 市社協 |
| (4) | ボランティア団体・NPO等の立ち上げ支援 | 地域福祉の推進を目的とするボランティア団体やNPO等の立ち上げ支援を促進します。 | 行政 市社協 |
| (5) | ボランティア調整機能の充実 | ボランティアをする人と利用者のニーズを結び付けるための調整について、地域団体や事業者、大学等の協力を得ながら、その機能の充実および制度化を図ります。 | 市社協 |



こんな活動をしています ~ボランティア活動~



◆ボランティア活動のきっかけづくり・・・

ボランティアの裾野を広げるため、ボランティアに関心がある人や現役ボランティアが気軽に交流できる場として、「ボランティアカフェ」(ボラカフェ)を開催しています。

◆ボラカフェの活動例

- ・ プチ講座の開催（講師はボラカフェ参加者等から選出）
- ・ SNSを通したボランティア活動や市民活動の情報発信
- ・ “ボランティア募集キャンペーン”の企画とボランティア募集情報の収集

基本目標6 更生を支援し、再犯を防止するまち



近年、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）が増加しており、安心して暮らせる地域をつくり、地域福祉を推進するためにも、犯罪や非行の繰り返しを防ぐことが大きな課題となっています。「再犯防止」を推進していくためには、地域（住民）を含む様々な関係団体・関係機関の理解と連携・協力が必要ですが、保護司会や協力雇用主といった再犯防止に関する協力者や広報・啓発活動の認知度は低い状況であることが市民アンケートから明らかになりました。

国、県、民間団体等とも協力しながら、就労・就学、住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用等、多角的な支援を行い、犯罪や非行をした人が社会復帰後、地域で孤立しないための「息の長い支援」の実現を目指します。

■目指す目標

| 5年後の目標 | 指標 | 現状値 (R2) | 目標値 (R8) |
|--------------------|-----------------|-------------|-------------|
| 再犯防止の取組への関心が高まっている | 再犯防止に関する協力者の認知度 | 19.5% | 29.5% |

考え方：市民アンケートで再犯防止に関する協力者について「知っている」と回答する割合の増加

■現状と課題

- 再犯防止を推進するためには、刑事司法関係機関における取組だけでなく、住民に身近なサービスを提供している地方公共団体の取組が不可欠です。
- 罪を犯した人の中には、高齢者や障害のある人等の福祉的な支援が必要な人や、住居や就労先が定まらず、生活が成り立たないために、再び罪を犯す人が多い状況です。

■取組方針

- <市民の取組>
- 地域での見守りや防犯活動を推進します。
- <地域団体の取組>
- 地域を構成する一員として、行政や関係団体と連携しながら、再犯防止に向けた取組を推進します。
- <市社協・行政の取組>
- 福祉的な支援を通じて、立ち直りを目指す人の地域生活を支援することにより、再犯防止に努めます。

■取組施策

【自治会・学区・市全域】での取組

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|-----------|--|------------------|
| (1) | 地域安全活動の推進 | 地域住民による防犯パトロール活動等の自主防犯活動の促進や、不審者情報のメール配信による情報共有等、警察・行政・地域住民等が連携し、効果的な防犯活動に取り組むことで、明朗な地域社会の形成に努めます。 | 行政 地域団体 市民 |

【市全域】での取組

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|-------------------------------------|--|--------|
| (2) | 「あすくる彦根 ²³ 」による青少年立ち直り支援 | 「あすくる彦根」において実施している支援プログラム（生活改善支援、就学支援、自分探し支援、就労支援、家庭支援）と相談活動を充実させ、青少年の立ち直り支援を進めます。 | 行政 |

²³ あすくる彦根：生活改善支援、就学支援、就労支援、家庭支援、相談支援等を通じて、中学生以上未成年の立ち直りを支援する通所型施設。

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|--|---|-------------------|
| (3) | 「働き・暮らしコト一支援センター ²⁴ 」における働き・暮らし応援センター事業 | 「働き・暮らしコト一支援センター」において、滋賀県再犯防止推進計画と歩調を合わせながら、障害のある人の「働くこと」「暮らすことを、就労面、生活面から一体的にサポートし、自立した生活に向けて関係機関と連携して支援を行います。 | 行政 地域団体 |
| (4) | 生活困窮者への支援（再掲 61 ページ） | 働きたくても働けない、住む所がないなどの経済的、社会的および複合的な理由による困りごとを抱えた生活困窮者に対して、就労・住居確保・家計管理・子どもの学習等に関する相談支援の充実を図ります。 | 行政 市社協 |
| (5) | 保健医療・福祉サービスの利用促進 | 罪を犯した人のうち、高齢者や障害のある人といった保健医療や福祉の支援を必要とする人が、適切に保健医療や福祉サービスにつながり地域での生活が可能となるよう、関係機関との連携を図りながら、サービスの利用促進に努めます。 | 行政 事業者 地域団体 |

²⁴ 働き・暮らしコト一支援センター：障害のある人が自立した生活をするため、本人や家族、企業からの相談支援を行う。障害のある人の「働くこと」「暮らすこと」を一体的にサポートする専門機関。滋賀県内の7圏域に各1箇所の「滋賀県障害者働き・暮らし応援センター」があり、湖東福祉圏域の同センターの呼称が「働き・暮らしコト一支援センター」となっている。

■現状と課題

- 市民アンケートでは、特に若い世代ほど再犯防止に関する協力者の認知度は低く、20歳代では3.1%となっています。
- 再犯防止に関する広報・啓発活動を知った手段については「パンフレットやポスターで知った」が特に多く66.5%ですが、若い世代の主要なツールであるSNSを活用した周知は進んでいません。
- 罪を犯した人が、地域社会で孤立することなく、再び社会を構成する一員になることができるよう支援するためには、地域住民の理解と協力が重要です。

■取組方針

- <市民の取組>
- 再犯防止に関する制度や取組に対する理解を深め、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりに協力しましょう。
- <地域団体・事業者の取組>
- 立ち直りを目指す人の生活を支えるため、就労機会の提供や困りごとへの相談支援等、更生保護の取組を進めましょう。
- <市社協・行政の取組>
- 地域に根ざした更生保護の取組を進める各種団体との連携を深め、その活動や次代の担い手発掘を支援するとともに、再犯防止に関する広報・啓発の取組を通じて、誰もが安心・安全に暮らすことのできるまちづくりを推進します。

■取組施策

【市全域】での取組

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|-------------------------|--|--------|
| (1) | 彦根保護区更生保護ネットワーク協議会の活動推進 | 彦根保護区内にある6つの更生保護団体（彦根保護区保護司会、彦根地区更生保護女性会、犬上地区更生保護女性会、彦根犬上更生保護協力雇用主会、彦根BBS会 ²⁵ 、彦根保護区保護司OB会）が共有する更生保護の理念について実質的な協働を行うため、令和2年に設立された彦根保護区更生保護ネットワーク協議会の活動を推進します。 | 地域団体 |

²⁵ 彦根BBS会：BBSとはBig Brothers and Sisters Movementの略称。保護観察中の少年少女らに、20代や30代の若者が兄姉のように身近な存在として接しながら、少年少女が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。

| 番号 | 取組 | 内容 | 主な活動主体 |
|-----|-------------------------|--|------------------|
| (2) | 関係機関等に対する研修の実施 | 再犯防止に関する住民の立場に立った相談・援助活動を促し、様々な制度の分かりやすい情報提供を行うため、民生委員・児童委員、協力雇用主等の再犯防止の支援者を対象とした研修機会の充実に努めます。 | 行政 地域団体 |
| (3) | 協力雇用主の登録促進 | 犯罪や非行を行った人が更生するためには必要な就労先の確保のため、入札参加者（建設工事に係る）の格付けに当たり、協力雇用主であれば評点数へ加算する項目を設けるなど、市の制度を通じ登録を促進します。 | 行政 事業者 |
| (4) | 「社会を明るくする運動・青少年健全育成」の推進 | 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の力を高めるため、7月の「再犯防止啓発月間」「社会を明るくする運動・青少年健全育成」強調月間を中心に、広報紙やパンフレット、インターネット等を活用した周知啓発により、再犯防止に関する住民の理解促進を図ります。 | 行政 地域団体 市民 |

こんな活動をしています～彦根保護区更生保護サポートセンター～

◆更生保護サポートセンターとは・・・

保護司活動の活動拠点として、平成30年度に県内全ての保護区に設置されました。

本市においては、彦根市福祉センター3階に平成25年9月に開設し、関係機関や関係団体同士の情報共有や連携により、地域の更生保護活動の核として運営されています。



◆彦根保護区更生保護サポートセンターの主な利用団体等

- ・更生保護6団体（彦根保護区保護司会、彦根地区更生保護女性会、犬上地区更生保護女性会、彦根犬上更生保護協力雇用主会、彦根BBS会、彦根保護区保護司OB会）
- ・彦根市社会福祉協議会
- ・彦根市民生委員児童委員協議会連合会
- ・彦根市青少年育成市民会議
- ・彦根市少年センター
- ・彦根市子ども未来部、彦根市社会福祉課

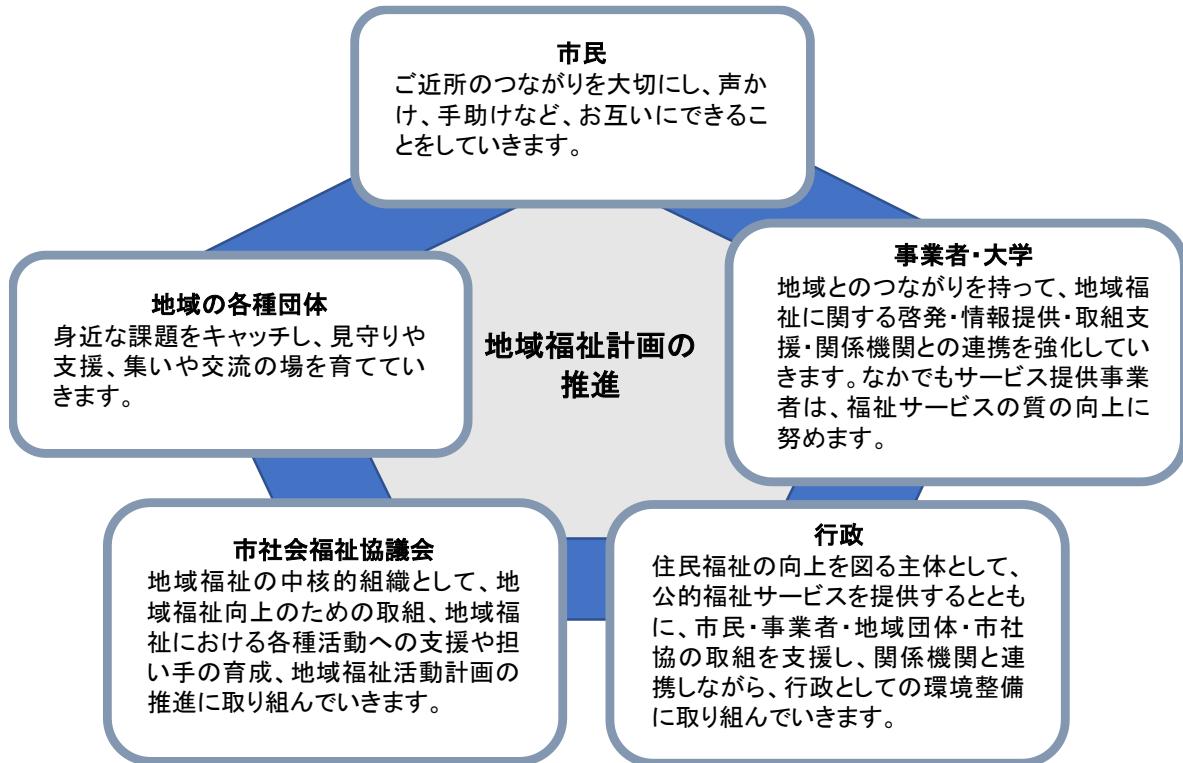
◆彦根保護区更生保護サポートセンターで行っている主な会議

- ・役員会、同サポートセンター運営会議、対象者更生処遇地域連携会議、更生保護団体協働会議、統一研修会、自主研修会

第5章 計画の推進

1 各主体の役割と連携

地域福祉計画の推進にあたっては、市民、地域団体、事業者・大学、市社協、行政がそれぞれの役割を担いながら、互いに連携して取り組んでいくことが必要です。



① 行政の役割

住民福祉の向上を図る主体として、各種施策を総合的・効果的に推進し、公的な福祉サービスを適切に提供する役割を担います。また、市民・地域団体・事業者・学区社協・市社協の取組を支援し、関係機関と連携しながら、地域福祉を推進するための環境整備に取り組んでいきます。

② 彦根市社会福祉協議会の役割

地域福祉の中核的組織として、地域福祉活動計画に基づいて、地域福祉の向上のための様々な取組を行うとともに、地域福祉活動への住民参加の促進、各種団体やサービス提供事業者等の地域資源のネットワーク化等を通じて、地域福祉における各種活動への支援や担い手の育成に取り組んでいきます。

また、学区ごとに策定された住民福祉活動計画が推進されるよう、地域担当制の下に学区（地区）社協等と連携しながら、地域課題の把握と解決に向けて取り組んでいきます。

③ 事業者・大学の役割

民間事業者や大学は、地域における重要な社会資源として、地域福祉に関する啓発・情報提供・取組の支援に努めます。

なかでもサービス提供事業者は、民生委員・児童委員や福祉委員、学区（地区）社協等、地域住民・地域団体とのつながりを持って、福祉サービスの情報提供や質の向上に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、地域住民・地域団体からの相談にも対応していきます。

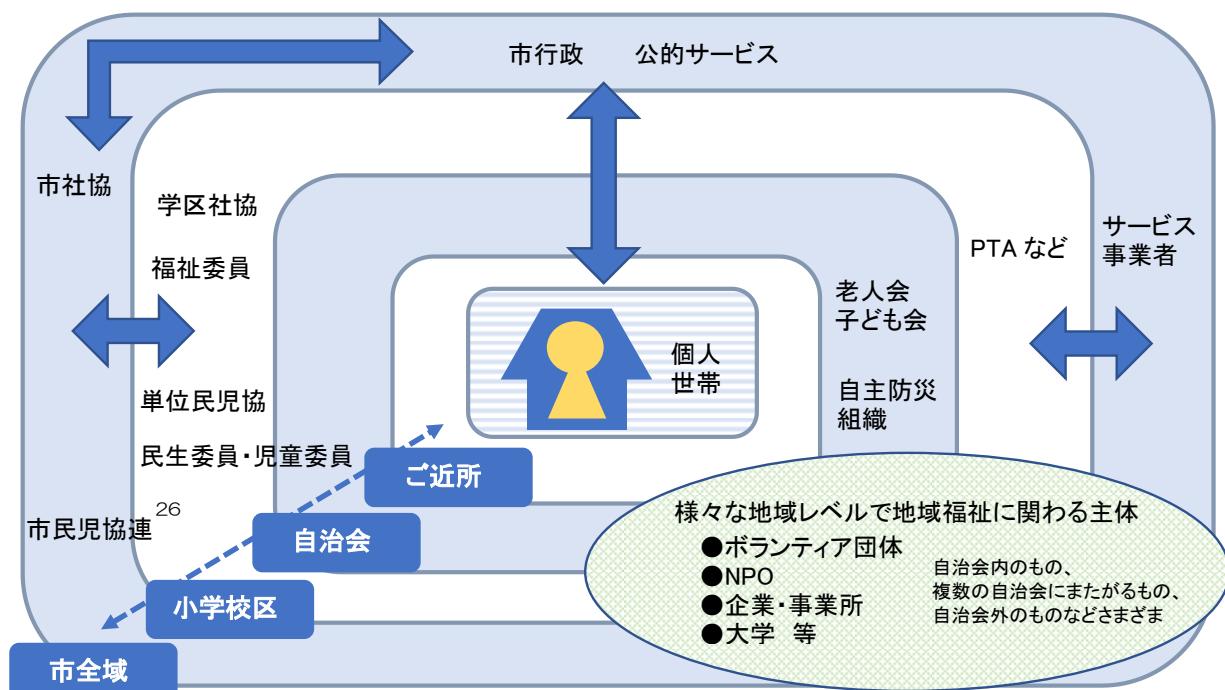
④ 地域の各種団体の役割

自治会、民生委員・児童委員、学区（地区）社協、ボランティア団体、NPO等の地域の各種団体は、身近な地域の福祉課題をキャッチし、相談・支援につなぐとともに、団体間の連携により課題解決に取り組んでいきます。また、地域のつながりを深めるため、地域における様々な集いや交流の場を育てていきます。

⑤ 市民の役割

ご近所のつながりを大切にし、声かけや手助け等、お互いにできることに取り組んでいきます。そして地域福祉の担い手として、それぞれの役割を持って、学習機会やボランティア活動に参加していきます。

■地域福祉における様々な主体の連携と市民協働のイメージ

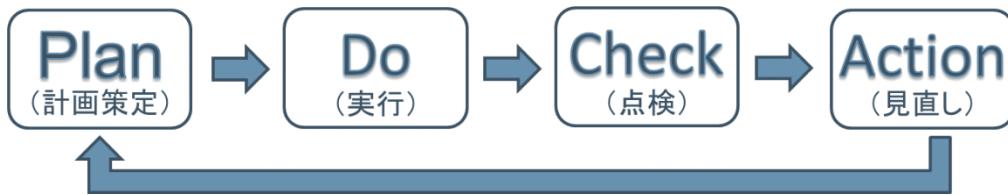


²⁶ 彦根市民生委員児童委員協議会連合会（市民児協連）：彦根市内の民生委員児童委員協議会（単位民児協）の相互連携と活動の充実、民生委員・児童委員および主任児童委員の資質の向上を図り、地域社会における福祉活動の推進等の業務を行うために組織された団体。

2 計画の進行管理

計画を着実に推進するため、「彦根市地域支援会議」を設置し、その具体的な展開を検討するとともに、計画に基づく事業の進捗状況を毎年度把握し、P D C Aサイクルに基づく進行管理に努めます。

また、次期計画の策定に際しては、取組の評価を踏まえた総括を行うとともに、国の制度や政策動向に応じて施策・事業の見直しを検討するなどの施策評価を行い、次期計画へと反映します。



3 取組の評価指標

本計画の理念を実現するため、計画期間内に取り組む取組施策の指標として以下の数値を掲げ、本計画の進行管理に活用し、毎年その変化を確認するとともに、新たな指標の検討も隨時行っていきます。

●基本目標1 つながりと支え合いで、地域の安心をつむぐまち

※各年は年度を表す

| 取組方針 | 番号 | 課名等 | 評価指標 | 現状値 (R2) | 見込値 (R3) | 目標値 (R4) | 目標値 (R5) | 目標値 (R6) | 目標値 (R7) | 目標値 (R8) | 単位 |
|------------------------|-------------------|---------|-------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 1 ご近所のつながりづくり | (3) | 医療福祉推進課 | 月1回以上開催される集いの場の箇所数 | 116 | 120 | 175 | 191 | 195 | 200 | 200 | 箇所 |
| 2 支え合いが見える地域づくり | (2) | 市社協 | 「見守り合い活動」実施自治会数 | 148 | 155 | 160 | 165 | 170 | 175 | 180 | 自治会 |
| | (11) | 子ども・若者課 | 地域での子どもの居場所の整備（学べる場・子ども食堂） | 24 | 18 | 20 | 22 | 24 | 26 | 28 | 箇所 |
| 3 災害に強い、日常的な備えと支援体制の整備 | (4) (6) (7) | 社会福祉課 | 災害時避難行動要支援者避難訓練・福祉避難所設置(運営)訓練 | 0 | 0 | 3 | 6 | 9 | 13 | 17 | 学区 |
| | (5) | 危機管理課 | 自主防災組織活動力バー率 | 77.4 | 80.1 | 82.8 | 85.5 | 88.2 | 90.8 | 93.5 | % |
| | (6) | 社会福祉課 | 災害時避難行動要支援者制度の推進に向けた取組を行う自治会数 | 13 | 60 | 70 | 80 | 90 | 100 | 110 | 自治会 |
| | (7) | 社会福祉課 | 福祉避難所協定締結施設数 | 64 | 63 | 66 | 69 | 72 | 76 | 80 | 箇所 |

| 取組方針 | 番号 | 課名等 | 評価指標 | 現状値 (R2) | 見込値 (R3) | 目標値 (R4) | 目標値 (R5) | 目標値 (R6) | 目標値 (R7) | 目標値 (R8) | 単位 |
|---------------------------------|-----|-----------------------|--------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 4 関係機関 のネットワ ークづ くり | (1) | 介護福祉課 | 彦根市高齢者安心・安全ネットワーク協力事業者数 | 32 | 33 | 33 | 34 | 34 | 35 | 35 | 事業者 |
| | (2) | 市社協 | 市社協と学区（地区）社協等との意見交換・集まる場の開催 | 15 | 17 | 17 | 18 | 20 | 20 | 20 | 回/年 |
| | (4) | 関係各課 (医療福祉 推進課) | 福祉・医療関係機関が情報共有のため連携した研修・会議の回数 | 25 | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 | 回/年 |
| | (5) | 介護福祉課 障害福祉課 | 権利擁護サポートセンターで成年後見制度の利用支援に至った件数 | 72 | 73 | 75 | 77 | 79 | 81 | 82 | 件/年 |
| | | 市社協 | 地域福祉権利擁護事業の利用支援に至った件数 | 33 | 34 | 35 | 37 | 39 | 41 | 43 | 件/年 |
| | (6) | 介護福祉課 | 高齢者虐待通報件数のうち関係機関と連携した割合 | — | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | % |
| | | 子育て支援課 | 児童虐待通告受理のうち、関係機関と連携した割合 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | % |
| | | 障害福祉課 | 障害者虐待通報件数のうち関係機関と連携した割合 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | % |
| | (7) | 社会福祉課 | 生活困窮者に対して支援をした件数 | 98 | 66 | 72 | 78 | 84 | 90 | 96 | 件/年 |
| | | 市社協 | 市社協独自の生活・相談支援の施策数 | 14 | 15 | 16 | 16 | 17 | 17 | 18 | 件/年 |
| | | | および利用件数 | 1,803 | 1,850 | 1,900 | 1,900 | 1,950 | 1,950 | 2,000 | 人/年 |

●基本目標2 一人ひとりにわかりやすく、必要な情報が得られるまち

| 取組方針 | 番号 | 課名等 | 評価指標 | 現状値 (R2) | 見込値 (R3) | 目標値 (R4) | 目標値 (R5) | 目標値 (R6) | 目標値 (R7) | 目標値 (R8) | 単位 |
|---------------------------|-----|-------|--------------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 1 身近など ころでの 情報提供 | (1) | 市社協 | 子育てサロンや高齢者サロン等へ提供する情報件数 | — | 7 | 8 | 10 | 10 | 12 | 12 | 件/年 |
| | (6) | 市社協 | 学区(地区)社協による情報発信学区(地区)数 | 13 | 14 | 16 | 17 | 18 | 19 | 19 | 学区(地区) |
| | (7) | 市社協 | 情報発信を行ったボランティア団体や活動数 | — | 35 | 40 | 45 | 50 | 55 | 60 | 件/年 |
| 2 必要な人 への情報 提供 | (3) | 人権政策課 | 翻訳、通訳(通訳者および翻訳機対応を含む)などができる言語数 | 82 | 82 | 82 | 82 | 82 | 82 | 82 | 言語 |
| | | 障害福祉課 | 手話通訳等依頼件数に対する派遣件数の割合 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | % |
| | | | 点字版広報ひこねの点訳率 | 75 | 75 | 80 | 85 | 85 | 85 | 85 | % |
| 3 わかりや すい情報 提供 | (2) | 福祉保健部 | ホームページアクセス件数* | 211,045 | 90,000 | 91,500 | 93,000 | 94,500 | 96,000 | 97,500 | 件/年 |
| | | 市社協 | ホームページアクセス件数 | 34,184 | 35,000 | 35,500 | 36,000 | 36,500 | 37,000 | 37,500 | 件/年 |
| | | | ツイッター等による情報発信件数 | 659 | 680 | 700 | 720 | 740 | 760 | 780 | 件/年 |
| | | 社会福祉課 | 福祉関連情報（パンフレット等）の配布先件数 ○生活困窮のしおり | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 件 |
| | | 介護福祉課 | 福祉関連情報（パンフレット等）の配布先件数 ○介護保険パンフレット | 10 | 13 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 件 |

*令和2年度は新型コロナウイルス感染症への関心による影響もあり、大幅にアクセス数が増加

| 取組方針 | 番号 | 課名等 | 評価指標 | 現状値 (R2) | 見込値 (R3) | 目標値 (R4) | 目標値 (R5) | 目標値 (R6) | 目標値 (R7) | 目標値 (R8) | 単位 |
|--------------|-----|---------|--|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|----|
| 3 わかりやすい情報提供 | (2) | 障害福祉課 | 福祉関連情報（パンフレット等）の配布先件数 ○「障害福祉のてびき」の配布先 | — | 49 | 49 | 49 | 49 | 49 | 49 | 件 |
| | | 健康推進課 | 福祉関連情報（パンフレット等）の配布先件数 ○こんにちは赤ちゃん訪問チラシ ○子育て世代支援センターチラシ ○ホームスタートパンフレット配布先件数 | 850 | 850 | 850 | 850 | 850 | 850 | 850 | 件 |
| | | 医療福祉推進課 | 福祉関連情報（パンフレット等）の配布先件数 ○地域包括支援センターのご利用について | 12 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 件 |
| | | 子育て支援課 | 福祉関連情報（パンフレット等）の配布先件数 ○児童虐待防止啓発ポスターおよびリーフレットの配布先件数 | 256 | 256 | 256 | 256 | 256 | 256 | 256 | 件 |
| | | 子ども・若者課 | 福祉関連情報（パンフレット等）の配布先件数 ○子育てガイドブック | 147 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 件 |

●基本目標3 多様な相談に総合的に対応でき、必要な支援が届くまち

| 取組方針 | 番号 | 課名等 | 評価指標 | 現状値 (R2) | 見込値 (R3) | 目標値 (R4) | 目標値 (R5) | 目標値 (R6) | 目標値 (R7) | 目標値 (R8) | 単位 |
|---------------------|-----|------------------------|--|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 1 身近なところでの困りごとのキャッチ | (1) | 市社協 | 「見守り合い活動」実施自治会数 | 148 | 155 | 160 | 165 | 170 | 175 | 180 | 自治会 |
| | | 福祉保健部 子ども未来部 市社協 | まるごと連携会議での取扱件数 | 2 | 5 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 件/年 |
| | (1) | 社会福祉課 | 生活困窮相談のうち関係機関で対応した割合 | 48.5 | 43 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | % |
| | | 介護福祉課 | 権利擁護サポートセンターへの相談のうち関係機関で対応した割合 | — | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | % |
| | | 子育て支援課 | 相談受付したもののうち、関係機関で対応した割合 | 80.7 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | % |
| | | 子ども・若者課 | 子ども・若者総合相談センターで支援している人のうち関係機関で対応した割合 | 79.8 | 80 | 82 | 84 | 86 | 88 | 90 | % |
| 2 包括的な総合相談支援体制の整備 | (2) | 障害福祉課 | 障害者相談支援事業所等への相談のうち、関係機関と連携して取り組んだ件数の割合 | — | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | % |
| | | 健康推進課 | 「不適切な養育連絡票」を用いて関係機関で対応した件数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 件/年 |
| | | 医療福祉推進課 | 地域包括支援センターへの相談のうち関係機関で対応した割合 | 79.1 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 | % |
| | | 発達支援センター | 相談受理件数のうち関係機関で対応した割合 | 32.2 | 30 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | % |
| | (4) | 市社協 | 「心配ごと相談」のうち関係機関で対応した割合 | 42.1 | 46.8 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | % |

| 取組方針 | 番号 | 課名等 | 評価指標 | 現状値 (R2) | 見込値 (R3) | 目標値 (R4) | 目標値 (R5) | 目標値 (R6) | 目標値 (R7) | 目標値 (R8) | 単位 |
|----------------------|-----|---------|---|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|
| 2 包括的な総合相談支援体制の整備 | (3) | 社会福祉課 | 相談員の研修参加延べ人数 | 12 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 人/年 |
| | | 介護福祉課 | 権利擁護サポートセンター相談員の研修参加延べ人数 | 32 | 40 | 44 | 48 | 48 | 48 | 48 | 人/年 |
| | | 子育て支援課 | 相談員の研修参加延べ人数 | 19 | 40 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 人/年 |
| | | 子ども・若者課 | 子育てサポーターの研修参加延べ人数 | 55 | 102 | 105 | 110 | 115 | 120 | 125 | 人/年 |
| | | 障害福祉課 | 相談員の研修参加延べ人数 | — | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 人/年 |
| | | 健康推進課 | 健康推進員養成講座の受講延べ人数 | 0 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 | 人/年 |
| | | 市社協 | 相談機関交流会への参加機関・団体数 | 13 | 15 | 20 | 20 | 25 | 25 | 30 | 機関・団体 |
| (5) | (5) | 幼児課 | 待機児童数 | 56 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 人 |
| | | 介護福祉課 | 介護保険サービス事業所の整備数 (第8期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画) | 2 | 0 | 1 | 4 | 次期計画に基づき設定 | | | 箇所 |
| | | 障害福祉課 | 障害福祉サービス等事業所の整備数 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 箇所 |

●基本目標4 地域福祉への関心を高め、互いのために学びえるまち

| 取組方針 | 番号 | 課名等 | 評価指標 | 現状値 (R2) | 見込値 (R3) | 目標値 (R4) | 目標値 (R5) | 目標値 (R6) | 目標値 (R7) | 目標値 (R8) | 単位 |
|----------------------|-----|----------|--------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 1 地域福祉を支える福祉教育の充実 | (4) | 介護福祉課 | 成年後見制度に係る出前講座の開催数 | 4 | 8 | 10 | 10 | 12 | 12 | 12 | 回/年 |
| | | 子育て支援課 | 児童虐待の防止に係る出前講座の開催数 | 2 | 4 | 5 | 5 | 5 | 6 | 6 | 回/年 |
| | | 障害福祉課 | 各種団体等が実施する『障害福祉に関する研修会』に出講した件数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 回/年 |
| | | 発達支援センター | 発達障害に係る研修会の開催数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 回/年 |
| | | 健康推進課 | こころと体の健康づくり講座の開催数 | 3 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 回/年 |
| | | 医療福祉推進課 | 認知症の早期発見や介護予防等の出前講座の開催数 | 91 | 114 | 157 | 183 | 204 | 225 | 246 | 回/年 |
| | | 市社協 | 学区（地区）社協など地域における研修機会の回数 | 21 | 30 | 40 | 50 | 60 | 70 | 80 | 回/年 |
| (5) | (5) | 市社協 | 学校、地域等と連携した福祉教育の開催数（延べ回数） | 151 | 160 | 170 | 175 | 180 | 185 | 190 | 回/年 |

| 取組方針 | 番号 | 課名等 | 評価指標 | 現状値 (R2) | 見込値 (R3) | 目標値 (R4) | 目標値 (R5) | 目標値 (R6) | 目標値 (R7) | 目標値 (R8) | 単位 |
|---------------------|-----|-------|---------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 2 人権啓発、男女共同参画の推進 | (3) | 人権政策課 | 市民が参加できる人権啓発・人権教育の研修会等の開催回数 | 29 | 74 | 186 | 224 | 245 | 255 | 260 | 回 |
| | | | 職場における人権啓発の機会 | 704 | 750 | 800 | 900 | 1,000 | 1,100 | 1,200 | 回/年 |
| | (4) | 企画課 | 男女共同参画に関する出前講座等の受講団体数（自治会・各種団体） | 69 | 70 | 72 | 75 | 78 | 81 | 85 | 自治会・各種団体（累計） |
| | | | 男女共同参画に関する出前講座の受講団体数（事業所） | 30 | 31 | 48 | 66 | 84 | 102 | 121 | 事業所（累計） |
| | | 学校教育課 | 学校における男女共同参画教育の機会 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 校/年 |

●基本目標5 全世代が参加でき、役割と活力が生まれるまち

| 取組方針 | 番号 | 課名等 | 評価指標 | 現状値 (R2) | 見込値 (R3) | 目標値 (R4) | 目標値 (R5) | 目標値 (R6) | 目標値 (R7) | 目標値 (R8) | 単位 |
|-------------------------|-----|---------|---------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------|
| 1 地域福祉を支える人材づくり | (3) | 市社協 | 住民主催イベントの開催支援件数 | 0 | 3 | 8 | 10 | 10 | 10 | 10 | 件/年 |
| | (5) | 市社協 | 福祉教育・出前講座への講師協力者・団体数 | 5 | 5 | 8 | 10 | 12 | 15 | 15 | 人・団体 |
| | (7) | 社会福祉課 | 地域住民主体による「丸ごと」の地域づくり実施学区数 | 2 | 3 | 6 | 10 | 12 | 14 | 16 | 学区 |
| | (8) | 市社協 | ボランティア養成講座・福祉講座受講者数 | 31 | 27 | 30 | 35 | 40 | 45 | 50 | 人/年 |
| 2 ボランティア活動・NPO活動等の推進 | (1) | 社会福祉課 | 地域住民主体による「丸ごと」の地域づくり実施学区数 | 2 | 3 | 6 | 10 | 12 | 14 | 16 | 学区 |
| | (2) | 市社協 | ボラカフェ参加者数（延べ人数） | 244 | 160 | 180 | 200 | 220 | 240 | 250 | 人/年 |
| | | 子ども・若者課 | 子育てサポーターの年間活動延べ人数 | 501 | 510 | 520 | 530 | 540 | 550 | 560 | 人/年 |
| | (3) | 市社協 | ボランティア募集情報の発信件数 | 21 | 25 | 30 | 35 | 40 | 45 | 50 | 件/年 |
| | (4) | 市社協 | ボランティア登録数 | 905 | 1,000 | 1,700 | 2,400 | 3,100 | 3,800 | 4,500 | 人 |
| | | | ボランティアのマッチング件数 | 200 | 200 | 210 | 220 | 230 | 240 | 250 | 件/年 |

●基本目標6 更生を支援し、再犯を防止するまち

| 取組方針 | 番号 | 課名等 | 評価指標 | 現状値 (R2) | 見込値 (R3) | 目標値 (R4) | 目標値 (R5) | 目標値 (R6) | 目標値 (R7) | 目標値 (R8) | 単位 |
|----------------------------------|-----|----------|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 1 再犯防止に向けた支援 | (1) | まちづくり推進課 | 刑法犯認知件数 | 582 | 550 | 520 | 490 | 460 | 430 | 400 | 件 |
| | (3) | 障害福祉課 | 働き・暮らし応援センター支援の新規就労者数 | 38 | 40 | 42 | 44 | 46 | 48 | 50 | 人 |
| | (4) | 社会福祉課 | 生活困窮者に対して支援をした件数 | 98 | 66 | 72 | 78 | 84 | 90 | 96 | 人/年 |
| 2 再犯防止に関する民間協力者の活動および広報・啓発の推進 | (4) | 社会福祉課 | 出前講座累計受講者数 | 1,600 | 3,200 | 4,800 | 6,300 | 7,800 | 9,300 | 10,800 | 人 |

付属資料

1 策定の経緯に関する資料

■第3次彦根市地域福祉計画策定委員（彦根市地域支援会議委員）

名簿（令和元年10月1日～令和3年3月31日）

順不同・敬称略

| 所属団体等 | 氏名 | 備考 |
|-----------------------|--------|----------------------|
| 社会福祉法人 彦根市社会福祉協議会 | 圓城 治男 | 副委員長 (～令和3年6月21日) |
| 彦根市民生委員児童委員協議会連合会 | 菊地 美和子 | |
| 彦根市老人クラブ連合会 | 山中 清次郎 | |
| 彦根愛知犬上介護保険事業者協議会 | 菅原 幸一 | |
| 彦根市身体障害者更生会 | 伊関 光男 | |
| 特定非営利活動法人 彦根育成会 | 辻 桂司 | |
| 彦根市健康推進員協議会 | 江畠 弘子 | |
| 認定特定非営利活動法人 NPO ぽぽハウス | 若林 重一 | |
| 特定非営利活動法人 日本防災士会滋賀県支部 | 笠原 恒夫 | |
| 滋賀県立大学 人間看護学部 | 甘佐 京子 | 委員長 (～令和3年6月30日) |
| 聖泉大学 看護学部 | 坂田 直美 | |
| 彦根市青少年育成市民会議 | 吉田 徳一郎 | |
| 彦根保護区保護司会 | 平田 敦之 | (令和2年8月1日～) |
| 公募委員 | 古川 勉 | (令和2年8月1日～) |
| 公募委員 | 北村 富男 | (令和2年8月1日～) |

| 行政任命委員 所属 | 任命者氏名 | 備考 |
|--------------------|--------|----|
| 彦根市福祉保健部 | 田中 一朗 | |
| 彦根市子ども未来部 | 田澤 靖壯 | |
| 彦根市福祉保健部 介護福祉課 | 大久保 裕次 | |
| 彦根市福祉保健部 障害福祉課 | 北沢 則子 | |
| 彦根市福祉保健部 健康推進課 | 棚瀬 惠理子 | |
| 彦根市福祉保健部 医療福祉推進課 | 谷村 雅史 | |
| 彦根市子ども未来部 子ども・若者課 | 速田 智之 | |
| 彦根市子ども未来部 子育て支援課 | 林 一郎 | |
| 彦根市子ども未来部 発達支援センター | 大村 敏男 | |

■第3次彦根市地域福祉計画策定委員（彦根市地域支援会議委員）

名簿（令和3年4月1日～令和4年9月30日）

順不同・敬称略

| 所属団体等 | 氏名 | 備考 |
|-----------------------|--------|----------------------|
| 社会福祉法人 彦根市社会福祉協議会 | 磯谷 直一 | 副委員長 (令和3年6月22日～) |
| 彦根市民生委員児童委員協議会連合会 | 菊地 美和子 | |
| 彦根市老人クラブ連合会 | 郷野 征男 | |
| 彦根愛知犬上介護保険事業者協議会 | 菅原 幸一 | |
| 彦根市身体障害者更生会 | 岸田 清次 | |
| 特定非営利活動法人 彦根育成会 | 辻 桂司 | |
| 彦根市健康推進員協議会 | 田中 富恵 | |
| 認定特定非営利活動法人 NPO ほぼハウス | 若林 重一 | |
| 特定非営利活動法人 日本防災士会滋賀県支部 | 笠原 恒夫 | |
| 滋賀県立大学 人間看護学部 | 伊丹 君和 | (令和3年7月1日～) |
| 聖泉大学 看護学部 | 坂田 直美 | 委員長 |
| 彦根市青少年育成市民会議 | 吉田 徳一郎 | |
| 彦根保護区保護司会 | 平田 敦之 | |
| 公募委員 | 古川 勉 | |
| 公募委員 | 北村 富男 | |

| 行政任命委員 所属 | 任命者氏名 | 備考 |
|--------------------|-------|--------------|
| 彦根市福祉保健部 | 田澤 靖壯 | |
| 彦根市子ども未来部 | 多湖 敏晴 | |
| 彦根市福祉保健部 介護福祉課 | 小椋 朋子 | |
| 彦根市福祉保健部 障害福祉課 | 西倉 邦浩 | |
| 彦根市福祉保健部 健康推進課 | 森原 敏 | |
| 彦根市福祉保健部 医療福祉推進課 | 谷村 雅史 | |
| 彦根市子ども未来部 子ども・若者課 | 速田 智之 | (～令和3年5月16日) |
| 彦根市子ども未来部 子育て支援課 | 林 一郎 | |
| 彦根市子ども未来部 発達支援センター | 近藤 栄一 | |

■策定の経緯

| 年 | 月日 | 経緯 | 協議内容 |
|------|-----------------|------------------------------|---|
| 令和2年 | 10月29日 | 第1回ワークショップの開催 | <ul style="list-style-type: none"> ○参加者 28名（公募市民、地域活動団体、当事者団体、サービス事業者等） ○彦根市における地域福祉の現状と課題の確認について |
| | 11月27日 | 令和2年度第1回彦根市地域支援会議 | <ul style="list-style-type: none"> ○第2次彦根市地域福祉計画における令和元年度実績および評価について ○第3次彦根市地域福祉計画策定に伴う第1回ワークショップの結果について ○アンケート調査および今後の策定スケジュールについて |
| | 12月24日～令和3年1月6日 | 市民アンケート調査の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○市内在住の16歳以上の市民から2,000人を無作為抽出 ○郵送による配布・回収 ○有効配布数 1,986件 ○有効回収数 660件（回収率33.2%） |
| | 同上 | 団体アンケート調査の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○市内で活動する地域福祉に関わる各種団体（民生委員児童委員協議会、自治会、学区社協、ボランティアグループ、NPO等）140団体を対象 ○有効回収数 79件（回収率56.4%） |
| 令和3年 | 2月4日 | 第2回ワークショップの開催（書面形式） | <ul style="list-style-type: none"> ○各基本目標を充実するための取組と課題について |
| | 2月26日 | 第3回ワークショップの開催（書面形式） | <ul style="list-style-type: none"> ○課題に対応するために、各主体の連携や計画の方向性について |
| | 3月25日 | 令和2年度第2回彦根市地域支援会議 | <ul style="list-style-type: none"> ○第3次彦根市地域福祉計画策定に伴う第2回、第3回ワークショップの結果について ○市民アンケート、団体アンケート調査結果について ○第3次彦根市地域福祉計画骨子案について ○今後の策定スケジュールについて |
| | 5月～6月 | 庁内各課および市社協による第2次彦根市地域福祉計画の検証 | <ul style="list-style-type: none"> ○行政および市社協が主体の取組について、達成状況や今後の方向性を検討 |
| | 7月29日 | 令和3年度第1回彦根市地域支援会議 | <ul style="list-style-type: none"> ○第2次彦根市地域福祉計画の進捗検討について ○第3次彦根市地域福祉計画素案について ○今後の策定スケジュールについて |
| | 10月14日 | 令和3年度第2回彦根市地域支援会議 | <ul style="list-style-type: none"> ○第3次彦根市地域福祉計画素案について ○成果目標および評価指標について |
| | 11月26日 | 令和3年度第3回彦根市地域支援会議 | <ul style="list-style-type: none"> ○第3次彦根市地域福祉計画素案について ○成果目標および評価指標について ○今後のスケジュールおよび修正方法について |
| 令和4年 | 1月7日～2月7日 | パブリックコメントの実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○市ホームページ等で公開、意見募集 ○寄せられた意見：6件 |
| | 2月25日 | 令和3年度第4回彦根市地域支援会議 | <ul style="list-style-type: none"> ○第3次彦根市地域福祉計画素案に対する意見内容および考え方 ○第3次彦根市地域福祉計画最終案について ○第3次彦根市地域福祉計画概要版案について ○今後のスケジュールおよび修正方法について |

2 市民アンケート調査結果の概要

1 調査の概要

(1) 調査対象および標本抽出方法

市内在住の16歳以上の市民から2,000人を無作為抽出

(2) 調査方法

郵送による配布・回収

(3) 調査基準日（標本抽出基準日）

令和2年12月1日

(4) 調査期間

令和2年12月24日～令和3年1月6日（1月12日回収〆切）

(5) 回収状況

有効配布数 1,986件（14件は住所変更による不達）

有効回収数 660件

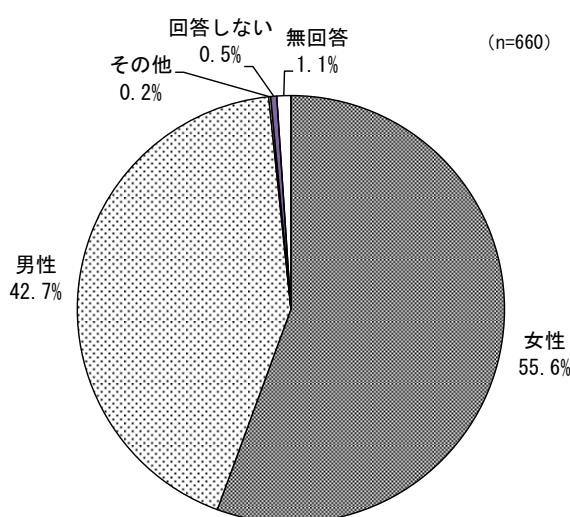
有効回収率 33.2%

2 調査結果の概要

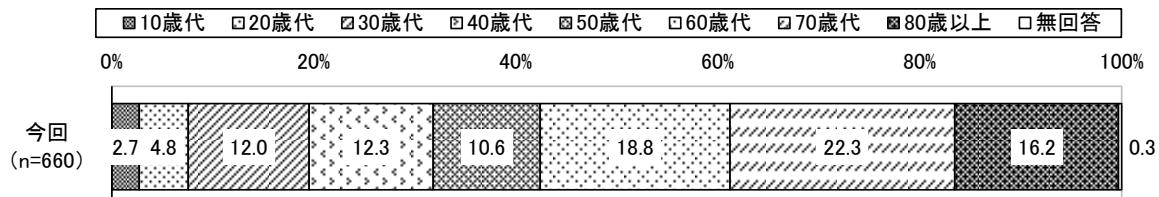
※回答は、各質問の回答者数(n)を基数とした百分率で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合があります。

(1) 回答者の性別と年齢

【性別】



【年齢】

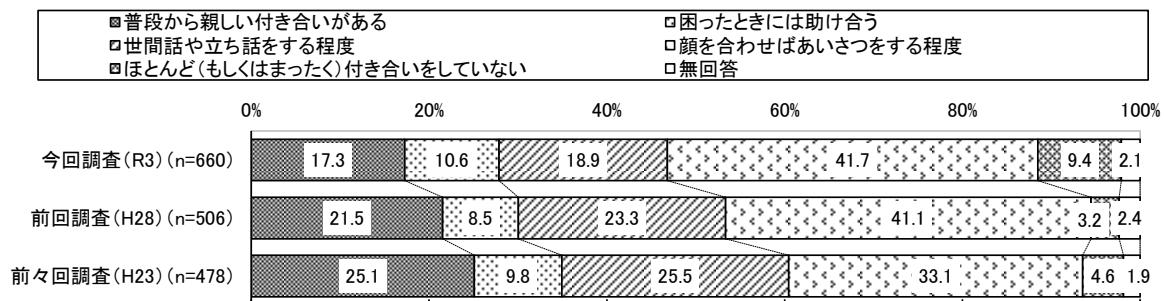


(2) 隣近所との付き合いの程度

【全体】

前回調査と比較すると「普段から親しい付き合いがある」、「世間話や立ち話をする程度」が減少しています。一方で、「ほとんど（もしくはまったく）付き合いをしていない」が1割弱まで増加しています。

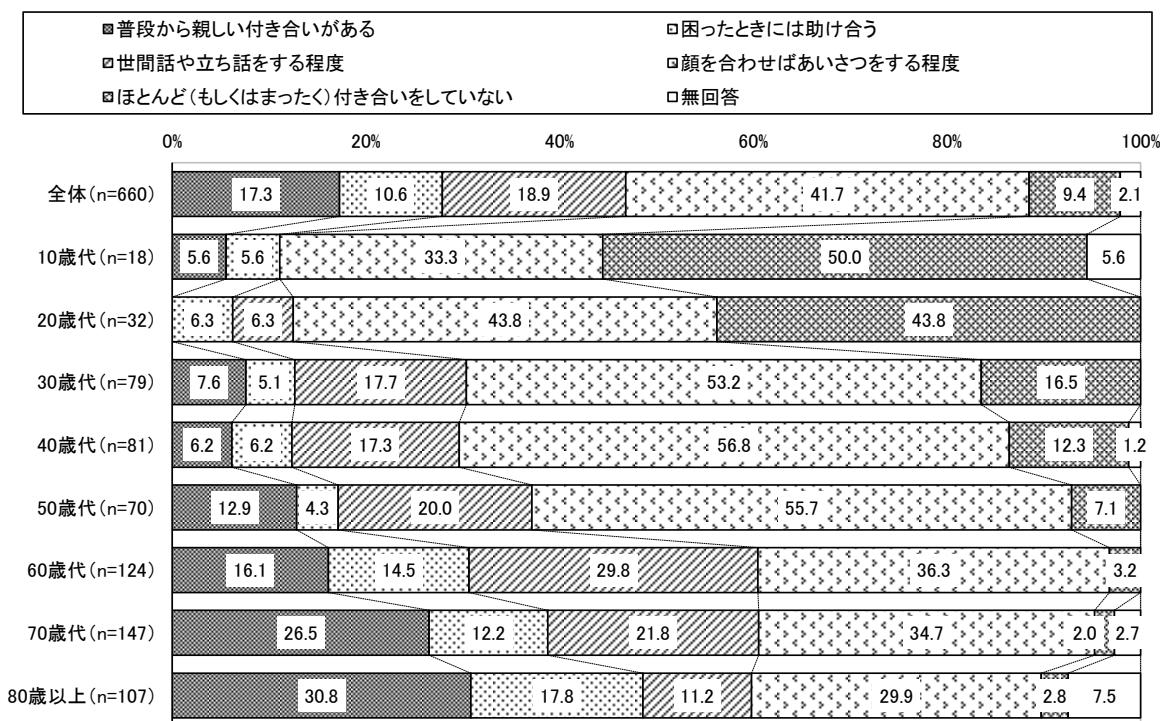
【近所との付き合いの程度】



【年代別】

年代が下がるほど近所付き合いの程度は浅くなる傾向がみられ、10～20歳代では「ほとんど（もしくはまったく）付き合いをしていない」が4割を超えています。

【近所との付き合いの程度(年代別)】

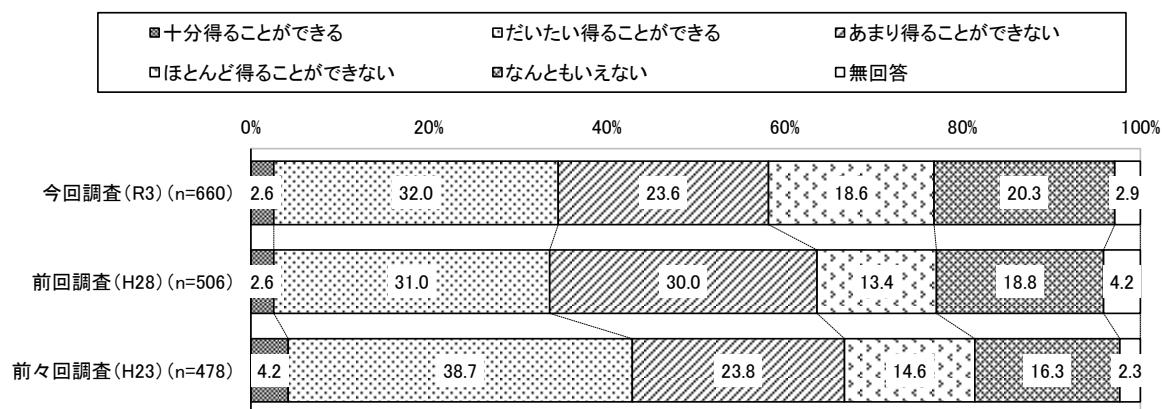


(3) 福祉サービスに関する情報は十分に得られていると思うか

【全体】

前回調査と比較して、「十分得ることができる」、「だいたい得ることができる」はほぼ同程度となっています。「あまり得ることができない」が減少する一方で、「ほとんど得ことができない」が増加しています。

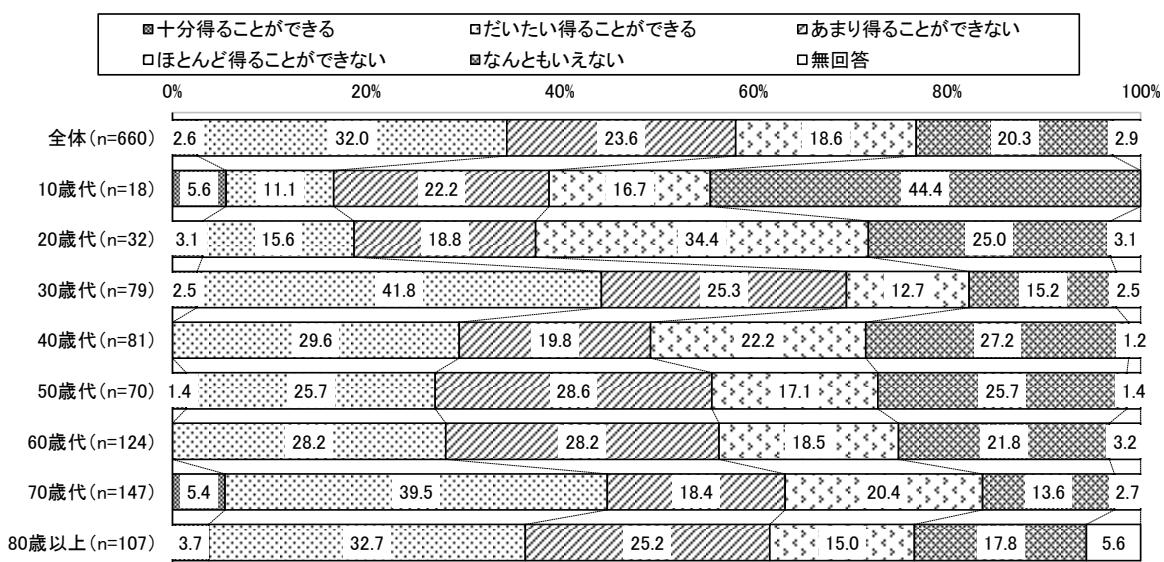
【福祉サービスに関する情報を十分に得ることができているか】



【年代別】

20歳代で「ほとんど得ことができない」、10歳代で「なんともいえない」が特に多くなっています。一方、30歳代と70歳代では「だいたい得ることができる」が4割前後と比較的高くなっています。

【福祉サービスに関する情報を十分に得できているか(年代別)】

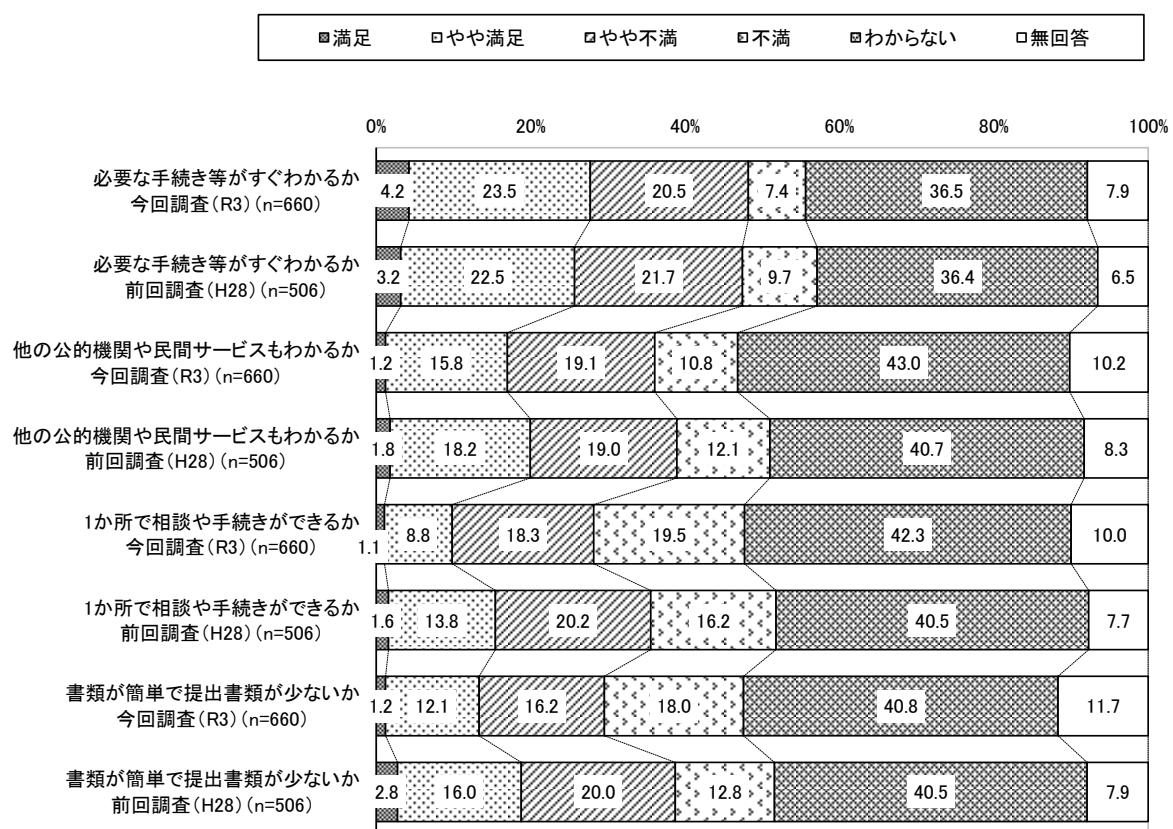


(4) 相談窓口に対する満足度

【全体】

「必要な手続き等がすぐわかるか」について、前回調査より満足度が高くなっていますが、それ以外の項目では減少しています。「1か所で相談や手続きができるか」については、「不満」「やや不満」の合計が4割弱で、他の項目と比較してやや不満が大きくなっています。

【市の福祉や保健の相談窓口に対する満足度】

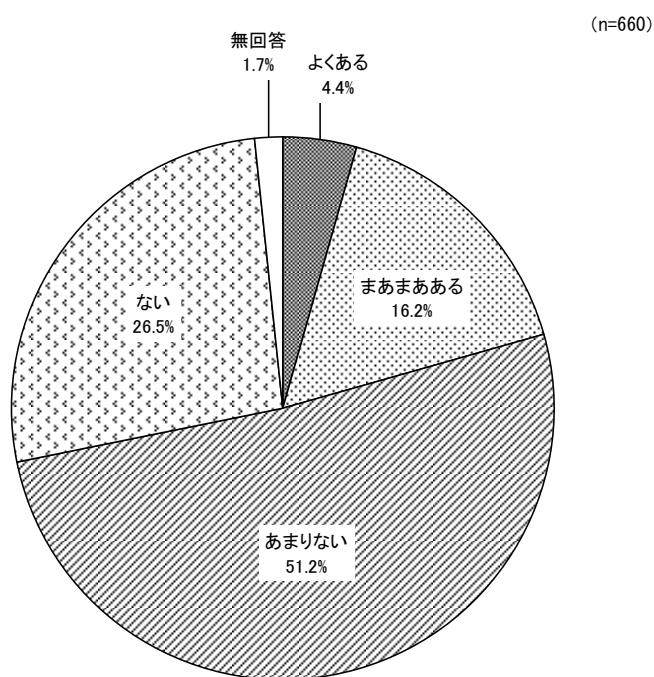


(5) 福祉に関して学ぶ機会

【全体】

「あまりない」が半数を超えて最も多くなっています。

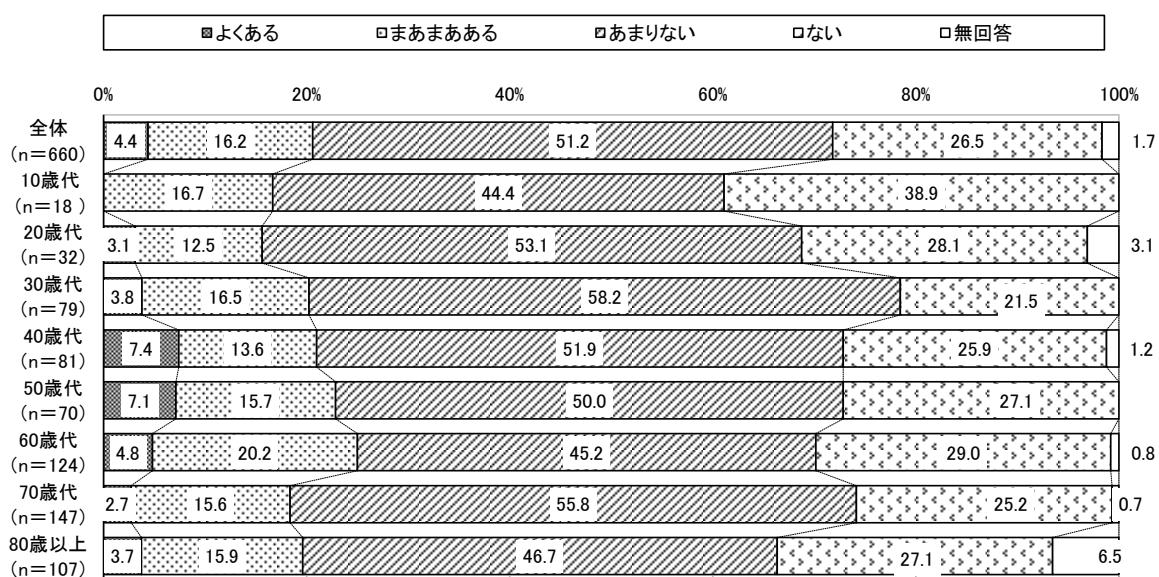
【福祉について学ぶ機会があるか】



【年代別】

10~20歳代、70歳代では、「ない」「あまりない」が合わせて8割を超えて高くなっています。

【福祉について学ぶ機会があるか(年代別)】

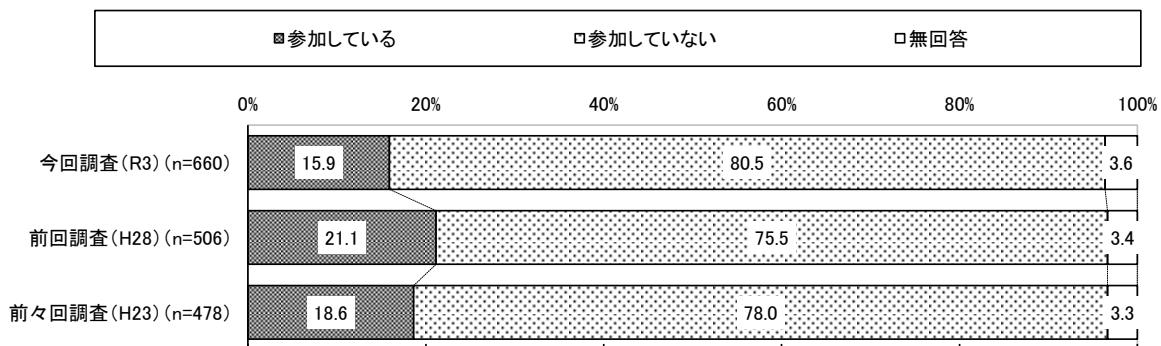


(6) ボランティア活動への参加

【全体】

前回調査と比較すると「参加している」が減少し、「参加していない」が増加して8割を超えています。

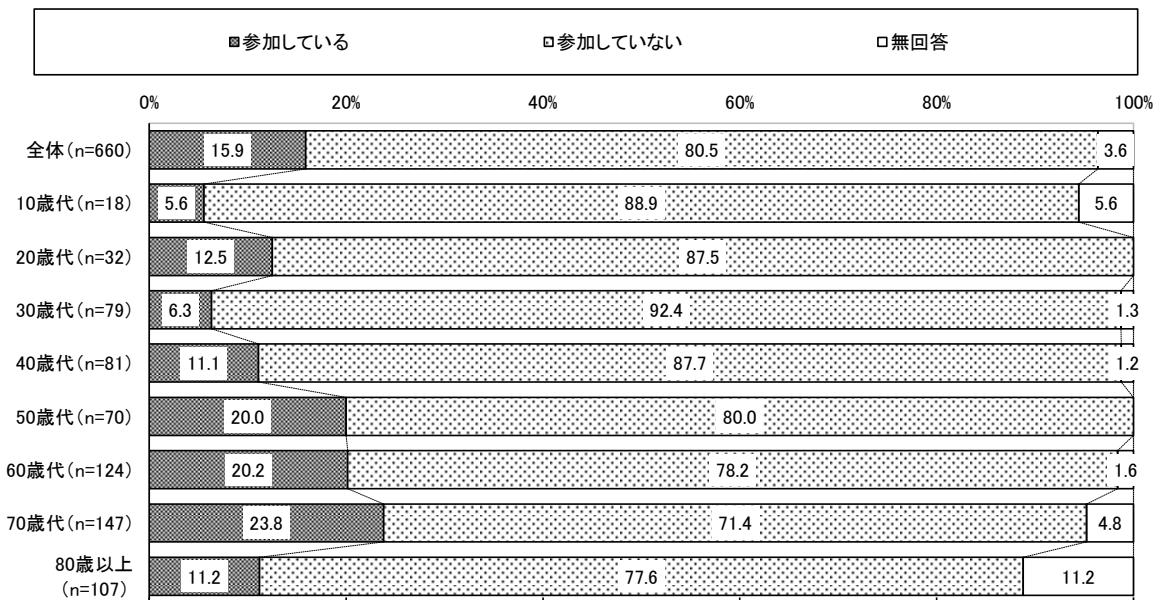
【ボランティア活動への参加】



【年代別】

50～70歳代で「参加している」が2割以上と比較的高くなっています。

【ボランティア活動への参加(年代別)】

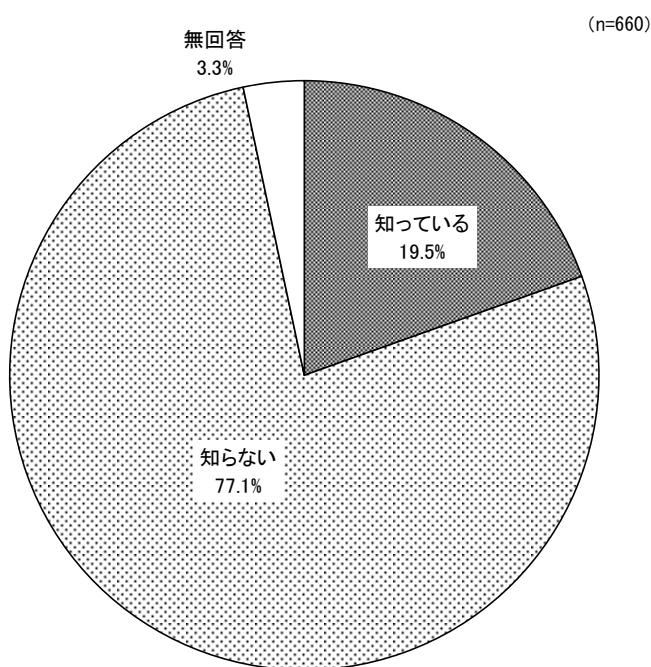


(7) 再犯防止に関する協力者の認知度

【全体】

「知らない」が8割弱で「知っている」は約2割となっています。

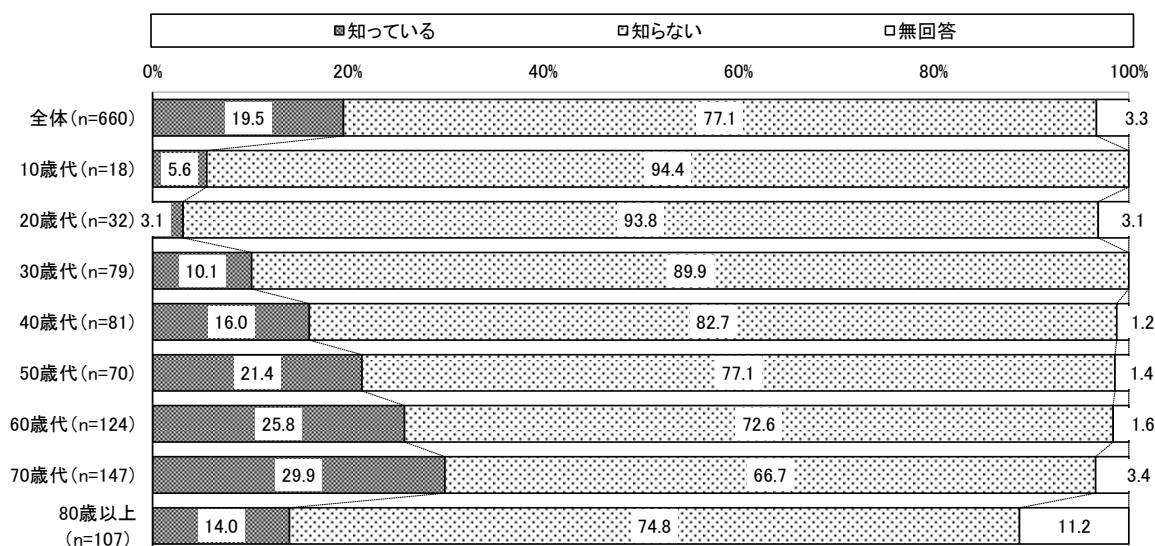
【再犯防止に関する協力者の認知度】



【年代別】

年代が上がるほど認知度が上がる傾向がみられ、最も高い70歳代では約3割が「知っている」と回答しています。

【再犯防止に関する協力者の認知度(年代別)】



3 団体アンケート調査結果の概要

計画を策定するにあたり、市内の学区（地区）社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会、ボランティアグループ、NPO 等 140 団体を対象とした団体アンケートを実施し、79 団体から回答を得ました。

1 調査結果の概要

（1）彦根市の地域福祉の良い所

■団体ごとの回答の傾向

| ボランティアグループ、NPO 等 | 学区社協 | 地域団体 (民児協、自治会等) |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・彦根市の地域福祉活動への支援・市社協の地域福祉活動への支援・彦根市の地域性 | <ul style="list-style-type: none">・彦根市の地域福祉への姿勢・彦根市の地域福祉の取組や施策 (特に地域包括支援センター) | <ul style="list-style-type: none">・彦根市の地域福祉への姿勢・彦根市の地域福祉の取組や施策 (特に地域包括支援センター)・市社協の地域福祉の取組 |

（2）彦根市の地域福祉の課題

■団体ごとの回答の傾向

| ボランティアグループ、NPO 等 | 学区社協 | 地域団体 (民児協、自治会等) |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・彦根市の福祉サービスの課題・彦根市の地域福祉活動への支援・活動上の課題 | <ul style="list-style-type: none">・彦根市の福祉行政の体制・彦根市の地域福祉の取組・団体組織の弱体化について | <ul style="list-style-type: none">・彦根市の福祉行政の体制・活動上の課題・高齢化とそれにともなう諸問題 |

（3）課題を解決するのに必要な彦根市の地域福祉の取組

■団体ごとの回答の傾向

| ボランティアグループ、NPO 等 | 学区社協 | 地域団体 (民児協、自治会等) |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・活動への支援・関係機関との連携と仕組みづくり・地域福祉を充実させるための方策 | <ul style="list-style-type: none">・団体、専門職の育成・担い手育成のための方策・団体活動への支援 | <ul style="list-style-type: none">・相談支援体制の整備、情報発信の強化・高齢化への対策・活動への支援・市との連携のあり方の見直し |

（4）彦根市の地域福祉に対し市民から寄せられる声

■団体ごとの回答の傾向

| ボランティアグループ、NPO 等 | 学区社協 | 地域団体 (民児協、自治会等) |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・地域福祉への関心・福祉施策に関して・地域の課題に関して（交通・移動、認知症、空き家、ひきこもり）・活動上の課題 | <ul style="list-style-type: none">・地域福祉への関心・情報、相談窓口に関して・地域福祉活動の場や環境に関して・地域の課題に関して（買い物難民、空き家、ゴミ問題） | <ul style="list-style-type: none">・地域福祉への関心、意識・情報、相談窓口に関して・福祉施策に関して・地域の課題に関して（交通・移動、ゴミ問題、空き家、除雪、高齢化、不登校児童） |

(5) 地域福祉課題のまとめ

①地域福祉の課題に関して

●担い手づくり・居場所づくり

彦根市における地域福祉の課題として、どの団体にも共通して最も多く挙げられたものは、つながりの希薄化や高齢化による担い手不足であり、活動や組織の継続を危ぶむ意見や早急に対処すべき問題であるとの指摘もありました。そのために、人材の育成、学習会やイベントによる啓発、福祉活動に参加しやすい仕組みづくりが必要とされています。また、市民の地域福祉への関心を高め参加しやすい雰囲気をつくるため、多世代交流や活動に関する情報提供が必要であるとの意見もありました。

一方で、居場所づくりを求める声は多くあり、つながりづくりだけでなく、SOS を発信したり情報を共有できる場所としても、居場所が求められています。

●困っている人への気づきと支援

自ら SOS を出せない人に対してのアウトリーチや居場所づくり、従来の方法では情報が届きにくい人に情報を届け支援へとつなげる広報の仕方等、支援を必要としているにもかかわらず届いていない人に対して、支援を届ける手立てについての意見が多くありました。

●福祉施策について

福祉サービスに関する情報が得にくいとの意見が多く、媒体のわかりやすさの向上や支援を必要とする人に直接アドバイスできる体制づくりを提案する意見がありました。また、相談に関しては、どこに相談に行ったらよいのかわからないといった意見が多く、ワンストップ窓口の整備が求められています。また、移動支援や災害時支援等をはじめ、各種福祉サービスの充実を求める意見が多く挙がりました。

②活動への支援に関して

●活動する上で必要とされる支援

地域福祉活動を行う上で必要な支援として、人材の確保・育成、活動拠点の確保、活動の広報、活動資金の補助、研修会の実施や専門職の派遣といった意見が挙げられました。また、活動を行う上で必要な個人情報の開示や関係機関との連携を求める意見が多く、従来のものとは違う、新しい組織や福祉担当の役職を作り人員を配置する提案等もありました。

●少子高齢化への対応

団体ごとの回答の傾向をみると、特に地域団体に多かったものとして、高齢化とそれに伴う諸問題への対応が必要であるとの意見が目立ちました。活動メンバーの高齢化や担い手の不足により活動の負担が大きくなっていることから、活動の範囲や度合いを明確化してほしいとの意見をはじめ、他団体との連携や人材の確保、高齢化への危機感や情報の共有と対策等を求める意見が挙がり、強い問題意識があることが窺えます。

また、福祉サービスに関しても、移動支援をはじめ高齢化に伴って必要となる支援について充実する必要があるとの意見が多くありました。

第3次彦根市地域福祉計画

発行：彦根市

発行年月：令和4年（2022年）3月

編集：彦根市福祉保健部社会福祉課

〒522-0041 滋賀県彦根市平田町 670 番地

TEL : 0749-23-9590 Fax : 0749-26-1768

E-mail : shakaifukushi@ma.city.hikone.shiga.jp

第3次彦根市地域福祉計画

発行:彦根市

発行年月:令和4年(2022年)3月